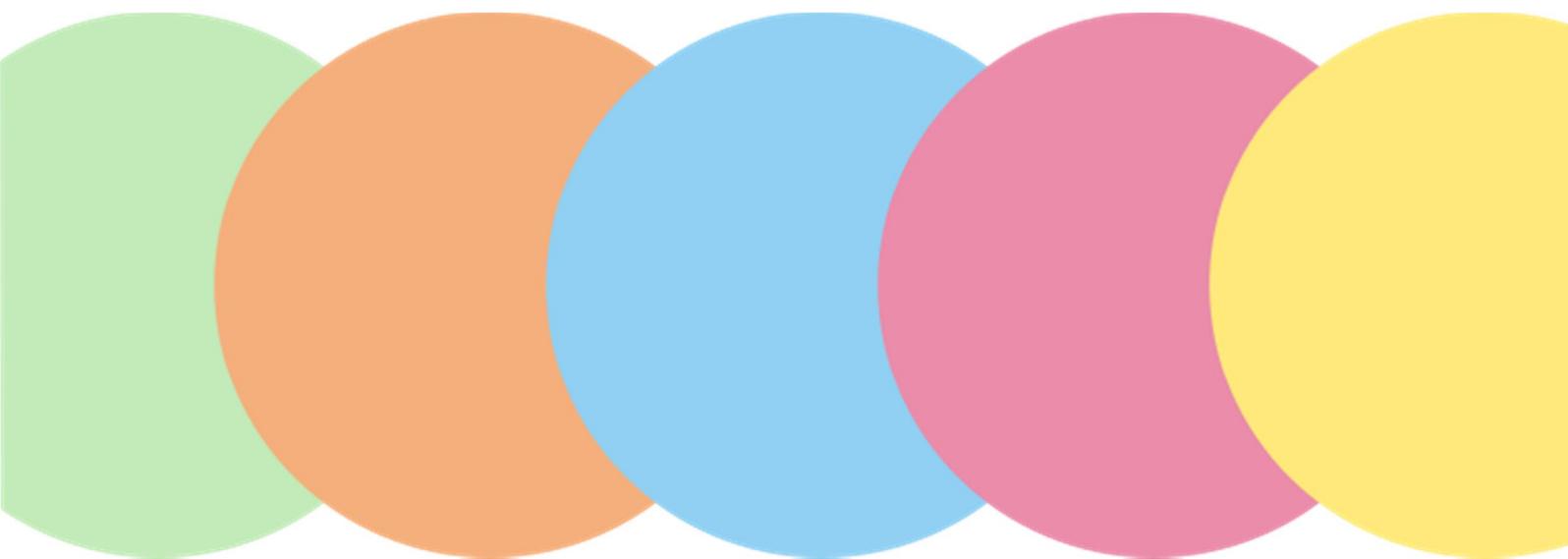


第2次日光市総合計画 後期基本計画

令和4年度～令和7年度



令和4年3月

市民の皆さまへ



日光市では、平成28年3月に「feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち」を将来の都市像とした、第2次日光市総合計画を策定し、平成28年度から令和7年度までの10年間の基本構想と、平成28年度から令和3年度までの前期基本計画に基づいたまちづくりを進めてまいりました。

前期基本計画においては、「日光市まちづくり基本条例」で定めた「共有・参画・協働」を基本理念として、まちづくりの重点施策である「SUKIDESU（好きです）日光」を掲げ、人口減少対策として、交流人口の増加や地域の課題解決に向けた各種施策を展開してきたところです。

日光市は、豊かな自然や世界に誇る文化・産業遺産を始めとする特色ある地域資源など、多彩な魅力を有しているものの、人口減少や少子高齢化が加速度的に進行しています。さらに、新型コロナウイルスのまん延による生活様式の変容や、全国的に人の往来が激減したことで、観光業を始めとする地域経済が甚大な被害を受けるなど、数々の大きな課題に直面しています。厳しい財政状況の中、これらの局面を乗り越え、日光市を将来にわたり持続可能なまちにしていくためには、「選択」と「集中」により、戦略的・重点的に取り組む施策を明確化した上で、「改革」を進めるとともに、「人」を育み、「つながり」を深め、「愛着」や「誇り」を醸成していく必要があります。

このため、基本構想を継承しつつ、市政を取り巻く社会潮流や地域課題を踏まえ、改革の視点を重視し、令和4年度から令和7年度までを計画期間とした「第2次日光市総合計画後期基本計画」を策定しました。

後期基本計画においては、人口減少対策を引き続き進めていくにあたり、「まちづくり人口の充実」に重点的に取り組むこととし、「産業振興」「互助・共助」「教育」に関する3つのプロジェクトを積極的に展開してまいります。「魅力」いっぱい、「人」がつながり、「未来」かがやく新しい日光を創り、子や孫の世代に引き継いでいけるよう、市民の皆さまと一丸となって取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました日光市総合計画策定審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）3月

日光市長 粉川 昭一

第1章	日光市の将来像	P 1
-----	---------	-----

第2章	日光市の都市像と都市フレーム	P 2
-----	----------------	-----

第1節	日光市の都市像	2
-----	---------	---

第2節	まちづくり人口	3
-----	---------	---

第3節	財政運営	7
-----	------	---

第4節	公共施設の適正化	9
-----	----------	---

第5節	土地利用	11
-----	------	----

第6節	水利用	14
-----	-----	----

第3章	まちづくりの重点施策	P 16
-----	------------	------

第1節	まちづくりの重点施策の位置付け	16
-----	-----------------	----

第2節	まちづくりの重点施策の内容	17
-----	---------------	----

①	魅力いっぱいプロジェクト	17
---	--------------	----

②	人がつながるプロジェクト	18
---	--------------	----

③	未来かがやくプロジェクト	19
---	--------------	----

第4章	まちづくりの基本施策	P 20
-----	------------	------

第1節	未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり	22
-----	----------------------	----

①	生涯学習・社会教育	23
---	-----------	----

②	学校教育	25
---	------	----

③	文化財	27
---	-----	----

④	スポーツ	29
---	------	----

第2節	健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり	32
-----	------------------------	----

①	社会福祉	33
---	------	----

②	子育て支援	35
---	-------	----

③	高齢者福祉	37
---	-------	----

④	障がい者福祉	39
---	--------	----

⑤	保健・医療	41
---	-------	----

第3節	魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり	44
①	観光	45
②	農林水産業	47
③	商工業・雇用・労働	49
第4節	快適で住みよい、居住環境のまちづくり	52
①	都市基盤整備	53
②	道路・河川	55
③	住宅・住環境	57
④	交通政策	59
第5節	暮らしを支える、安全・安心のまちづくり	62
①	防災・危機管理	63
②	消防・救急	65
③	防犯・交通安全・消費生活・生活環境	67
第6節	自然と共生する、環境のまちづくり	70
①	環境保全	71
②	資源循環	73

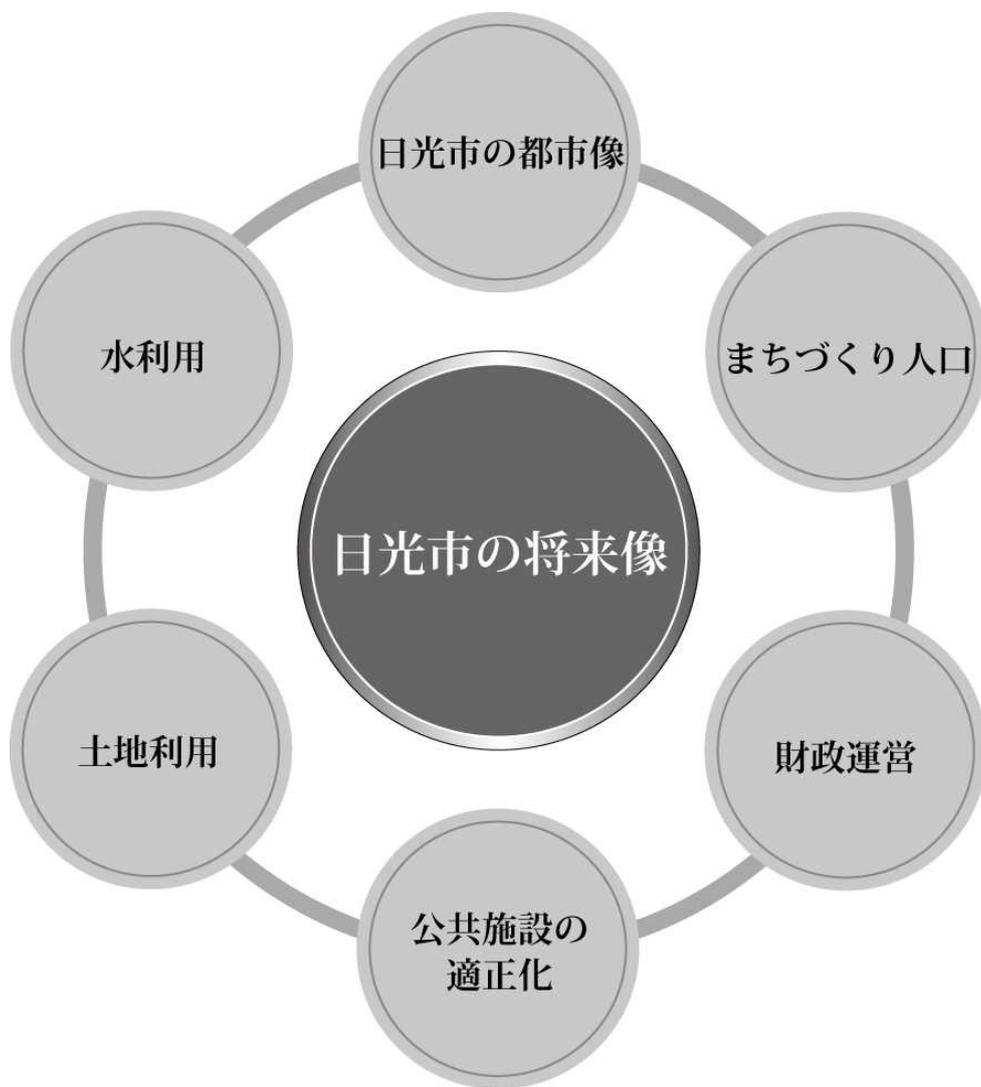
第5章

まちづくり推進の視点 P76

第1節	ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点	77
○	シティプロモーション	77
第2節	市民と行政が共にあゆむ、協働の視点	79
○	市民との協働	79
第3節	地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点	81
○	地域づくり	81
第4節	互いが尊重し合い、認め合う社会づくりの視点	83
○	人権尊重・男女共同参画社会	83
第5節	世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点	85
○	国際化	85
第6節	健全な行政経営を確立する、行政改革の視点	87
○	行政経営	87
第7節	柔軟で迅速な感染症への対応の視点	91
○	感染症対策	91
第8節	総合計画の着実な推進の視点	93
○	総合計画の着実な推進	93

第1章 日光市の将来像

第2次日光市総合計画における「日光市の将来像」は、これからの日光市の目標となる「日光市の都市像」をはじめ、骨格的な枠組みとなる「まちづくり人口」「財政運営」「公共施設の適正化」「土地利用」「水利用」の6項目から構成されています。

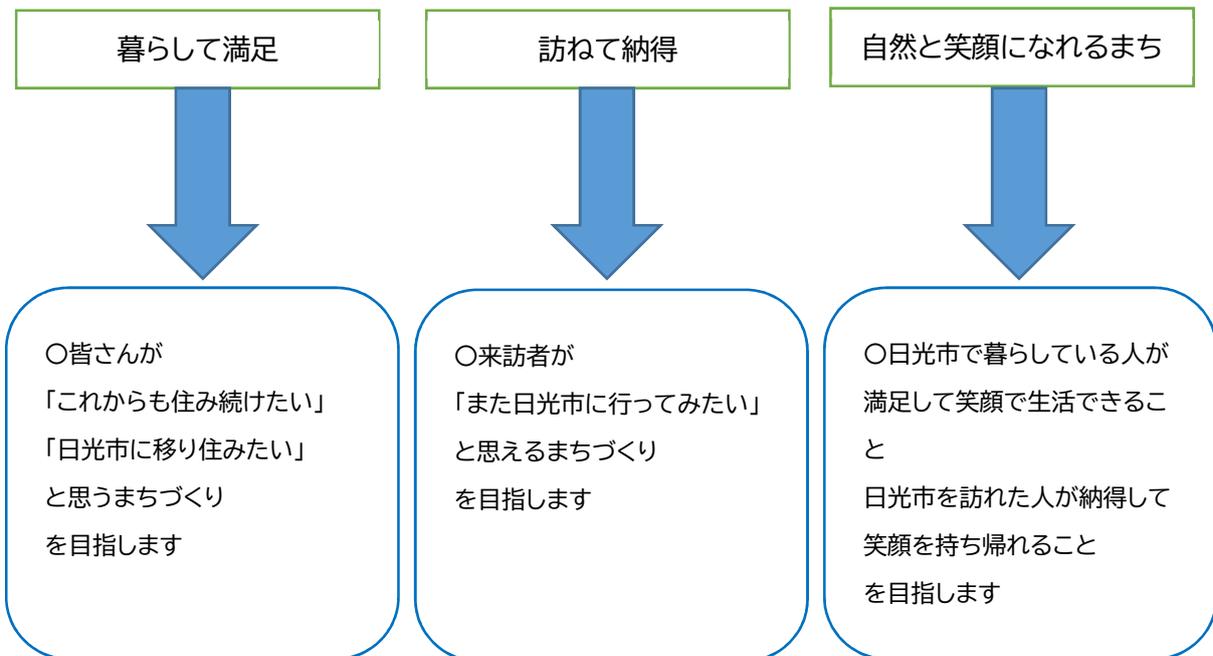


第1節 日光市の都市像

第2次日光市総合計画基本構想においては、さらなる日光市の成長を目指し、これからのまちづくりの目標となる“10年後の日光市の都市像”を次のように定めています。



「feel so good!! (フィール・ソー・グッド!!)」には、「とても快適」「気分がとても良い」といった意味があり、日光市に関わる全ての人が嬉しくなり、さらに「感動」「驚き」を味わえるといった環境を彷彿とさせます。また、国際観光文化都市として、多くの外国人観光客に日光市のイメージを直接届ける意味も込められています。



第2節 まちづくり人口

第2次日光市総合計画基本構想においては、生活環境整備の基本的な枠組みとなる「定住人口」と地域の賑わいを創出する「交流人口」を「まちづくり人口」と定めています。

1 定住人口の見通し

平成27（2015）年度の国勢調査結果をもとに、日光市の将来の定住人口を予測すると、今後も減少傾向で推移し、第2次日光市総合計画後期基本計画の最終年度である令和7（2025）年度には、約69,400人になるものと推計されます。

その年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が約6,400人（構成比9.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が約36,200人（構成比52.1%）、老年人口（65歳以上）が約26,800人（構成比38.7%）と推計されます。

年齢別人口の構成比は、これまで同様、老年人口の比率が高まり、年少人口及び生産年齢人口の比率は低下するものと見込まれます。

第2次日光市総合計画前期基本計画においては、「日光市人口ビジョン」に定めた人口の将来展望の実現を念頭に、雇用・就業機会の拡大や若者世代が子育てしやすい環境づくりなどを積極的に展開し、人口減少の緩和に努めてきました。

しかしながら、令和2年国勢調査では、すでに77,661人となっており、予想を上回る速度で人口減少が進展していることから、第2次日光市総合計画基本構想において最終年度（令和7年度）の目標として掲げた、76,400人の達成は困難な状況にあります。

このため、過去の国勢調査の結果をもとに改めて推計した令和7年の定住人口が69,400人であることから、後期基本計画においては、定住人口70,000人を目指すこととします。

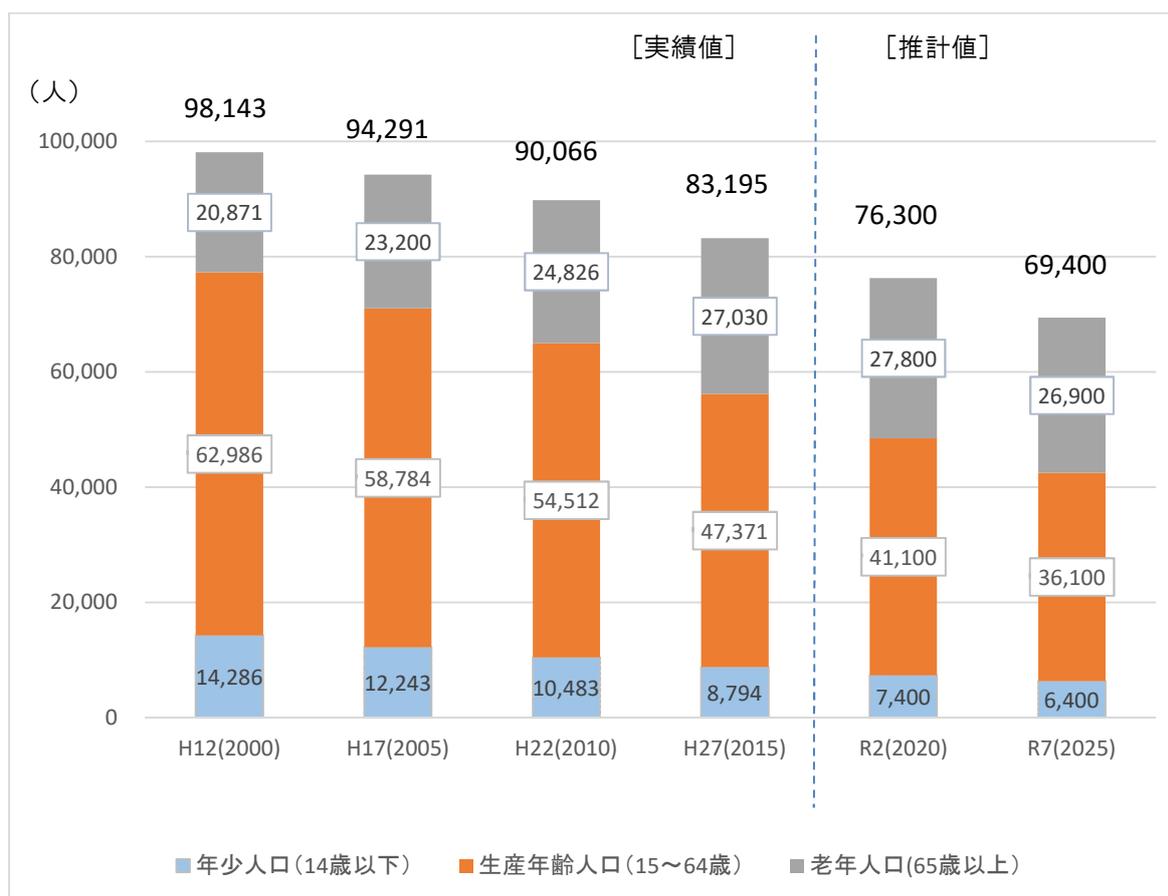
《定住人口の見通し》

(人)

区 分	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年推計 (2020)	令和7年推計 (2025)
総人口	98,143	94,291	90,066	83,195	76,300	69,400
年少人口 (0~14歳)	14,286 (14.6%)	12,243 (13.0%)	10,483 (11.6%)	8,794 (10.6%)	7,400 (9.7%)	6,400 (9.2%)
生産年齢人口 (15~64歳)	62,986 (64.1%)	58,784 (62.3%)	54,512 (60.5%)	47,371 (56.9%)	41,100 (53.9%)	36,100 (52.0%)
老年人口 (65歳以上)	20,871 (21.3%)	23,200 (24.6%)	24,826 (27.6%)	27,030 (32.5%)	27,800 (36.4%)	26,900 (38.8%)

※平成17年・22年は、年齢不詳者がいることから合計が100%になりません。

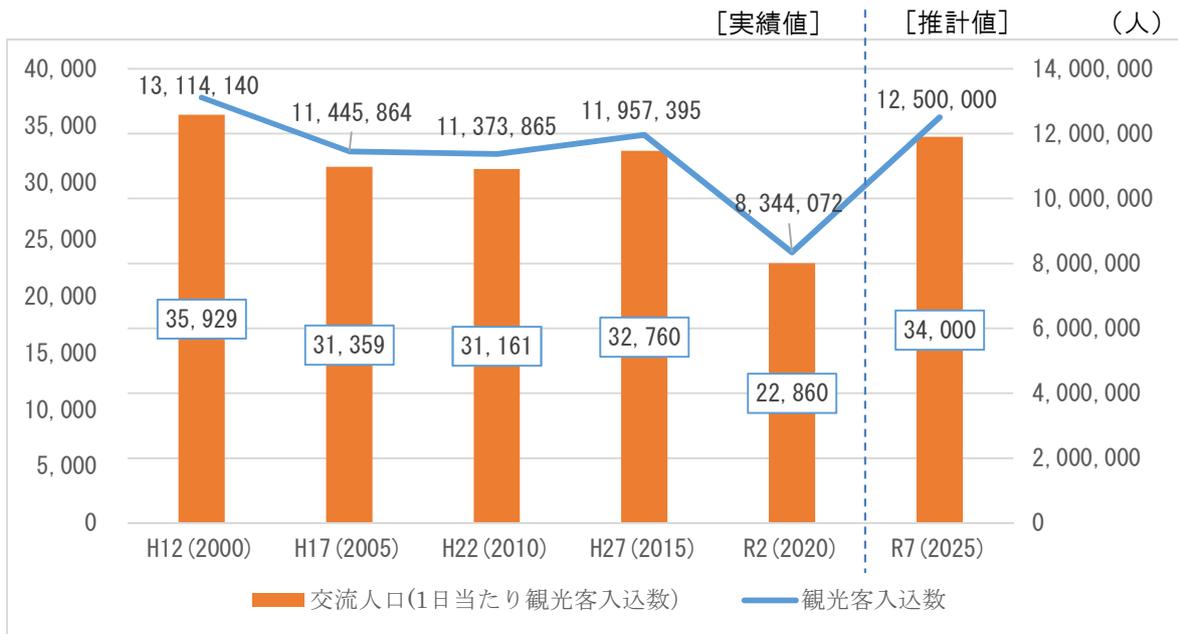
出典：国勢調査、日光市人口推計



2 交流人口の見通し

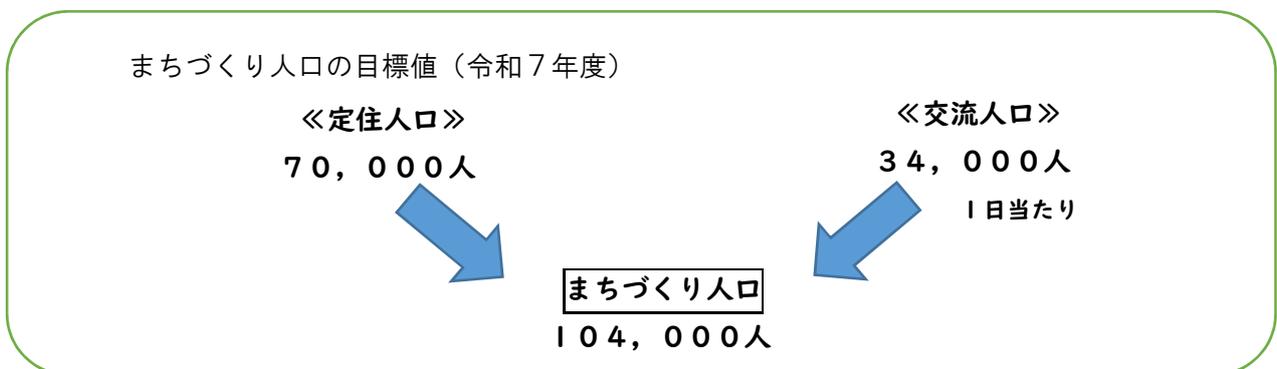
日光市においては、地域の活力や賑わいづくりを進める上で大きな目安となる観光客入込数^{※1}（1日当たりに換算した値）を交流人口と捉え、「日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「ひとの流れ」をつくるための施策の展開などにより、令和7（2025）年度の交流人口34,000人を目指します。

《交流人口の見通し》



3 まちづくり人口の目標

定住人口と交流人口の見通しから、令和7年度のまちづくり人口の目標値を104,000人に設定します。



※1 労働を目的とせず、日常生活圏以外の場所へ旅行する人の数

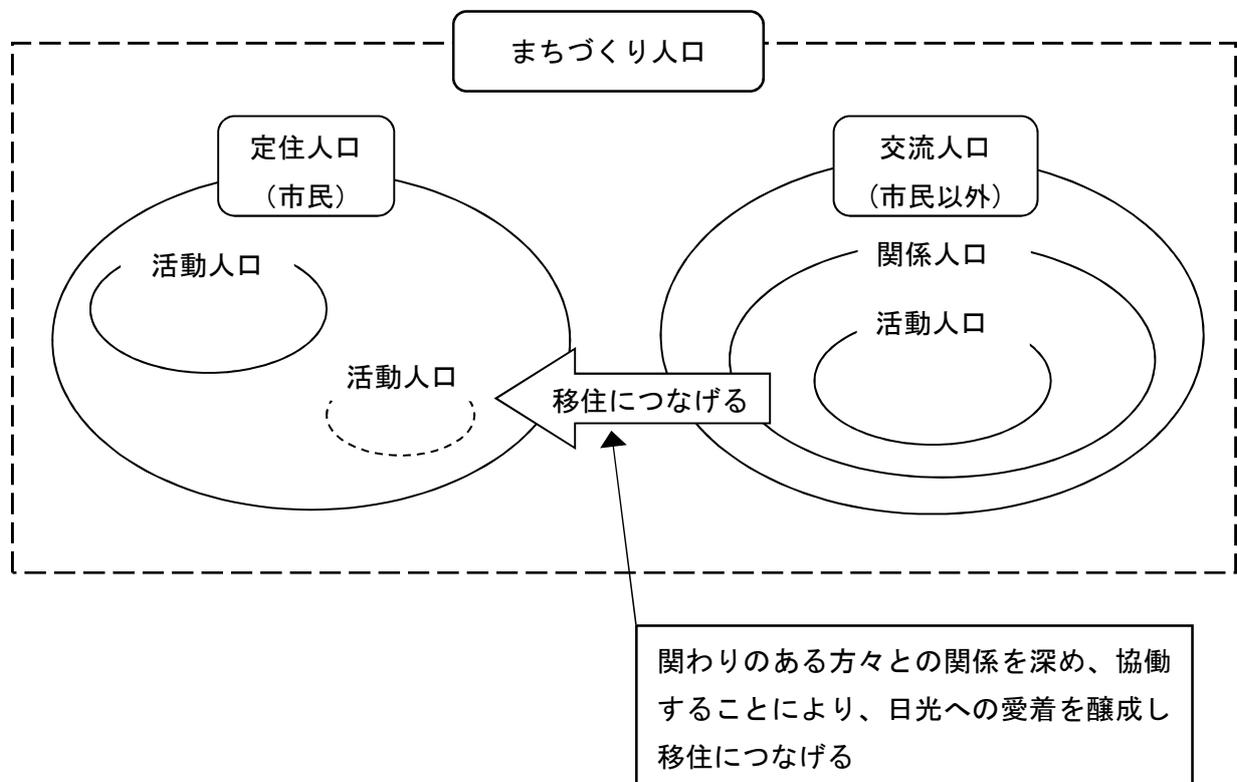
4 関係人口の創出

第2次日光市総合計画前期基本計画においては、定住人口が減少する中、観光客などの交流人口を増加させることにより、まちづくりに関わる人口を確保し、地域に活力や賑わいを生み出すこととしていました。

しかし、近年、予想を上回るスピードで人口減少が進展していることから、交流人口の増加だけで、地域の活力等を図ることが困難になってきています。

このため、日光市と多様に関わる関係人口、さらには、日光市に対し誇りや愛着を持ち、日光市とともに地域づくりを行う活動人口を増やすことで、元気で、価値ある地域づくりを目指します。

《関係人口、活動人口のイメージ》



定住人口：日光市に在住する人

交流人口：観光客など日光市に興味・関心がある人

関係人口：連携協定締結企業など市と関わりのある企業

ふるさと納税や地域にルーツのある人など

活動人口：NPOや連携協定などに基づき市や市民と協働で事業を実施する人や企業

第3節 財政運営

日光市の財政運営は、歳入において、人口減少による市税や地方交付税が減少する中、歳出においては、コロナ対策に加え、施設の適切な維持管理・統廃合・解体など、公共施設マネジメント計画に基づく事業や、情報関連機器等の更新費用など、多額の財源を投入する事業が想定されることから、これらの事業について早期に方向性を決定し、限られた財源の有効活用を図ることが求められています。

このため、財政収支の見通しを立て、財政の健全化を図りながら、本計画に計上した施策を着実に実施することとします。

1 財政の状況（前期基本計画での取組）

総合計画の実現や持続的な行政経営を進めるに当たり、平成30年11月に「長期財政の収支見通し」を策定し、厳しい財政状況の共有を図るとともに、「第3期日光市財政健全化計画」に基づき、歳入の確保と歳出の抑制に取り組んできました。

具体的な取組としては、小倉町分庁舎や藤原行政センター跡地など、未利用財産の売却、老朽市営住宅の解体を初めとする施設の集約・解体や、民間提案制度^{※1}の導入など公共施設マネジメント計画の着実な実行、市営駐車場の利用料金など、使用料等の適正化、民間企業との包括連携協定の締結推進、協働に関する提案募集制度^{※2}の創設、募集サイトの拡大などによるふるさと日光応援寄附金の確保対策などが挙げられます。

また、令和2年3月には「補助金の適正化に関する基準」を定め、補助金制度の見直しと適正化にも取り組んでいるところです。

2 財政上の特徴と課題

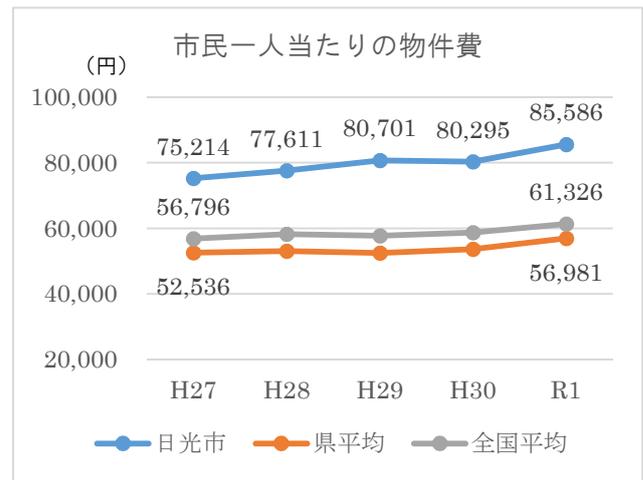
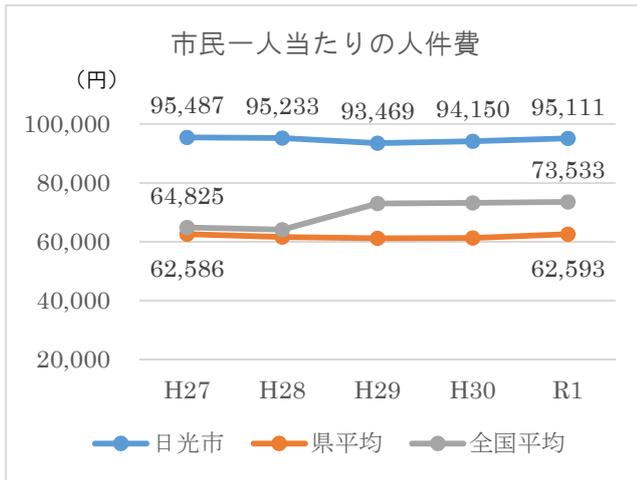
日光市の財政上の特徴として、歳出の性質別経費における人件費や物件費の占める割合が、全国の類似団体や県内の各市に比べ、高い傾向にあることが挙げられます。

これは、県土の約4分の1という広大な面積を有する日光市において、一定の行政サービスを維持するためには、市民生活に直結する施設をそれぞれの地域に配置する必要があり、これらの施設に係る人件費や施設の維持管理費用が他自治体に比べ多額になってしまうことなどが要因と考えられます。

今後、健全な財政運営を行っていくためには、これら経常的に必要となる経費をいかに圧縮し、適正な規模にしていくかが大きな課題となっています。

※1 公共施設等の施設整備や運営、利活用において、更なる向上が図られる内容に関する提案を民間事業者から求める制度

※2 民間企業等から市内地域や経済の活性化、公共サービスの充実に資する事業企画や協力・支援に関する提案を募集する制度



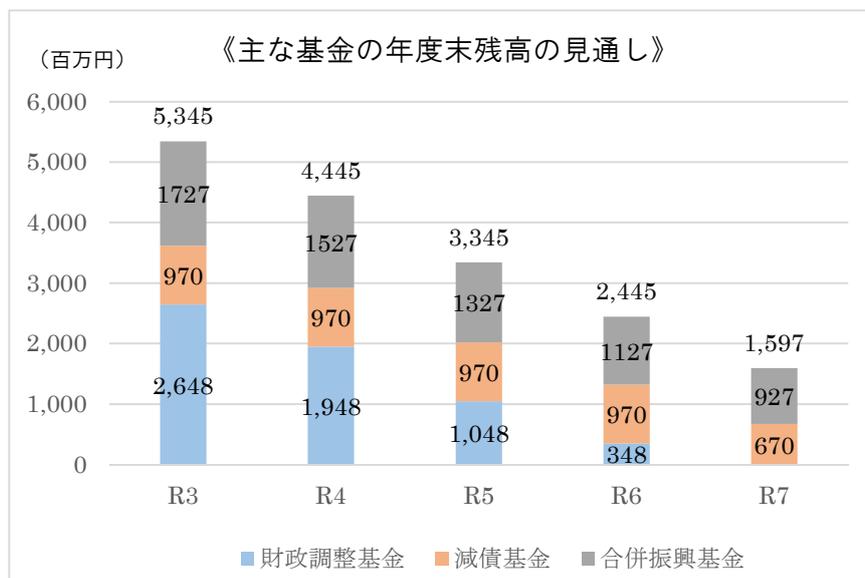
3 財政健全化に向けて（後期基本計画での取組）

令和3年10月に見直しを行った「長期財政の収支見通し（R4～12）」において、臨時的事業を除いた収支見通しでも令和12年度には基金残高が約35億円減少し、また、財政健全化の取組なしに想定される事業を全て実施した場合の収支見通しでは、令和10年度に基金が枯渇し、赤字財政へ転落することが予想されるなど、厳しい財政状況が浮き彫りになりました。中でも、財政調整基金は、令和7年度に枯渇してしまうという見通しになっています。

これらのことから、計画期間後まで見据えると、想定される大規模事業を全て実施することは困難であり、必要最低限の行政経営を継続することでさえ困難な状況にあるといえます。

このため、財政健全化に向けた具体的な取組を加速させ、想定される大規模事業の方向性を早期に確立する必要があります。

具体的には、歳入では、将来想定される事業の財源を確保するための方策を検討するとともに、歳出では、健全化に向けた取組について、実行の是非や優先度を検討した上で、可能なものから速やかに実行することとします。



第4節 公共施設の適正化

1 公共施設など^{※1}の保有状況

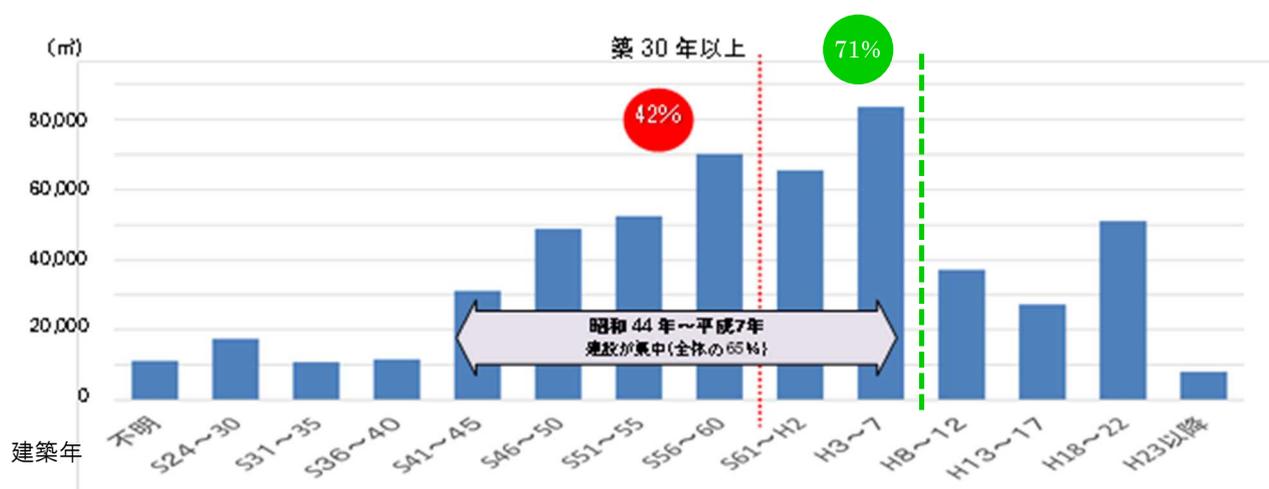
(1) 公共施設の状況

日光市が保有する公共施設（道路・橋りょう等のインフラを除く。）の延床面積は53.6万㎡（平成25年度末時点）で、これは市民1人当たりの施設の保有量に換算すると6.08㎡であり、全国平均3.42㎡の約1.8倍となります。

築年別の整備状況をみると、施設全体の65%が昭和44年から平成7年の間に整備されています。

老朽化対策に一定の費用が必要となる築30年以上経過している施設の割合は平成25年度末時点で全体の42%であったものが、令和5年度には71%まで達し、対策が必要となる施設が急速に増加することとなります。

《日光市の保有施設整備状況》（平成26年3月末時点）



(2) インフラ資産の状況

日光市が保有するインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道、公園）も、公共施設と同様、昭和50年代を中心に整備されており、老朽化などの進行により、今後維持・更新の対応が必要とされています。

※1 「公共施設など」の中には、日光市が所有する公共施設（いわゆるハコモノ）だけでなく、道路・橋りょうなどのインフラ施設や公営企業など（上水道、下水道）の施設も含む

2 公共施設マネジメントの推進

日光市で抱える既存の公共施設などを現状のまま維持・更新することは財政面から見て困難な状況であり、今後の行政経営に大きな負担となるばかりでなく、必要な行政サービスまで影響を及ぼしかねない状況にあります。

効率的で効果的な公共施設の適正化を実現するため、10年を期間として計画的な取組を進めることとし、市民と合意を形成しながら、公共施設適正化の着実な推進を図っています。

公共施設マネジメントを推進するに当たって、施設に対する将来の負債を、人口が減少する次の世代に先送りすることがないように、施設の更新（建替え、大規模改修等）が集中する期間内に、コスト圧縮とハコモノ削減が可能な施設を優先して着手してきました。

これまでに、対象となる666の公共施設の総延床面積、576,000㎡のうち、野口小学校や藤原地域の保育園など83,300㎡を廃止しました。その一方、市役所庁舎や各地域の行政センターなどを新たに整備したため、39,800㎡増加したことにより、結果として、43,500㎡減少しました。

しかしながら、老朽化した公共施設は、依然として数多く残っており、今後の人口減少や市の財政状況などを踏まえると、これまで以上のスピードで、将来のまちづくりを見据えた公共施設の最適化に向けた取組を進めていく必要があります。

《平成28年以降の進捗状況》

	施設数	延床面積 (㎡)	増 減 (㎡)	左記減の内容
第2次総合計画策定時 (平成28年4月)	634	539,000	—	
対象施設の見直し (令和2年1月)	666	576,000	—	
令和3年4月1日	567	532,500	▲83,300 ----- 39,800 ----- ▲43,500 (▲7.5%)	【解体済（主な施設）】 （予定を含む） ・旧川治中学校、藤原地域保育園、旧藤原庁舎・消防署、旧本庁舎、旧清滝出張所、旧足尾行政センター等 【売却済施設】 ・旧小倉町分庁舎、旧ユースホステル、旧御幸町分庁舎 【廃止済（管理運営費減）施設】 ・旧栗山中学校、旧栗山行政センター、野口小学校、所野小学校等、野口っ子クラブ、旧足尾公民館、日光総合会館、野門集会所等

第5節 土地利用

1 土地利用の状況

日光市の面積は、1,449.83k㎡であり、森林が全体の86.4%を占めるなど、自然的土地利用が大部分で、可住地面積が極めて少ない状況です。

市域の北部から南西部にかけて森林地帯が、中央部から南部にかけて農林業地帯が形成されています。農林業地帯には、いくつかの市街地などが形成され、都市的土地利用がされています。

《日光市の土地利用の推移》

(単位：%)

区分	農用地	宅地	森林	湖沼	その他
H18(2006)	4.5	1.6	86.7	1.4	5.8
H25(2013)	4.3	1.7	86.5	1.1	6.4
R 2(2020)	4.3	1.7	86.4	1.1	6.5

※平成25年以降の湖沼については、池沼及び主要湖沼（中禅寺湖）の面積です。

出典：栃木県統計年鑑、森林については栃木県森林・林業統計書

2 土地利用の構想

2-1 基本理念

土地は、生活や生産の基盤であり、限りある資源です。自然環境の保全と地域の社会的、経済的、文化的諸条件に配慮しながら、集約型都市構造^{※1}の形成を図り、特色ある地域の発展につながるよう計画的な利用を目指します。

2-2 ゾーン区分

基本理念を踏まえ、自然や市街地、産業用地など既存の立地特性を活かしながら、市内を大きく4つのゾーン区分に分類して適正な土地利用を図ります。

(1) 都市ゾーン

[用途地域^{※2}に指定された今市市街地とその周辺部、日光市街地とその周辺部、鬼怒川温泉市街地とその周辺部、新市街地となるJR下野大沢駅周辺部]

都市機能の集積や災害に対する安全性の向上など、質の高い社会資本の整備を進めるとともに、用途地域や地区計画などによる適正な土地利用の形成や魅力ある街並み景観の形成に努めます。

また、コンパクトなまちづくりの形成に向けた取組を推進し、安全で機能的な都市基盤の創出に努めます。

※1 既存施設を活用しながら、日常生活に必要な都市機能の確保と集約化を図るなど、市街地の生活環境を維持しつつ、市街地をコンパクトにしていく都市構造のこと

※2 都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する地域

(2) 農業ゾーン

[農業振興地域^{※1}に指定された市域中央部から南東部にかけて農村地帯など]

農業集落などにおける生活環境の充実を図るとともに、田園景観や環境の保全、さらには農地の持つ多面的機能の確保や都市と農村の交流資源としての活用に努めます。

(3) 森林ゾーン

[自然公園ゾーンを除く市域中央部から南東部にかけて農村地帯など]

森林は、木材などを安定的に供給する経済的機能や自然環境の保全などの公益的機能を有しています。これを次世代に継承し続けることを基本に、貴重な生態系にも配慮した積極的な保全を図るとともに、森林資源の循環利用の推進、自然体験学習やレクリエーションの場としての活用に努めます。

(4) 自然公園ゾーン

[日光国立公園及び尾瀬国立公園とその周辺の市域北部から南西部にかけて連続する森林地帯]

日光市を象徴する景勝地として、また、市民の健康維持や休養など自然と身近にふれあえる空間として、優れた環境の保護と適正な利用に努めます。

2-3 地域連携

人口減少や少子高齢化を見据え、持続可能な都市空間構造の形成を図るため、コンパクトなまちづくりを推進します。

各地域の特性に応じて住居・商業・工業・公共公益機能や観光・レクリエーション機能を集積することにより、それぞれの地域の拠点性を高めるとともに、これらの拠点がネットワークを形成することで、誰もが暮らしやすい魅力あふれるまちづくりを目指します。

(1) 中心拠点

[今市市街地]

住居・商業・公共公益などの都市機能が集積する、日光市の中心として生活利便性の高い、コンパクトで機能的な都市環境の形成を図ります。

(2) 副次拠点

[日光市街地、鬼怒川温泉市街地、JR下野大沢駅周辺地区]

多様な都市機能の集積に加え、歴史・文化資源や観光・レクリエーション資源の活用により、住む人や訪れる人にとって魅力ある都市環境の形成を図ります。

(3) 地域拠点

[足尾庁舎周辺、栗山庁舎周辺]

日常生活に必要な生活・福祉サービス機能の集約・確保やコミュニティ機能の強化により、地域活力の維持・向上を支える環境の形成を図ります。

※1 農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、農業振興地域の整備に関する法律で定められた地域

(4) 業務・工業拠点

[轟・土沢・清滝地区など]

各地区の利活用の状況等を踏まえつつ、新たな企業誘致や雇用の場の確保に資する産業環境の形成を図ります。

(5) ネットワーク軸

[道路] 国道119号、国道120号、国道121号、国道122号、主要地方道川俣温泉・川治線 など

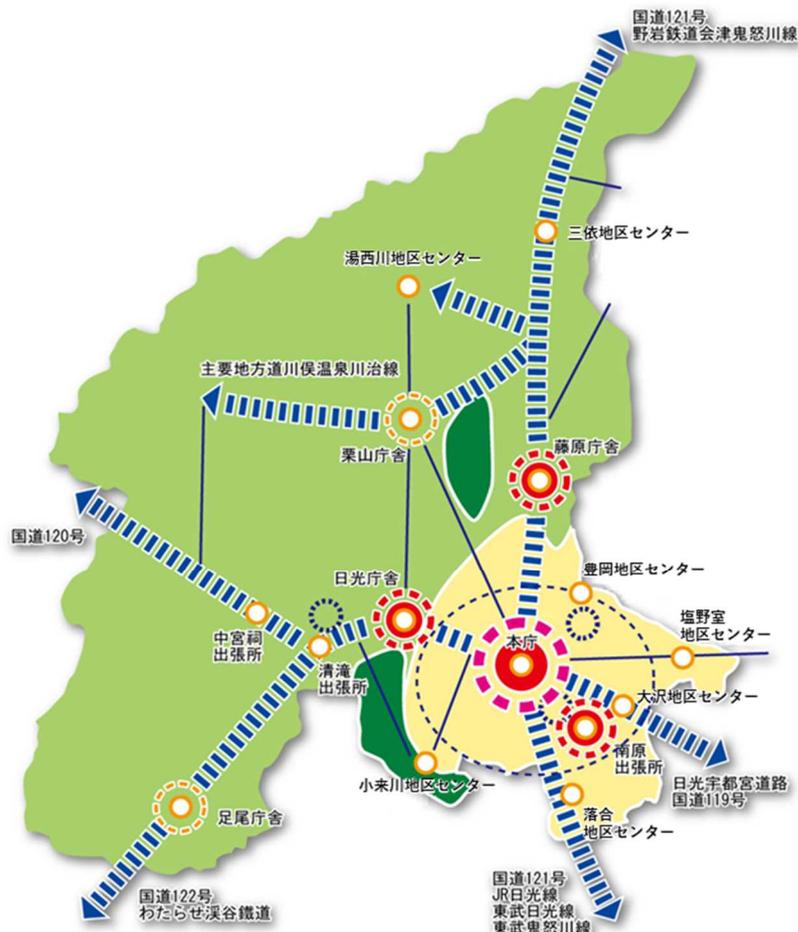
[鉄道] JR日光線、東武日光線、東武鬼怒川線、わたらせ渓谷鐵道、野岩鐵道会津鬼怒川線
快適で容易に移動できる交通環境を形成するため、市内の各拠点間の連絡を担うネットワーク路線として、主要な道路・鉄道の利用環境の充実・強化を図ります。

(6) 環状軸

[道路] 広域農道

農業ゾーン内の円滑な連携を担う環状軸として、広域農道の利用環境の充実・強化を図ります。

《土地利用に係るゾーン区分・地域連携のイメージ》



第6節 水利用

1 水利用の状況

(1) 利用形態

① 生活用水

生活用水は、上水道及び専用水道で賄われており、令和2(2020)年度における水道の給水人口普及率は、97.4%です。

また、令和2(2020)年度の年間給水量は、約1,380万 m^3 で、人口減少や節水意識の浸透等により、毎年度減少しています。

水資源に恵まれている日光市の水源は、河川の源流域という立地を活かし、地下水・表流水及び湧水等を利用しています。

《年間給水量の推移》

(単位：万 m^3)

年度 地域名	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度
今市地域	729	709	711	711	697	714
日光地域	430	412	403	396	386	369
藤原地域	348	340	323	297	279	238
足尾地域	62	60	55	33	30	30
栗山地域	34	37	48	43	38	29
	1,603	1,558	1,540	1,480	1,430	1,380

出典：市水道課データ

② 工業用水

工業用水は、井戸水(地下水)や上水道に比べ、表流水等のその他淡水の利用量が多くなっています。また、回収水(事業所内で一度使った水を循環して使用する水)を多く利用している事業所もあります。

《工業用水量(従業者30人以上の事業所)》

(単位： m^3 /日)

	事業所数	1日当たりの水源別用水量		
		上水道	井戸水	その他淡水
平成21年	42	2,785	12,273	57,208
平成25年	46	2,621	15,443	50,488
平成30年	48	2,919	15,153	47,984

出典：工業統計調査

③ 農業用水

農業用水は、その多くが表流水を利用しているほか、地下水を利用しています。

④ その他の水利用

その他の水利用としては、今市発電所をはじめとする市内21か所の発電用施設が発電用として河川水を利用するほか、養魚用としての利用も行われています。

(2) 水源地域としての役割

日光市は、鬼怒川や渡良瀬川の源流域であるとともに、中禅寺湖、湯ノ湖、川俣・川治・五十里・湯西川ダムなどの湖沼を有するなど、首都圏における水資源地域として重要な役割を担っていることから、水源林の保全や周辺環境整備に努めていく必要があります。

2 水利用の構想

(1) 利用形態別の構想

① 生活用水

良質で安全・安心な水を安定供給するため、将来を見通した需要量を把握するとともに、計画的に水道施設の規模の適正化を図ります。

また、漏水を防止するため、老朽化した施設の計画的な整備改善を図るとともに、限りある資源として節水意識の高揚を図り、有効かつ合理的な水の利用を促進します。

② 工業用水

利用可能な水源の確保を念頭に、豊富な地下水の有効活用を促進するとともに、貴重な水資源の節約を図ります。

③ 農業用水

取水施設や水路施設などの整備改善や長寿命化を進め、用水利用の合理化などに努めます。

④ その他の水利用

関係機関との連携による発電用施設における計画的な水利用の促進や、養魚用の利用水の水質汚濁防止に努めるとともに、日光市の自然の恵みである良質で豊富な水を活用した地場産業の振興に努めます。

(2) 水源地域としての役割

① 水源林の保全

首都圏における水資源地域として、良質な水の安定供給を確保する観点から、無秩序な樹木の伐採を防止するとともに、水源かん養保安林^{※1}などの適切な森林施業による水源林の保全に努めます。

② 水質の保全

鬼怒川及び渡良瀬川などの源流域として、流域全体にわたる影響に鑑み、下水道の整備促進や浄化槽の普及、周辺の清掃活動などを促進し、河川や湖沼の水質保全に努めます。

③ 周辺の環境整備

河川や湖沼などの水辺空間の積極的な利活用を図るため、市民の暮らしに身近な親水性のある施設など、周辺の環境整備に努めるとともに、水源地域と下流地域の交流を促進することで、豊かで活力のある水源地域の形成に努めます。

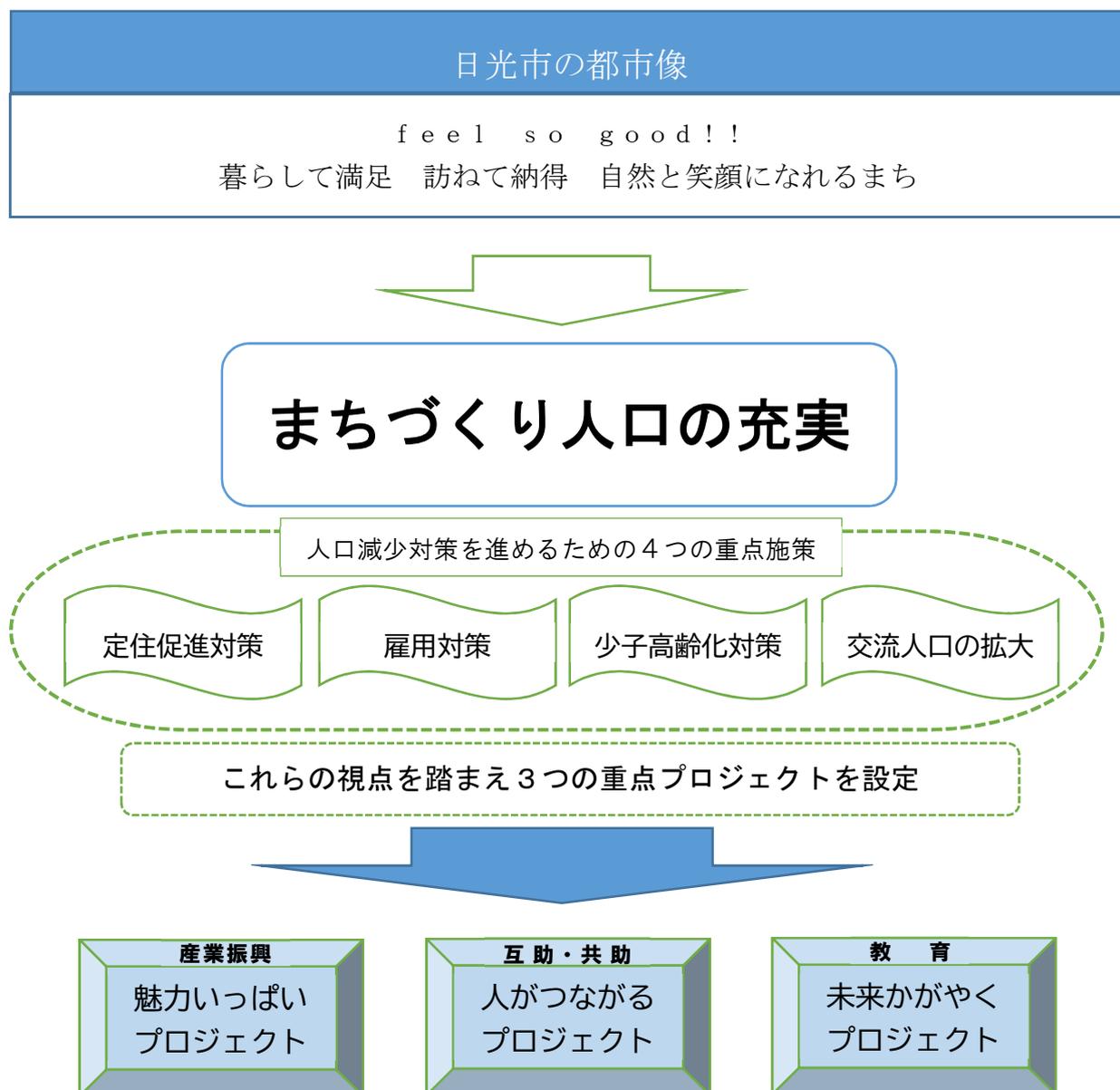
※1 降雨を地中の中にためて少しずつ川へ流すことで、洪水や濁水を防ぐための機能を期待して保安林として指定された森林

第3章 まちづくりの重点施策

第1節 まちづくりの重点施策の位置付け

第2次日光市総合計画基本構想のまちづくりの重点施策である、「人口減少対策」を引き続き進めていくに当たり、定住人口の減少が進む中、後期基本計画では、「まちづくり人口の充実」に向けた施策を進めることとします。

まちづくり人口の充実に向け、基本構想に定める、まちづくりの重点施策の柱である「定住促進対策」、「雇用対策」、「少子高齢化対策」、「交流人口の拡大」を踏まえつつ、まちづくりの重点施策として、「産業振興」、「互助・共助」、「教育」に関する3つのプロジェクトを設定し、積極的な展開を図ることで、日光市の都市像「feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち」の実現を目指します。



第2節 まちづくりの重点施策の内容

1 魅力いっぱいプロジェクト

まちづくり人口を充実していくためには、市の基幹産業である観光の振興を推進するとともに、働く場を確保し、移住定住や二地域居住につなげていくことが必要です。このため、「NEW DAY, NEW LIGHT. 日光」を市の新たなブランディングコンセプト^{※1}とした上で、企業を呼び込むための取組に加え、観光業、商工業、農林業などの様々な産業が連携した事業や、企業の多様な働き方に対応した環境づくりを推進する事業を展開します。

(1) 観光振興

テレビCMやインターネット広告、交通広告など、様々な媒体を活用し、観光プロモーションを展開するとともに、市場の動向把握や観光情報の共有など、観光団体や観光事業者と一体となって、実効性のある事業展開を図ります。

- ・“Route. N”観光誘客プロモーション事業
- ・DMO日光と連携した市場動向調査

(2) 企業誘致

地域特性を活かし、工場等の立地を誘導するほか、新たな企業の進出を促進するなど、雇用の場を確保します。

- ・市有地への企業立地促進事業
- ・民有地を活用した工場等立地誘導推進事業

(3) 多産業連携

農林業と観光、商工業が連携し、6次産業化^{※2}を図ることで、新たな商品開発や付加価値を創出し、販路拡大や新たな顧客獲得を図るとともに、観光をはじめ多産業における農林産物の地産地消を推進します。

- ・日光産農産物利用拡大創出事業
- ・日光産林産物利用促進事業
- ・統一したブランディングイメージによる販路拡大促進事業

(4) テレワーク^{※3}等定着促進

テレワークを活用した企業の多様な働き方に対応し、市内の活性化や移住定住、二地域居住につなげるため、市内におけるサテライトオフィスやワーケーション^{※4}を促進します。

- ・テレワーク推進拠点施設運営支援事業
- ・モニターツアー等誘致事業
- ・サテライトオフィス誘致宣伝事業

※1 市の強みや価値を活かしながら、市民やファンの方たちと一緒に「選ばれる日光市」にするためのテーマ

※2 農林漁業者が、農産物等の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売（3次）も行い、農産物等が持つ価値をさらに高める取組

※3 「Tele = 離れた」と「Work = 働く」を合わせた造語で、時間や場所にとらわれない、柔軟な働き方のこと

※4 「Work（ワーク）」と「Vacation（バケーション）」の造語で、リゾート地や地方など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得等を行う仕組み

(5) カーボンニュートラルの実現

世界的な気候変動のリスクや影響に対処していくため、脱炭素社会に向けた取組が活発化している中、「2050年ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、市民、事業者、市が連携、協働し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

- ・カーボンニュートラル推進事業

2 人がつながるプロジェクト

少子高齢化、人口減少の進行や、インターネット、SNSの普及により、地域におけるコミュニティの希薄化が進み、活力の低下が危惧されているため、市民が安全安心に暮らし続けることができるよう、地域内で支え合える互助や共助の取組を推進します。

(1) 地域包括ケアシステムの機能強化

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと元気で暮らせるよう、地域と医療、介護などが連携し、必要な方に適切な福祉サービスを提供する、地域包括ケアシステムの機能を強化します。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業

(2) 地域まちづくり協議会による地域力向上

市民が主体となって、自らの地域の課題を自主的に解決できるよう、協力体制の構築やそれぞれの地域の特性に応じた取組を支援するなど、地域の実行力を高め、地域力の向上を図ります。

- ・地域まちづくり協議会運営支援事業

3 未来かがやくプロジェクト

少子化が進む中においても、日光市で学ぶ子どもたちが、確かな学力や社会性、必要な体力を備えることにより、「生きる力」を育み、地域で学んだことを誇りとし、自分自身の夢の実現やまちづくりの担い手としての成長を促す人材育成を推進します。

(1) 学力を向上させる仕組みづくり

個別最適な学び^{※1}と協働的な学び^{※2}の一体的充実による「主体的・対話的で深い学び^{※3}」の実現を目指し、全ての子どもたちの可能性を引き出す「令和の日光型学校教育」を推進します。

- ・重点教育活動モデル推進事業（パイロット校）
- ・主体的・対話的で深い学びのある授業づくりの推進
- ・小学校高学年教科担任制の導入

(2) 一人ひとりを尊重し、日光市への愛着を育む活動の充実

いじめや不登校、特別支援教育等に対応し、「誰一人取り残さない」体制の整備や、地域との協働による小中一貫教育を推進し、「一人ひとりを尊重する」教育環境を充実するとともに、地域の伝統行事やまちづくりへの関わりを深める活動を通して、地域愛着の醸成を図ります。

- ・教育支援センターの機能強化などによる相談体制の充実
- ・特別支援教育協議会の充実による個に応じた支援の強化
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入

(3) 小中学生の体力向上

学校体育や部活動、スポーツ少年団、クラブチーム等の相互の連携を推進し、地域特性に応じた外部指導者などの人材の活用や、良好なスポーツ環境の確保を進めるとともに、子どもの食育の重要性への理解を深めるなど、児童生徒の基礎体力や運動能力の向上、競技力の強化を図ります。

- ・教員を対象とした体力向上指導者育成事業
- ・外部人材の活用などによる部活動の運営体制の確立

※1 誰一人取り残されることがないように、一人一人の理解状況や能力等に応じて、自己調整しながら学習を進めることができるようにすること

※2 探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士または地域の方と協働しながら課題を解決していくことを学ぶこと

※3 子どもたちに必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習や、そのための指導の方法等を充実させていく取組のこと

第4章 まちづくりの基本施策

第1節 未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり

- ①生涯学習・社会教育 ②学校教育 ③文化財 ④スポーツ

第2節 健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり

- ①社会福祉 ②子育て支援 ③高齢者福祉 ④障がい者福祉 ⑤保健・医療

第3節 魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり

- ①観光 ②農林水産業 ③商工業・雇用・労働

第4節 快適で住みよい、居住環境のまちづくり

- ①都市基盤整備 ②道路・河川 ③住宅・住環境 ④交通政策

第5節 暮らしを支える、安全・安心のまちづくり

- ①防災・危機管理 ②消防・救急 ③防犯・交通安全・消費生活・生活環境

第6節 自然と共生する、環境のまちづくり

- ①環境保全 ②資源循環

SDGsの17の目標

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことをスローガンに、先進国も発展途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	 <p>12 つくる責任、つかう責任</p>	12. つくる責任、つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する		

出典：持続可能な開発のための2030アジェンダ（国際連合広報センター）

第4章 まちづくりの基本施策

第1節 未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり

- ① 生涯学習・社会教育
- ② 学校教育
- ③ 文化財
- ④ スポーツ

① 生涯学習・社会教育



施策
目標

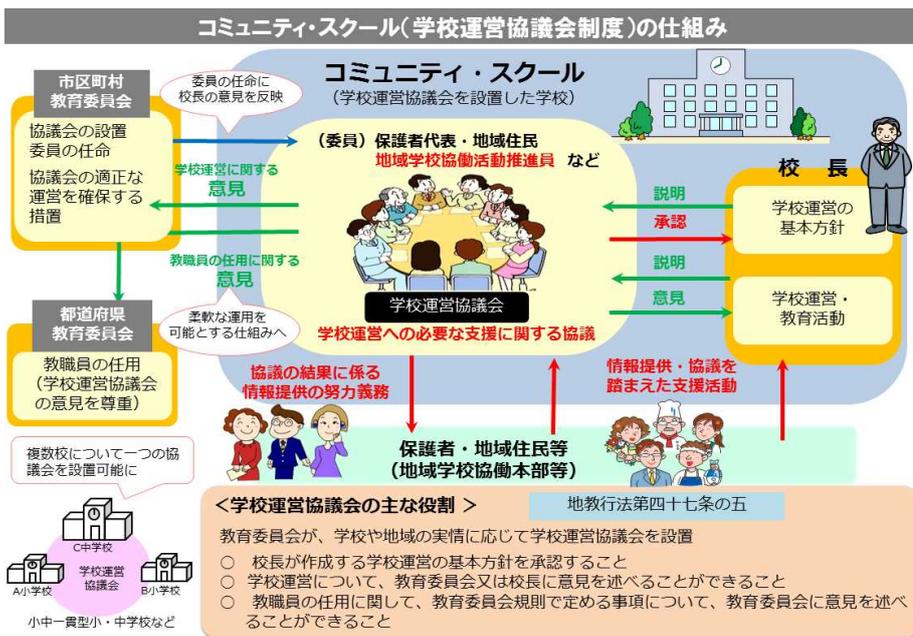
『生涯にわたり主体的に学ぶ人づくり・学びの循環による地域づくり』

現状と課題

- ・時代の変化とともに多様化し複雑化する社会に対応しつつ、人生100年時代における持続可能な社会づくりを進めるため、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が求められています。
- ・定年の延長、学びの多様化等により、ライフステージごとの学習課題がますます多様化、複雑化してきていることから、市民一人ひとりが、生涯にわたって多様な学習機会を享受できる環境の構築が求められています。
- ・核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、経済的理由などの背景により、家庭教育が困難な状況もあることから、地域で家庭教育を支援する仕組みづくりが求められています。
- ・自立した地域社会の基盤の構築を図るため、学校を核とした協働の取組や地域の将来を担う人材の育成など、地域社会の発展に活かされる環境づくりが求められています。
- ・地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を後世に引き継いでいくとともに、文化芸術活動を推進していくため、市民文化団体の育成、支援が求められています。
- ・市民が生涯を通して学び、文化芸術に親しむためには、図書館や美術館、公民館など、市民が生涯学習や文化活動を実践できる場を確保していく必要があります。

コミュニティ・スクールの仕組み

「日光学」による人づくり・地域づくり



出典：文部科学省

施策目標を達成するための方向性

- 生涯学習を推進するため、様々な媒体を通じて広く生涯学習情報の提供に努めるとともに、公民館活動などを通じて、市民のニーズに応じた学習内容や学習機会を提供します。
- 社会教育関係団体や自主的なグループ、サークル等の育成・支援を行うとともに、生涯学習に関する指導者の発掘、養成を推進します。
- 地域・家庭・学校・公民館が、各々の特徴を生かして連携することで、家庭教育や青少年育成、学校支援を推進し、地域の担い手を育成します。さらに、この取組を企業や福祉団体など地域を支える団体等に波及させることで、地域が抱える課題を協力して解決できる地域コミュニティを形成し、持続可能な社会づくりを推進します。
- 郷土芸能や伝統行事など、地域の伝統文化の後継者育成を支援するとともに、伝統行事等の保存団体や文化協会をはじめとした市民文化団体の活動を支援します。
- 生涯学習や文化活動を実践する場を将来にわたり確保するため、利用状況や老朽化が進む文化施設のあり方等を踏まえ、施設の長寿命化や適正配置を進めます。

4年間で進める重要施策

こころ輝く人づくり、地域が輝くつながりづくり

《 施策の方向性 》

人生100年時代における持続可能な社会づくりが求められています。また、生涯学習を通じて、地域づくりのために協働する意識の醸成が必要です。このため、地域・家庭・学校・公民館が各々の役割を明確にし、地域の担い手育成の取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

住んでいる地域に誇り・愛着を持ち、主体的に地域づくりを進める人材の育成

No.	事業名	事業内容	所管課
1	地域担い手育成事業	学びを通じて郷土愛を育むとともに、地域の人々とつながることでまちづくり活動を促進するため、地域の文化財・文化芸術・食・暮らし等について学ぶ「日光学わがまちきらり発見隊講座」を実施するなど、地域の担い手の育成を推進します。	生涯学習課
2	地域学校連携推進事業	地域で子どもたちの成長を支えるため、学校支援ボランティア活動を促進するとともに、学校運営協議会（コミュニティスクール）の形成を促進し、地域や家庭、学校がそれぞれの特徴を生かして連携を強化することにより、地域で活躍する人づくりを進めます。	生涯学習課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
日光学わがまちきらり発見隊受講者のべ人数（年間）	45人（R2）	55人	65人	75人	85人
学校支援ボランティア活動のべ人数（年間）	3,470人（R2）	4,100人	4,800人	5,500人	6,200人

② 学校教育

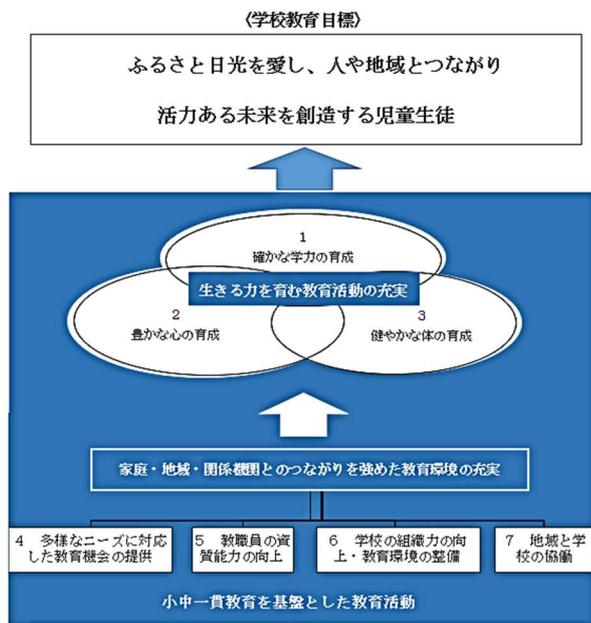


施策 目標

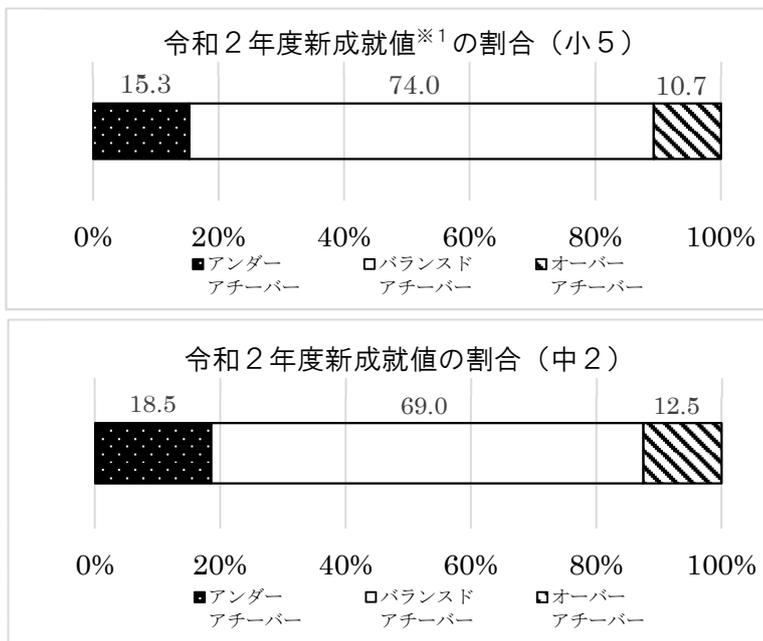
『人や地域とつながり、活力ある未来を創造する児童生徒の育成』

現状と課題

- ・変化の激しい社会において、「生きる力の育成」を重視した教育内容の一層の充実や、地域・家庭・学校が連携し、効果的な教育活動を展開することが求められています。
- ・児童生徒1人1台端末の整備により、ICTを活用した個別最適な学びや協働的な学びを推進し、「確かな学力」や「情報活用能力」等の育成が求められています。
- ・障がいがある児童生徒や学校を休みがちな児童生徒に適切に対応するため、関係機関との連携を強化するなど、本人の特性や家庭環境を踏まえた柔軟な支援が求められています。
- ・様々な教育課題に組織的に対応できる「チームとしての学校」の構築に向け、教職員のマネジメント能力をさらに高めていく必要があります。
- ・児童生徒数の減少が続く中、学校規模の適正化や老朽化が進む学校施設のあり方を踏まえ、将来にわたり良好な教育環境を提供する必要があります。



学校教育目標達成に向けた施策の体系図



- ※1 新成就値（しんじょうじゅち）とは、知能偏差値から期待される学力偏差値と実際の学力偏差値との差。想定より低い値を示す者をアンダーアチーバー、高い値を示す者をオーバーアチーバーという
- ※2 AIやロボット、ビッグデータなどの革新技術を取り入れることによって、現実空間と仮想空間が高度に融合し、経済発展と社会的課題の解決が両立する社会
- ※3 児童・生徒1人1台の学習用端末と高速通信ネットワーク環境の整備を行い、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された教育を実現する取組
- ※4 学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、カリキュラムを編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクル

施策目標を達成するための方向性

- ・「生きる力」を育むために、義務教育9年間を通じて、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力を育む学習活動の充実、道徳教育や体育・食育の充実を図ります。
- ・Society5.0^{※2}の時代に対応できる児童生徒を育成するために、ICTを活用した学習環境をさらに充実させ、情報活用能力や問題発見・解決能力などの学習の基盤となる資質・能力を高める教育を推進します。
- ・障がいがある児童生徒の自立や主体的な取組を支援するため、一人ひとりの多様なニーズを踏まえた、柔軟な指導体制の充実を図ります。
- ・不登校などの児童生徒の個々の状況に応じた適切な対応を図るため、教育支援センターが中心となって、教育機会の確保、様々な教育課題の解決に向けた支援、教育相談体制の充実を図ります。
- ・教職員のマネジメント能力を高めるため、教育の質的向上を目指した教職員の研修機会の充実や、業務の効率化・適正化などによる学校の働き方改革など、教職員一人ひとりが力を発揮できる環境整備を推進します。
- ・児童生徒にとって、より良い教育環境を将来にわたって持続的に提供することができるよう、小中学校適正配置の検討や施設の長寿命化改修等を進めます。

4年間で進める重要施策

個別最適な学びと協働的な学びによる確かな学力の育成

《 施策の方向性 》

1人1台の学習用端末が整備された中、それを活用し、多様な子どもたち一人ひとりの能力、適性等に応じた学びの提供が求められています。また、これまで重点的に取り組み、成果があがっている英語教育も更に充実させる必要があります。このため、GIGAスクール構想^{※3}に基づき整備したネットワーク等を活用し、全ての教科の確かな学力の育成につながる取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

ICTの有効活用による、子どもが本来持っている能力の発揮

No.	事業名	事業内容	所管課
1	授業づくり推進事業	児童生徒の確かな学力を育成するため、各学校の「主体的・対話的で深い学びのある授業」と「カリキュラム・マネジメント ^{※4} 」を支援します。	学校教育課
2	ICT活用推進事業	1人1台の学習用端末やネットワーク等の利活用を進め、児童生徒のICT活用スキルの向上を図るとともに「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現します。	学校教育課
3	英語力向上事業	国際化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、幼少期から英語に触れる機会を創出するほか、市内小中学生の英語検定受験料を助成するなど、英語教育の充実を図ります。	学校教育課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
小3、中1におけるアンダーアチーバーの割合 ※基準値は小5、中2	小 15.3% (R2) 中 18.5% (R2)	小 15.0% 中 17.0%	小 14.0% 中 15.5%	小 13.5% 中 14.0%	小 13.0% 中 13.0%
中3における英語検定3級の取得率	32% (R2)	45%	50%	55%	60%

③ 文化財

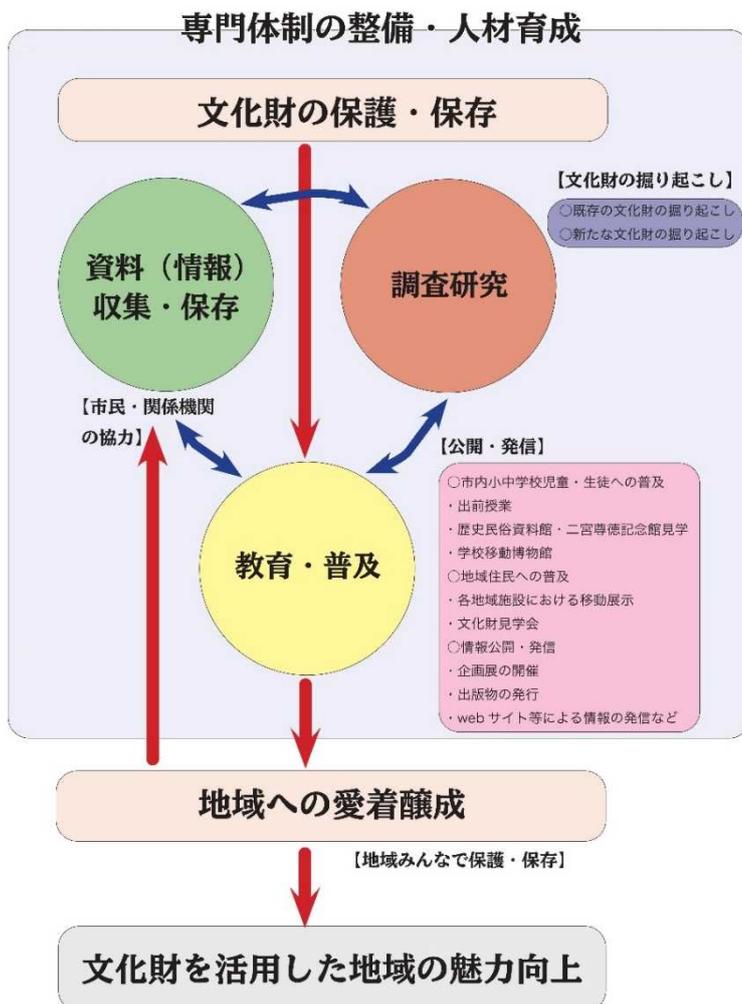


施策目標

『文化財の保存と有効活用の推進』

現状と課題

- ・世界遺産「日光の社寺」、日光杉並木街道、足尾銅山関連の産業遺産をはじめ国・県・市指定の文化財が数多く存在すること、建造物彩色・漆塗など文化財を保存してきた伝統的な技術があることから、これらのすばらしい文化財を未来に引き継いでいかなければなりません。
- ・日光市には、既存の文化財はもとより、情報収集、調査研究すべき文化財が各地域に多く存在することから、これらを適切に保護・保存するための人材育成や体制づくりが必要です。
- ・当市に数多く存在する文化財の価値を知り、地域への愛着の醸成を図るため、さらなる文化財の掘り起こしや整理、保存、調査研究、普及を進めるとともに、これらの文化財を活用したまちづくりが求められています。



文化財指定登録状況

単位：件

指定の別	指定文化財	登録文化財	計
市指定	218	53	271
県指定	89	—	89
国指定	116	55	171
計	423	108	531

R3.4.1 現在

施策目標を達成するための方向性

- ・次世代に受け継がれていくべき文化財や伝統技術を継承し、適切に保護・保存していくため、文化財の所有者や関係機関との連携を図るとともに、考古・歴史・民俗などの専門的知識や技能を持った人材の育成や登用を進めることで体制を確保します。
- ・文化財を小中学校や社会教育の教材として活用するなど、広く普及を図るとともに、調査研究の成果をまとめた出版物や企画展の開催、文化財の活用による地域の魅力向上につながる取組を推進します。

4年間で進める重要施策

文化財を活用したまちづくりの推進

《 施策の方向性 》

日光市には、各地域に多くの文化財があり、これまで保存に重点が置かれていました。これからも、多様な文化財の保存を進めるとともに、これらを活かしたまちづくりにより、地域の活性化につなげるのが重要です。このため、豊富な文化財を活用し、市内外に日光市の魅力を発信する取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

文化財を活用した各地域の魅力向上

No.	事業名	事業内容	所管課
1	文化財普及事業	市内各所に存在する文化財の価値を広めるため、ウェブサイトを活用した情報発信を強化するとともに、文化財を巡る見学会や市内小中学校の教育普及事業を実施するなど、市への愛着の醸成や魅力の向上を図ります。	文化財課
2	文化財活用事業	文化財の収集や調査研究を進めるとともに、これらを活用した企画展や移動博物館の開催など、各地域の魅力発信事業を展開します。	文化財課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
見学会参加者数（年間）	46人(R1)	50人	55人	60人	65人
文化教育普及事業の実施件数（年間）	24件(R2)	24件	24件	25件	25件
移動博物館開催件数（年間）	2件(R1)	3件	4件	5件	6件

④ スポーツ

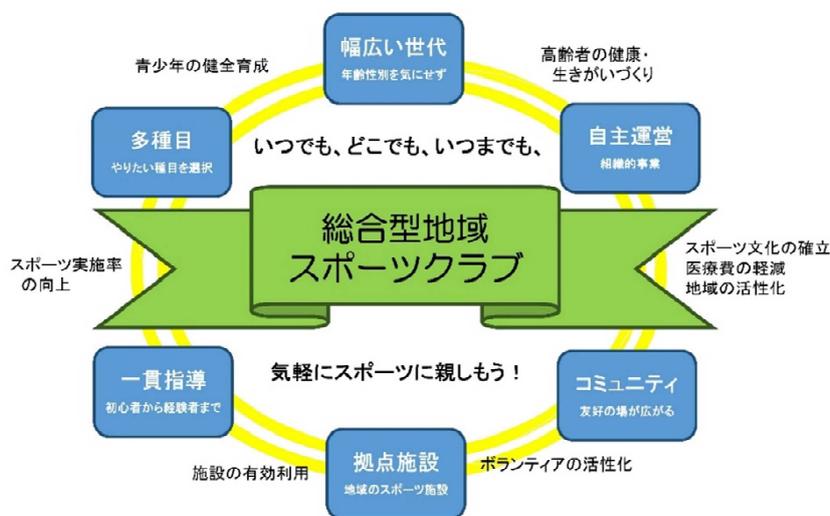


施策
目標

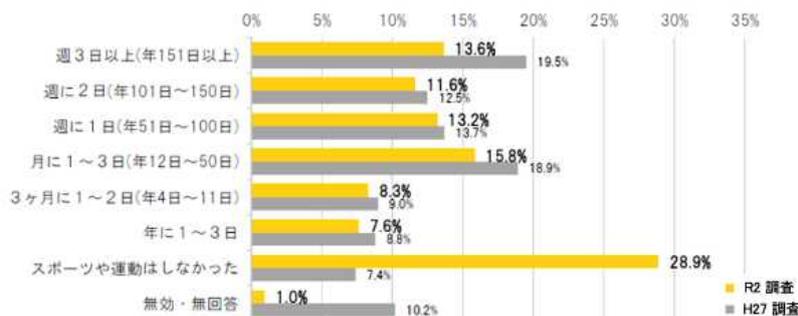
『スポーツを通じて育む豊かなくらし』

現状と課題

- ・生涯を通じて健康で明るく活力にあふれ充実した生活を送るためには、スポーツ活動に親しむ環境づくりが必要です。
- ・少子化に伴う児童生徒数の減少など、学校を取り巻く環境の変化により、スポーツ活動への参加機会が失われつつあり、ニーズに合った活動の場の確保が求められています。
- ・特色あるスポーツを踏まえ、市民のスポーツへの関心を高め、競技スポーツを推進していくためには、競技人口の拡大と競技レベルの向上を図る必要があります。
- ・市内のスポーツ施設の多くは老朽化が進んでいるため、地域の特徴や利用者のニーズに配慮しつつ、費用対効果を考慮しながら、施設の配置や維持管理を計画的に進めていく必要があります。



総合型地域スポーツクラブのイメージ



出典：令和2年度市民アンケート

この1年間でスポーツや運動を行った日数

施策目標を達成するための方向性

- ・健康増進や体力の向上を目的とする身近なスポーツの環境づくりを進めるため、各ライフステージや目的に応じ、総合型地域スポーツクラブ※¹をはじめとする関係団体との連携や他分野との協調を図ります。
- ・児童生徒が主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、学校、家庭、地域がそれぞれ連携を強化することで、活動の機会の提供や人材の確保を図ります。
- ・日光市の特色あるスポーツであるホッケーやスケート競技をはじめとする、競技スポーツを推進するため、関係団体と連携し、競技力向上に向けた体制の充実を図るとともに、指導者の育成を支援します。
- ・市民がいつでも、いつまでも、スポーツを楽しめるよう、利用状況や老朽化が進む施設のあり方を踏まえ、施設の計画的な改修などを実施するなど、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

4年間で進める重要施策

ライフステージに応じたスポーツの推進

《 施策の方向性 》

スポーツ活動は、健康増進や生きがいの醸成につながることから、全ての世代に求められています。また、各世代のニーズにあったスポーツの推進やスポーツに親しむ環境づくりが必要です。このため、だれもが、スポーツを楽しむことができるよう、様々な分野と連携した取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

生涯スポーツを推進する取組の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ライフステージに応じたスポーツ活動推進事業	各世代のニーズを捉えた、スポーツ活動の機会創出を図るため、地域住民がスポーツ活動に参加しやすいよう、関係団体等と連携した事業を展開します。	スポーツ振興課
2	スポーツによる健康増進事業	健康増進や生きがいの醸成に向けて、介護や健康などの分野や関係団体と連携した事業を展開します。	スポーツ振興課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
スポーツ協会支部等と連携したスポーツ活動・大会等参加者数（年間）	390人（R1）	500人	550人	600人	650人
スポーツによる健康増進事業実施参加者数（年間）	—	90人	120人	150人	180人

※1 様々な世代や、それぞれの志向・レベルに合わせて身近な地域でスポーツに親しむことのできるよう、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブ

第4章 まちづくりの基本施策

第2節 健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり

- ① 社会福祉
- ② 子育て支援
- ③ 高齢者福祉
- ④ 障がい者福祉
- ⑤ 保健・医療

① 社会福祉



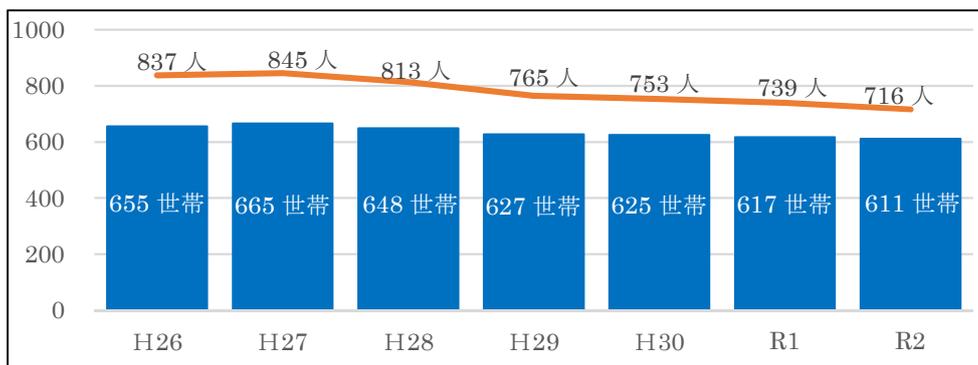
施策目標

『すべての人が誇りを持ち共に支え合うまちづくり』

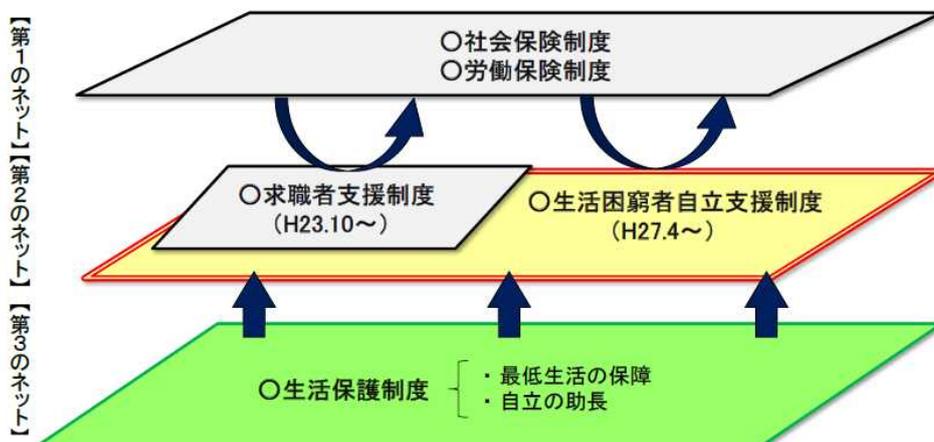
現状と課題

- ・ 少子高齢化に伴い、核家族や高齢者世帯等が増加し、家庭で支えあう力が弱まっています。
- ・ 複合的な課題が増えていく中で、市民の福祉ニーズも多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが困難となっています。
- ・ 地域で課題を解決する力やボランティアの育成を継続して行っていくことが必要です。
- ・ 社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活に困窮する世帯が増加傾向にあることから、関係機関と連携し、生活保護制度の適正運用や、生活困窮者の自立と生活意欲の高揚に向けた取組を継続していくことが必要です。

○生活保護受給世帯数及び受給者数の状況（各年度3月末現在）



○生活困窮者に対する重層的なセーフティネット



出典：厚生労働省資料

施策目標を達成するための方向性

- ・地域で課題を解決するため、福祉、保健、医療及び教育分野との連携を図るとともに、市民の福祉意識の高揚や世代間交流を進めます。
- ・地域福祉の担い手を育成するため、地域住民の自主的な活動や関係団体との連携を促進するとともに、民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- ・生活困窮者の生活基盤の安定を図るため、個々の困窮状態に応じて、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などのセーフティネットにより支援するとともに、複雑かつ多様化する生活困窮者からの相談に適切に対応する体制の充実を図ります。
- ・子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活習慣を学ぶための居場所づくりや学力向上を目指した学習支援の充実を図ります。

4年間で進める重要施策

生活困窮世帯の自立促進に向けた取組の推進

《 施策の方向性 》

少子高齢化や単身世帯の増加、世代間における貧困の連鎖、地縁・血縁などのつながりの希薄化による社会的孤立などが、生活困窮に陥る要因となっています。また、生活困窮世帯の自立促進については、困窮の早期段階で支援を充実させる必要があります。このため、生活困窮者自立支援制度に基づく施策や、関係機関と連携した就労促進の取組の強化を図ります。

《 目指すべき姿 》

生活困窮世帯の自立の促進による生活保護世帯の減少

No.	事業名	事業内容	所管課
1	生活困窮者就労自立促進事業	生活困窮者の就労による自立を促進するため、就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、公共職業安定所と一体となり、きめ細かな就労支援を行います。	社会福祉課
2	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の安定的な生活を確保するため、収入と支出の状況に合わせ家計の改善を促すとともに、居住する住宅の家賃への助成を行うことにより、住居の確保に向けた支援を行います。	社会福祉課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
自立相談要支援者のうち支援終了者の割合	48% (平均)	50%	51%	52%	53%

② 子育て支援



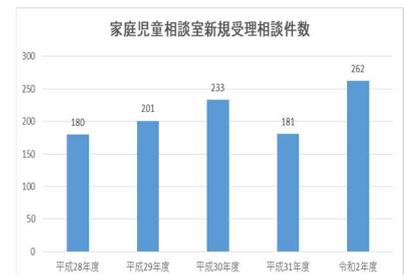
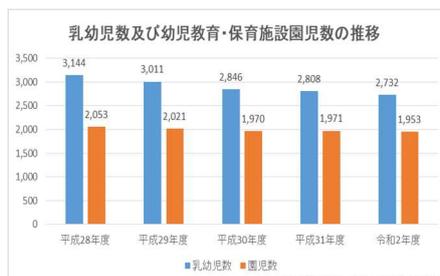
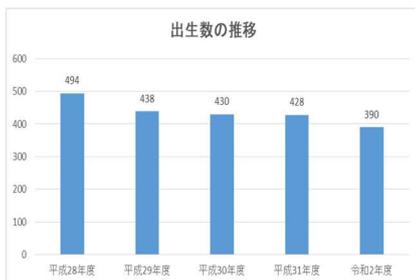
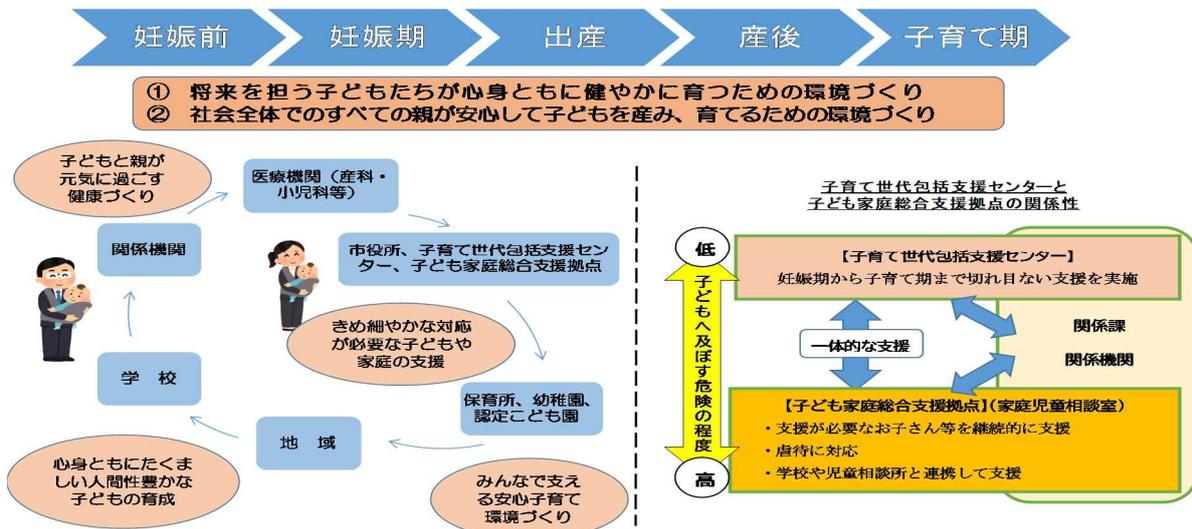
施策
目標

『安心して子育てができる環境づくりの推進』

現状と課題

- ・子育てのスタートラインや、発育・発達過程において親が感じる子育てへの不安感や負担感は増加傾向にあることから、妊娠・出産・子育て期を通じて、子どもと親が元気に過ごすための健康づくりを推進していく必要があります。
- ・核家族や共働き世帯の増加などに伴い、子どもたちの育つ環境は大きく変化していることから、心身ともにたくましく人間性豊かな子どもの育成に向けた取組を充実していく必要があります。
- ・児童虐待や不登校、貧困問題など、子どもと家庭を取り巻く環境は、より一層深刻化する傾向にあり、家庭児童相談室への新規相談件数が増加傾向にあることなどから、きめ細かな対応が必要な子どもや家庭への支援体制を充実する必要があります。
- ・保育ニーズの多様化や施設の老朽化に加え、地域社会の希薄化などに伴い、子どもの安全を脅かす犯罪等も起きていることから、安心して子育てができる環境づくりを推進する必要があります。

～切れ目ない総合的な子ども・子育て支援～



施策目標を達成するための方向性

- ・子どもと親が元気に過ごすための健康づくりを進めるため、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期における健康相談や健康診査などを通して、一人ひとりの状況に応じた助言、指導に取り組みます。
- ・心身ともにたくましく、人間性豊かな子どもの育成に向け、幼児教育・保育施設、学校、地域、関係機関等がより一層の連携を図り、職場体験活動やジュニアリーダーの育成などに取り組みます。
- ・きめ細かな支援に向け、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能充実と連携などにより、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談体制の構築を進めます。
- ・安心して子育てができるよう、保育施設の適正配置等による幼児教育・保育環境の充実や、経済負担の軽減に向けた施策を展開するとともに、放課後児童対策やファミリーサポートセンター事業など、社会全体で子どもと子育てを支援する取組を推進します。

4年間で進める重要施策

保育環境の充実に向けた取組の推進

《 施策の方向性 》

多様化する保育ニーズや少子化による利用者の減少、施設の老朽化など、保育環境については、様々な課題が生じており、その対応が求められています。これまでに、老朽化が著しい藤原地域の保育施設について、民間活力を導入した統廃合を実施したほか、今市地域の保育施設の配置及び運営について協議・検討を重ねてきました。今後は、今市地域の保育園、児童館の適正配置に向けた取組を推進するとともに、市内保育施設を対象とした専門の機関による評価を実施するなど、更なる保育サービスの質の向上を図ります。

《 目指すべき姿 》

安心できる保育環境の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
1	今市地域保育施設等適正配置事業	老朽化が著しい今市地域の保育施設等の適正配置に向け、民間活力の導入も視野に入れた、統廃合による計画的な整備を進め、利用者が安心できる保育環境を提供します。	保育課
2	福祉サービス第三者評価事業	多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設のサービスの質について、第三者機関による保護者アンケートや訪問調査等を通じた評価を実施します。	保育課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
保育施設待機児童数	0 (R3)	0	0	0	0
福祉サービス第三者評価実施施設数	2 施設 (R3)	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設

③ 高齢者福祉

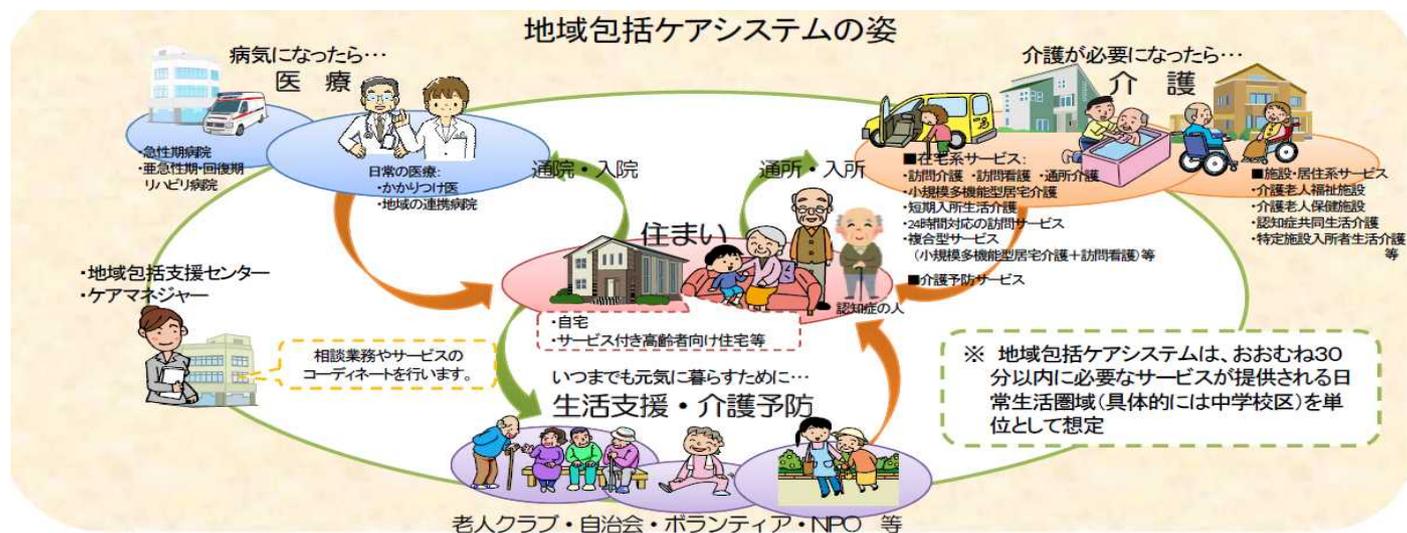


施策
目標

『地域の「共生」で、全ての高齢者の幸せづくり』

現状と課題

- ・自分が住んでいる身近な地域で、仲間と趣味や学習を楽しんだり、ボランティア活動に参加したりすることは高齢者の生きがいづくりにつながることから、参加しやすい環境づくりや情報提供などの取組が必要です。
- ・介護予防につながる運動や社会参加などが継続できるよう、高齢者の自立に向けた介護予防ケアマネジメントの推進や多様なニーズに応じた介護予防・日常生活支援を充実していくことが必要です。
- ・医療や介護が必要になった場合でも、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域に根差した地域包括ケアシステムの推進・深化が必要です。
- ・市の高齢化率は、今後も上昇が見込まれることから、引き続き高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、必要な介護サービスを適切に提供する体制を継続していくことが必要です。



出典：厚生労働省資料

～ 人口と高齢化率の推移 ～

	H27	R元	R3	R5	R7	R12	R22
総人口	86,327 人	81,711 人	79,266 人	76,752 人	74,175 人	67,559 人	54,234 人
65 歳以上人口	27,263 人	28,329 人	28,441 人	28,231 人	27,911 人	26,791 人	23,840 人
高齢化率	31.6%	34.7%	35.9%	36.8%	37.6%	39.7%	44.0%

出典：H27、R元は住民基本台帳実績値（各年 10 月 1 日現在）、R3 以降は推計値

施策目標を達成するための方向性

- ・元気に生き生きと暮らすことができるよう、介護予防教室の開催、生涯学習機会の充実、集いの場の提供、就業機会を確保するなど、介護予防・生きがいつくりを推進します。
- ・自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中心に、福祉・医療・保健等が情報を共有し、連携することで、地域ネットワークの強化を図ります。
- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活や居住環境への支援、在宅医療・介護の連携、権利擁護制度の利用促進など、本人の意思を尊重したケアを推進します。
- ・介護保険制度を持続的に運営していくため、介護サービスの質の向上や介護人材の確保・育成を図るとともに、必要な方に適切な介護を提供できるよう地域包括ケアシステムの機能を強化します。

4年間で進める重要施策

高齢者支援体制の充実・強化

《 施策の方向性 》

高齢化が進む中、高齢者への支援に重点を置き、訪問給食、移送サービス、緊急通報装置貸与など公的サービスの充実を図ってきました。これからは、高齢者が自立して生活できる取組を進めることが重要です。このため、引き続き既存の制度の有効活用を進めるとともに、高齢者の社会参加や地域包括ケアシステムを深化させる取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

高齢者が生き生きと暮らすまちづくり

No.	事業名	事業内容	所管課
1	地域ケア会議推進事業	高齢者が地域において自立した生活を継続することができるよう、必要な支援について、福祉・医療・保健等の専門職や地域の関係者等が一堂に会した検討会議の充実を図ります。	高齢福祉課
2	介護支援ボランティア事業	高齢者自身が地域とのつながりを深めるとともに、介護予防や生きがいつくりを支援するため、介護ボランティア活動を推進します。	高齢福祉課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
自宅でくらす会議（地域ケア個別会議）※1 の開催件数	24件（R2）	30件	35件	40件	40件
介護支援ボランティア登録者数（累計）	165人（R2）	220人	230人	240人	250人

※1 市全域を対象とした会議、日常生活圏域を対象とした会議、高齢者個人を対象とした会議の三層からなる地域ケア会議のうちの一つで、高齢者が自宅で自立した生活を継続するために必要な包括的支援について検討を行う

④ 障がい者福祉



施策 目標

『住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり』

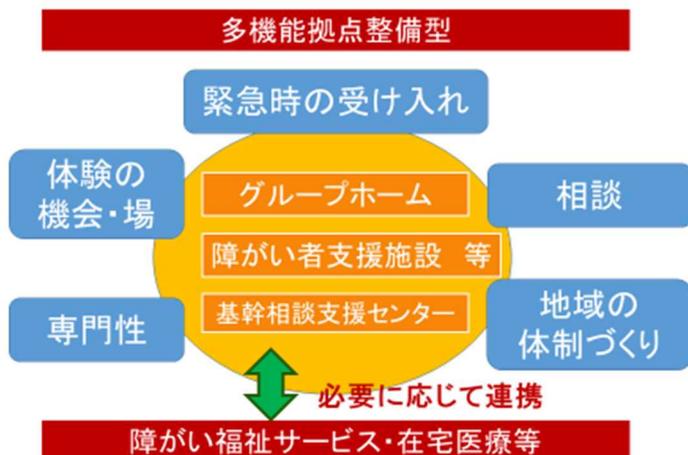
現状と課題

- ・障がいのある方の虐待防止や差別の禁止はもとより、就労・教育・社会参加等を進めていく必要があります。
- ・時代とともに障がいのある方が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化し、さらに難病の方も障がい福祉サービスの対象となる等、求められる福祉サービスも多様化しています。
- ・今後も、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、引き続き日常的な生活支援や各種サービスの充実に努める必要があります。
- ・障がいのある方の就労を支援する事業について、通所により就労や生産活動の機会を提供する就労継続支援B型事業所は12事業所ありますが、「雇用契約」に基づき就労の機会を提供する就労継続支援A型事業所は1事業所しかなく、働く場の提供が求められています。

【平成29年度から令和3年度までの障がい者手帳等の取得者数の推移(人)】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳所持者	3,880	3,865	3,950	3,827	3,643
精神障害者保健福祉手帳所持者	467	494	519	566	597
療育手帳所持者	764	775	792	799	823
自立支援医療（精神通院）受給者	948	907	833	868	1,005

日光市地域生活支援拠点等体制図



【日光市の地域生活支援拠点】



(福)すぎなみき会 すぎなみきタウン

施策目標を達成するための方向性

- ・ 様々な人が共に暮らせる、多様性のある開かれたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、「障害者差別解消法」の理念に基づいて、障がいのある方が住み慣れた地域で生活が送れるよう働く場の充実のほか、地域の交流会やスポーツなどの社会活動への参加を支援します。
- ・ 地域や利用者の実情に合わせた福祉サービスの充実のため、相談体制と地域生活支援事業の充実や自立支援協議会の機能強化を図ります。
- ・ 安心して仕事を続けられるよう、関係機関と連携し、就労支援体制を整備するとともに、障がいのある方の就労に関する福祉サービスの利用促進や、障がい者就労支援制度の周知啓発を図ります。

4年間で進める重要施策

確かな生活を支える環境づくり

《 施策の方向性 》

障がいのある方やその家族は住み慣れた地域での就労を望んでいます。一方、市内で就労できる事業所に限りがあり、市外の事業所に頼らざるを得ない状況にあります。このようなことから、市内の就労機会の拡大を図るため、就労継続支援A型事業所の新設を促進する取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

障がいのある方の雇用機会の拡大と収入の向上

No.	事業名	事業内容	所管課
1	障がい福祉サービス施設整備促進事業	市内の就労継続支援A型事業所について、整備を支援することにより、有利な条件での誘致を進めます。	社会福祉課
2	障がい者就労支援事業	障がい福祉サービス事業所の経営の安定化や利用者の工賃水準の引き上げを図るため、事業所間の連携強化により共同受注体制を強化するとともに、新規受注の開拓を推進します。	社会福祉課
3	地域生活支援拠点事業	障がいのある方やその家族が安心して生活できる環境を整えるため、地域生活支援拠点における緊急的な短期入所の受入や、多様なニーズに対応するコーディネーターの配置など、地域の体制づくりを推進します。	社会福祉課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
就労継続支援A型利用者数（年間）	71人（R2）	79人	88人	97人	106人

⑤ 保健・医療



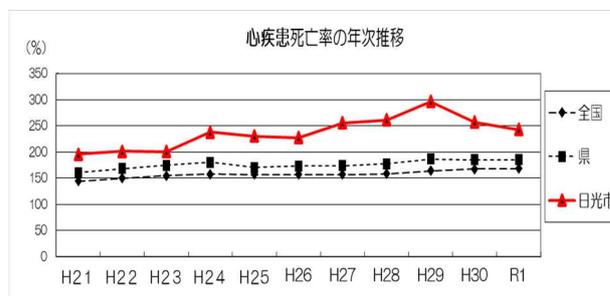
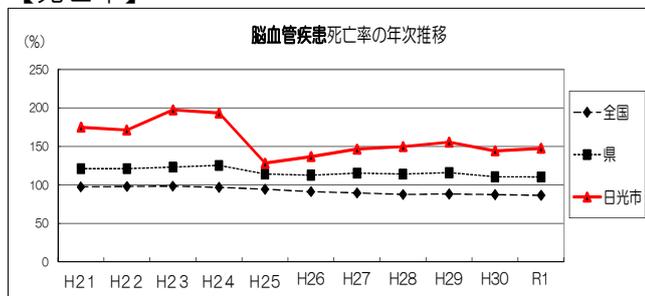
施策 目標

『健やかにいきいきと暮らせるまちに』

現状と課題

- 健康寿命を延伸するためには、こころと身体の健康づくりをはじめ、食育や歯及び口腔の健康づくりを計画的かつ継続的に進めるほか、これらを総合的に推進する必要があります。
- 生活習慣病、特に脳血管疾患・心疾患・腎不全の原因となる高血圧性疾患・糖尿病・脂質異常症の予防や、疾病の早期発見・早期治療に向けた対策が必要です。
- 要介護者は、生活習慣病と、加齢による身体・認知機能の低下（フレイル）が多く見られることから、生活習慣病予防とフレイル予防の取組が、介護予防としても重要です。
- 人口減少に伴い医療需要は変化しているものの、中核的医療機関、病院及び診療所が担っている救急医療を含めた地域医療体制の維持は必要です。
- 感染症の予防・まん延防止を徹底するため、より一層市民の意識を高め、各種予防接種の接種率の向上を図る必要があります。

【死亡率】



出典：令和元年度版栃木県保健統計年報

【令和2年度外来医療費分析】

【一般国保】 (外来)

順位	疾患名	割合 (%)
1	糖尿病	11.3
2	その他の悪性新生物<腫瘍>	7.4
3	高血圧性疾患	7.0
4	腎不全	6.8
5	脂質異常症	4.9

【後期高齢者】 (外来)

順位	疾患名	割合 (%)
1	腎不全	13.7
2	その他の心疾患	10.5
3	糖尿病	8.7
4	高血圧性疾患	6.3
5	骨の密度及び構造の障害	4.2

出典：R2年度健康スコアリング「中分類別医療費分析」

【要介護者の有病状況】

単位：%

R2年度	<生活習慣病>			<身体・認知機能の低下>	
	糖尿病	心臓病	脳疾患	筋・骨疾患	精神
日光市	24.0	61.8	24.8	54.3	41.4
県	25.3	62.0	24.2	52.6	37.2
同規模保険者	23.3	60.3	24.2	52.2	37.2
国	23.3	59.5	23.6	52.3	36.9

施策目標を達成するための方向性

- ・ ころと身体の健康づくりをはじめ、食育、歯及び口腔の健康づくりを総合的に推進するため、健康リスクを踏まえ、優先的に対応すべき疾患を定めるとともに、関係機関が相互に連携し、健康の状態に応じた保健指導や相談を行うなど支援体制の充実を図ります。
- ・ 生活習慣病の発病・重症化予防のため、医療機関等と連携し、生活習慣の改善や健康増進に係る情報発信など、啓発活動を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、市民が受診しやすい健康診査の環境づくりと適切な検査実施のための精度管理を行うなど、受診率の向上につなげます。
- ・ 年齢を重ねても、いきいきとした生活を続けるためには、生活習慣病予防とフレイル予防を連動して行うことが重要であることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。
- ・ 地域の実情に合わせた医療を、効率的かつ安定的に提供する医療体制を確保するため、中核的な医療機関等への施設整備支援や、へき地医療の円滑な運営を図るとともに、地域医療連携推進法人^{※1}との連携を強化します。
- ・ 感染症予防とまん延防止に向けた市民の意識を高めるため、健康教室等を通じた正しい知識の普及・啓発を行うとともに、予防接種の接種率の向上に向け、アプリを活用した案内・スケジュール管理等の充実を図ります。

4年間で進める重要施策

医療機関との連携による健康づくりの推進

《 施策の方向性 》

年齢を重ねてもなお、地域で元気に生活するためには、日頃から、市民がころと身体の健康づくりに取り組めるよう働き掛けることが重要です。また、健康づくりを進めるに当たっては、市民の医療費割合の多くを占める生活習慣病の対策に優先して取り組む必要があり、その中でも、増加傾向にある糖尿病の対策が特に重要です。

このため、安定的かつ持続可能な地域医療提供体制を確保するとともに、医師会及び地域医療連携推進法人との連携強化を図りながら、糖尿病の発病予防、重症化予防、人工透析への移行を防止するための取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

健康づくりによる健康寿命の延伸

No.	事業名	事業内容	所管課
1	糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防事業	医療費が高い水準で推移している糖尿病の重症化、人工透析への移行を防止するため、地域の医療機関と連携し、糖尿病の進行度や受診状況等に応じた、情報提供、受診勧奨、保健指導などを効果的に実施する。	健康課 保険年金課
2	医療機能分担・業務連携のための拠点病院への施設整備支援事業	医療機能分担・業務連携を推進し、安定的な医療提供体制を確保するため、救急医療・災害医療等における重要な医療機関の施設整備を支援する。	健康課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
糖尿病及び糖尿病性腎症治療中断者の再受診割合	9.1% (R2)	20%	25%	30%	35%

※1 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携推進に取り組む法人。医療法の規定に基づき、都道府県知事が認定する

第4章 まちづくりの基本施策

第3節 魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり

- ① 観光
- ② 農林水産業
- ③ 商工業・雇用・労働

① 観光



施策
目標

『魅力ある観光地づくり』

現状と課題

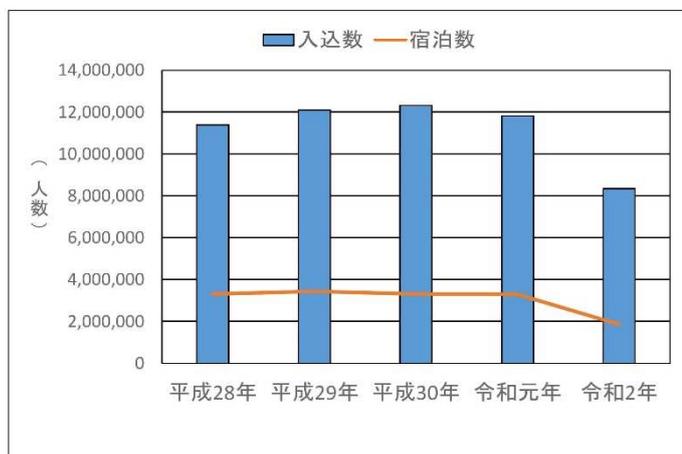
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少やインバウンドの停滞などにより、観光産業は大きな打撃を受けていることから、観光産業の回復に向けて、持続可能な観光を推進する必要があります。
- ・ 事業者、市民、行政が一体となって魅力ある観光地づくりに取り組むとともに、観光協会、DMO日光等観光関係団体と連携した推進体制の強化が求められています。
- ・ 観光イベントの中には、市外から訪れる観光客が少ないことに加え、日帰り客が多いなど、地域経済への波及が見込めないものもあるため、イベントの在り方を見直すなど、効果的な観光誘客を図る必要があります。
- ・ 日光市の観光は、時季や時勢による繁閑差が非常に大きいため、閑散期の誘客を促進するなど、通年型観光に向けた取組を進める必要があります。

入込数

入込数	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
今市地域	2,779,156	2,807,516	2,733,680	2,704,026	1,486,591
日光地域	6,045,291	6,394,443	6,658,714	6,258,445	5,084,772
藤原地域	1,997,380	2,335,212	2,329,882	2,257,876	1,472,272
足尾地域	197,984	170,686	201,838	186,183	102,884
栗山地域	371,565	390,856	392,149	407,008	197,553
合計(人)	11,391,376	12,098,713	12,316,263	11,813,538	8,344,072

宿泊数

宿泊数	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
今市地域	63,441	62,652	65,528	68,820	45,885
日光地域	1,247,832	1,270,743	1,175,467	1,187,092	631,466
藤原地域	1,755,483	1,850,910	1,804,135	1,766,122	1,040,771
足尾地域	6,381	1,192	5,754	5,886	3,981
栗山地域	242,863	255,462	256,307	266,018	129,119
合計(人)	3,316,000	3,440,959	3,307,191	3,293,938	1,851,222



観光地の周遊、滞在時間の延長のための取組



グリーンスローモビリティ：
時速 20km 未満で走ることができる電動車両

施策目標を達成するための方向性

- ・コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復に向け、事業者や観光関係団体との連携を強化するとともに、国内の観光誘客の推進はもとより、インバウンド誘致を見据えた受入環境の充実を図ります。
- ・観光客が安全・安心に快適な時間を過ごせるよう、市有観光施設の適切な維持管理を図るとともに、宿泊事業者やガイド団体などとの連携による、ホスピタリティの促進に努め、何度でも訪れたい観光地を目指します。
- ・多くの方に日光市を訪れていただけるよう、新たなコンセプトに基づき、多様な観光資源を活用した効果的なプロモーションを展開します。
- ・四季それぞれの魅力を活かしたアクティビティをはじめ、一年を通して様々な地域で日光市を楽しんでもらえるような新たなプログラムを創出するなど、多様な観光ニーズに対応した誘客を図ります。

4年間で進める重要施策

多様な観光資源を活かした観光地づくり

《 施策の方向性 》

観光による地域経済の活性化を図るためには、観光客の消費意欲を高める取組が必要です。また、周遊性を高め、滞在時間を延ばすことで、宿泊につなげる取組が重要です。このため、多様な観光資源の磨き上げにより、一日・二日では味わいきれない観光地づくりを推進します。

《 目指すべき姿 》

何度でも訪れたいとされる選ばれる観光地

No.	事業名	事業内容	所管課
1	新たな誘客宣伝事業	観光客の来訪意欲や消費意欲を高めるため、国内外の観光ニーズ等を的確に把握し、効果的な情報を発信するほか、新たな観光ニーズを取り込むためのプロモーションを展開します。	観光課 各地域観光課
2	滞在型観光促進事業	市内観光地の周遊や滞在時間の延長、宿泊を促進するため、地域資源を活かしたツーリズムを推進するとともに、夜間や朝のコンテンツをはじめ現地プログラムの充実を図ります。	観光課 各地域観光課
3	満足度向上のための魅力創出事業	顧客満足度向上のため、ホスピタリティの推進、案内板の多言語化、民間事業者等と連携した観光資源の磨き上げなど、さらなる魅力を創出します。	観光課 各地域観光課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
観光客入込数	834.4 万人 (R2)	1,010 万人	1,090 万人	1,170 万人	1,250 万人
観光客宿泊数	185.1 万人 (R2)	251 万人	284 万人	317 万人	350 万人

② 農林水産業



施策 目標

『豊かな自然を活かした農林水産業の振興』

現状と課題

- ・人口減少、少子高齢化の進展に伴い、農業従事者の減少が進んでいるため、地域農業を支える集落営農組合などや新規就農者の育成を図る必要があります。
- ・儲かる農業を促進していくため、市内の農産物を多彩で魅力的なものとして提供するための取組が求められています。
- ・畜産農家の安定的な経営を確保するため、最大のリスクである家畜伝染病への防疫体制を強化する必要があります。
- ・農道や水路などの農業施設の老朽化の進行により、施設の維持・更新が必要となることに加え、災害に備えた施設の機能強化が求められています。
- ・農林業への鳥獣被害の減少が求められる中、捕獲従事者の高齢化が進んでいるため、従事者の確保や捕獲手法の効率化などを図る必要があります。
- ・市域の大部分を占める森林の適正維持のため、担い手の育成や労働力の確保を進めるなど、林業事業者の更なる経営強化を図るとともに、林業・木材産業の振興を図る必要があります。
- ・中禅寺湖をはじめとする市内の湖や溪流は、内水面漁業の大切な水産資源であることから、漁業協同組合などの団体と連携した取組を進める必要があります。

農業の合理化・効率化への支援



森林経営管理制度の仕組み



出典：林野庁資料

施策目標を達成するための方向性

- ・地域農業を支える担い手を育成するため、圃場整備事業などの推進による安定した農業基盤の確立や、園芸作物生産の促進、畜産物の生産能力の向上、低コスト化等による経営基盤強化を図ります。
- ・多彩で魅力的な農産物の提供が図れるよう、学校給食や飲食店等による地産地消のほか、生産者自身のビジネス交流会等への参加や、観光業、商工業など、多産業との連携により、日光農産物のPRを進めます。
- ・家畜防疫を強化するため、県や関係機関と連携した防疫体制を確保するとともに、継続した伝染病予防の充実を図ります。
- ・農道、水路等農業施設の整備を促進することで機能強化と効率化を図るとともに、農村の有する多面的機能を維持するため、地域が主体となって実施する活動を支援します。
- ・鳥獣被害の減少に向け、捕獲従事者や担い手育成への支援を継続するとともに、先進的な捕獲方法の導入などの対策を図ります。
- ・適正な森林を維持するため、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度による森林の整備を促進することで、災害防止や多面的機能の強化を図るとともに、担い手育成や生産基盤の整備を支援するほか、林道施設の長寿命化に向けた整備を推進します。
- ・林業・木材産業の振興を図るため、日光市産木材である「日光の木」のブランド力の向上、新たな需要の創出により、販路拡大を促進します。
- ・水産資源を維持していくため、漁業協同組合や養殖業者と連携し、湖や溪流など、漁業を取り巻く環境保全に対する理解促進やPR活動を継続します。

4年間で進める重要施策

収益性の高い農業生産構造の確立

《 施策の方向性 》

農業の担い手育成を進めるためには、農業経営の基盤強化や農業を魅力ある産業とする必要があります。また、農業経営の基盤強化のため、費用対効果、市場ニーズに応えた生産強化など収益性の高い農業への転換が求められています。このため、農業の合理化・効率化への支援、集落営農組合などの生産団体の育成を強化します。

《 目指すべき姿 》

農用地の集積・集約化と競争力のある産地の形成

No.	事業名	事業内容	所管課
1	農業農村整備推進事業	農業経営基盤を強化するため、農業の担い手や県と連携した圃場整備を促進するとともに、農用地の貸付等を仲介する農地中間管理事業を支援するなど、農用地の集積・集約化を図ります。	農林課
2	生産振興対策事業	収益性の高い農産物の生産振興及び産地の育成強化を図るため、生産能力の向上を目的とする施設や機械の共同利用への支援を行うなど、集落営農組合などの育成を推進します。	農林課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
圃場整備率	35.4% (R2)	36.0%	36.6%	37.4%	38.2%
生産振興対策補助金交付実績(年間)	10件 (R2)	7件	9件	10件	11件

③ 商工業・雇用・労働



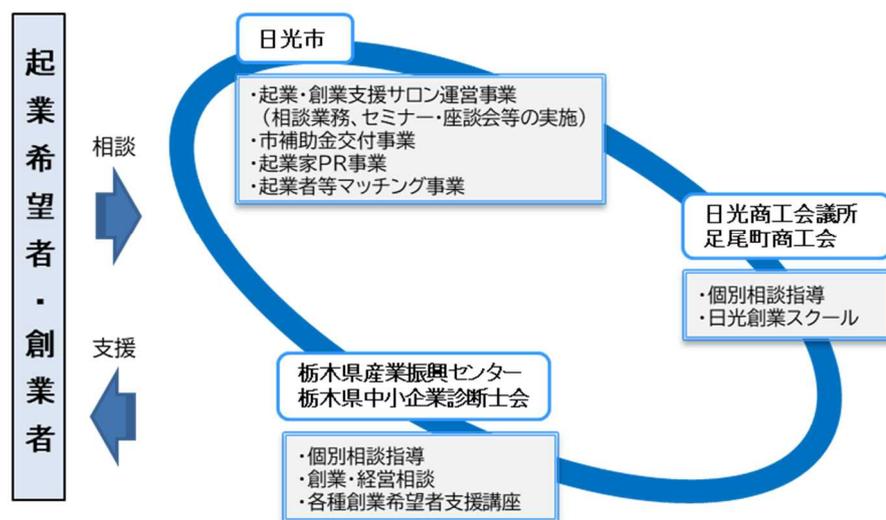
施策
目標

『地域経済活性化に向けた商工業の振興』

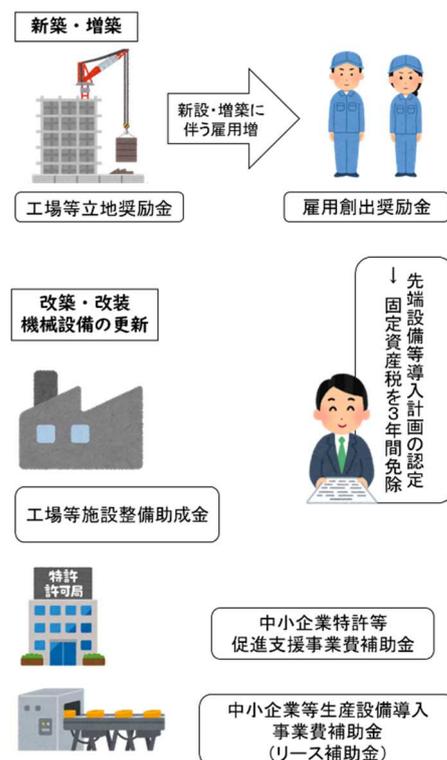
現状と課題

- ・車社会の進展、郊外や幹線道路沿線に店舗が立地したことにより、中心市街地の空き店舗や駐車場の増加など、空洞化が進んでいます。
- ・市内の事業者の多くを占める中小企業は、自然災害や景気などの影響を受けやすいことから、効果的な融資制度の運用など、安定した経営に向けた支援が求められています。
- ・市内において起業を目指す方が増加傾向にあるものの、地域経済の活性化のためには、さらなる起業・創業者への支援が求められています。
- ・日光市の持続的発展に向けた工業の振興や雇用機会の拡大を図るため、工場等の立地の誘導に向けた基盤整備が求められています。
- ・企業のテレワークが進み、サテライトオフィスやワーケーションへの関心が高まっていることから、多様な働き方に対応した環境づくりが求められています。
- ・地域経済の活性化や市内企業の安定的な経営のため、雇用の確保や拡充を図るための支援が求められています。

＜起業・創業サポート体制＞



＜製造業者への支援メニュー＞



＜製造業従事者数の推移＞

年度(年)	平25	平26	平27	平28	平29	平30
製造業従業者数(人)	7253	7213	-	7740	7277	7334

出典: 工業統計調査、平28のみ経済センサス活動調査

施策目標を達成するための方向性

- ・地域経済を活性化するため、中心市街地集客拠点施設を有効活用するとともに、周辺空き店舗等を活用するための改修費用や家賃を助成するなど、中心市街地の賑わいを創出します。
- ・中小企業の経営の安定と拡大を図るため、中小企業の事業経営に必要な資金を融資するほか、展示会等出展費用の助成やビジネス交流会の開催など、販路拡大や事業提携先の開拓に加え、事業継続計画の策定や災害等により経営に支障を来す企業等を支援します。
- ・市内における起業をさらに促進するため、起業・創業支援サロンの周知啓発に努めるとともに、起業後の安定経営に向けた支援の充実を図ります。
- ・市内の工業の振興を図るため、既存企業に対する工場施設や附帯設備の導入を支援するとともに、未利用財産を活用した新たな企業誘致を推進するほか、中小企業の生産設備の導入や特許等取得を支援します。
- ・企業の多様な働き方に柔軟に対応するため、市内企業と連携し、宿泊施設の会議室やコワーキングスペース^{※1}等の活用を促進するなど、市内における新たな企業の定着を推進します。
- ・求職者の雇用を拡大し、地元企業の人材確保や雇用者の定住を促進するため、雇用創出奨励金などの助成や、合同就職説明会・面接会の開催、就職応援の特設サイトの活用を図ります。

4年間で進める重要施策

様々なニーズに応える産業誘導の促進

《 施策の方向性 》

民有地への企業誘致は基盤が整備されている産業団地に比べ、迅速性が欠けることから、企業ニーズに応えられない状況にあります。また、市内における起業等者は増加していますが、安定した経営には伴走型の支援が重要です。このため、起業・創業支援の充実を図るとともに、「産業団地」を含めた産業基盤の方向性について検討を進めます。

《 目指すべき姿 》

起業・創業の促進と産業団地造成の方向性の確立

No.	事業名	事業内容	所管課
1	起業創業支援事業	起業に向けた機運の醸成と起業家等の安定的な経営の確保を図るため、アドバイザーによる相談業務をはじめ、セミナーや座談会を効果的に実施するとともに、様々な業種の有識者を活用するなど、サポート体制の充実を図ります。	商工課
2	工業等誘導定着支援事業	産業団地や工業用地への立地を促進するためのPR事業を展開するとともに、企業の誘致や定着に向けた支援、製造業等の更なる育成を推進し、雇用機会の拡充を図ります。	商工課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
サロンを活用した新規起業家数 (累計)	20人 (R2)	31人	38人	46人	55人
製造業従業者数	7,189人 (R1)	7,200人	7,210人	7,220人	7,230人

※1 事務所、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共同のオープンスペース

第4章 まちづくりの基本施策

第4節 快適で住みよい、居住環境のまちづくり

- ① 都市基盤整備
- ② 道路・河川
- ③ 住宅・住環境
- ④ 交通政策

① 都市基盤整備



施策目標

『都市基盤の効率的な整備と地域特性を活かした景観保全』

現状と課題

- ・ 少子高齢化や人口減少により市街地の居住者や店舗が減少し、空洞化が進行していることから、まちの活力を維持し、将来にわたり市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。
- ・ 都市の魅力を高めるため、豊かな自然や多くの文化遺産などに配慮した、日光市にふさわしい景観形成に努める必要があります。
- ・ 市内に数多く存在する公園を市民が安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を進めていく必要があります。

【まちづくりにおける都市のイメージ】

【道路高質化前】



【道路高質化後】



施策目標を達成するための方向性

- ・生活サービスやコミュニティを維持し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、中心拠点や副次拠点に都市機能を誘導するコンパクトなまちづくりを進めるとともに、計画的な都市計画道路の整備や拠点内道路の高質化など、都市基盤の整備を推進します。
- ・日光市の自然や文化遺産にふさわしい街並みを形成していくため、周辺の環境や意匠等に配慮した建築物の建築やサインの設置を促進するとともに、屋外広告物の適正化を図ります。
- ・市民が快適に公園を利用できるよう、計画的な維持管理を行うとともに、遊具等の定期的な点検を実施し、効率的・効果的な改修や更新を図ります。

4年間で進める重要施策

コンパクトなまちづくりの推進

《 施策の方向性 》

安心で快適な生活環境を実現できる持続可能なまちづくりを進めるためには、集約型の都市構造を形成していくことが重要です。また、人口減少が進む中であっても、中心拠点、副次拠点における人口を維持する必要があります。このため、拠点における生活サービス機能の確保や居住の誘導を図り、暮らしやすく活力あふれるまちづくりを進めます。

《 目指すべき姿 》

多様な年齢層が生活しやすいコンパクトなまちづくりの推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	拠点内の歩行環境整備事業	中心拠点や副次拠点における医療施設、社会福祉施設、商業施設等の周辺生活道路の歩行空間の明確化を進めるなど、歩行環境の向上を図ります。	都市計画課
2	日光東町・西町街なみ環境整備事業	観光客の周遊性や安全性の向上を図るため、日光東町・西町における道路の高質化など、街なみ環境整備事業を実施します。	都市計画課
3	コンパクトなまちづくり推進事業	拠点内に転居する若年夫婦や子育て世帯への支援制度を創設するなど、立地適正化計画に基づく居住誘導を促進する取組の充実を図ります。	都市計画課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
東町、西町高質化整備率	67% (R2)	73%	78%	82%	84%
若年夫婦・子育て世帯転居支援補助金交付件数	—	2件	5件	10件	15件

② 道路・河川



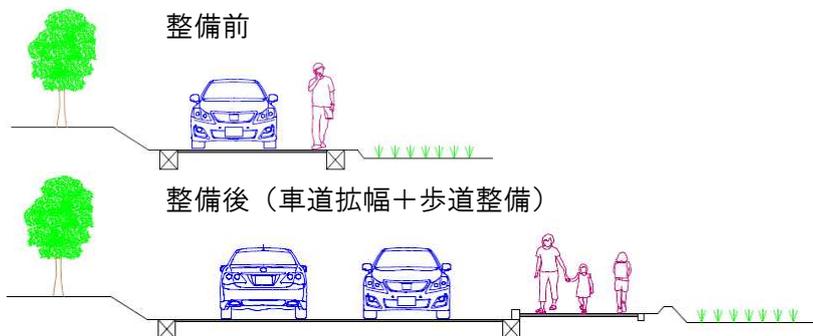
施策 目標

『安全に安心して暮らせる生活基盤づくり』

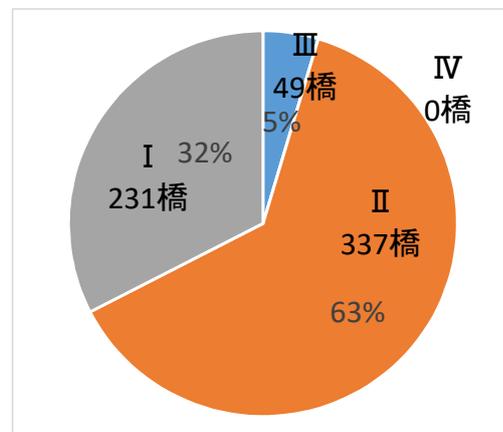
現状と課題

- ・道路は、市民生活に必要不可欠なインフラであり、防災拠点への連絡道路となることから、車両はもとより、歩行者が安全に通行できる環境を確保する必要があります。
- ・安全な道路環境を確保するため、橋梁やトンネル、舗装などの道路施設や、道路照明などの道路附属施設を適切に維持管理する必要があります。
- ・道路への積雪や路面凍結による交通事故防止のため、冬期間における通行の安全を確保する必要があります。
- ・集中豪雨や台風時に雨水が流入することで小規模な河川や水路が増水することから、周辺への被害を防止するための対策が求められています。

道路整備後のイメージ（車道拡幅＋歩道整備）



橋梁定期点検状況（R2 年度末）



損傷状況（全橋梁単位）

- 区分Ⅰ：健全な状態
- 区分Ⅱ：予防保全的な対策が望ましい状態
- 区分Ⅲ：早期に措置を講ずべき状態
- 区分Ⅳ：緊急的に措置を講ずべき状態

補修前

橋梁補修状況

補修後



施策目標を達成するための方向性

- ・市民が安全に通行できるよう、通学路における安全・安心な歩行空間の確保や、防災拠点へのアクセスなど、道路機能の強化を図ります。
- ・安全・安心な道路機能を確保するため、老朽化した橋梁やトンネル、舗装などの道路施設を定期的に点検し、予防保全型の計画的な維持補修を進めるとともに、道路照明などの道路附属施設の適切な保全等を図ります。
- ・冬期間における安全な通行を確保するため、関係機関等と連携し、迅速かつ適切に除雪や路面凍結を防止する体制を構築するとともに、降雪時における自助、共助による除雪強化を図ります。
- ・大雨などの際、水路からの溢水などによる被害を防止するため、農業用水の利用者などと連携し、日常的に適切な維持管理を図ることで、雨水排水機能を確保します。

4年間で進める重要施策

効果的な道路機能の確保

《 施策の方向性 》

これまでは、地域間・広域間を結ぶ幹線市道の整備に重点的に取り組んできました。これからは、防災拠点等へのアクセス強化や通学路等の安心安全のための整備に重点的に取り組みます。加えて、整備した道路機能確保のため、長寿命化に向けた、維持・管理の取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

安全で快適・便利な道路網の確保

No.	事業名	事業内容	所管課
1	安全安心のための道路整備事業	防災拠点等へのアクセス強化や児童生徒の安全確保のため、狭隘な道路の拡幅や通学路の歩道整備などの道路改良を実施します。	建設課
2	橋梁・トンネル補修・更新事業	市が管理する橋梁・トンネルについて、定期的な点検を実施するとともに、健全性の判定が低い施設について、計画的な補修を行うことで、施設の安全性を確保します。	維持管理課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
道路改良延長（累計）	—	300m	600m	900m	1,200m
歩道設置延長（累計）	—	400m	800m	1,200m	1,600m
橋梁定期点検・診断数	137 橋 (R2)	135 橋	129 橋	124 橋	124 橋

③ 住宅・住環境

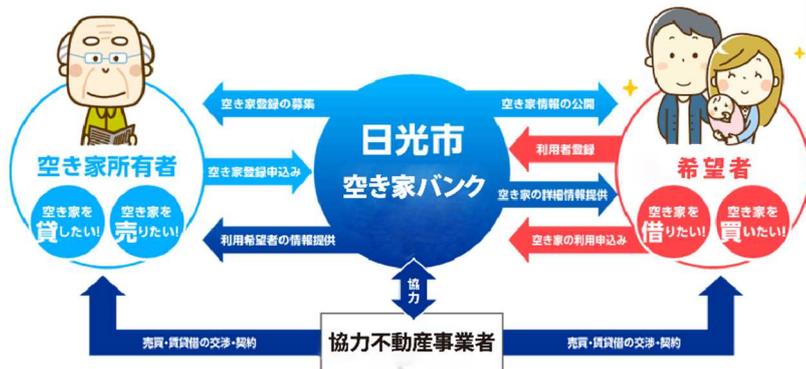
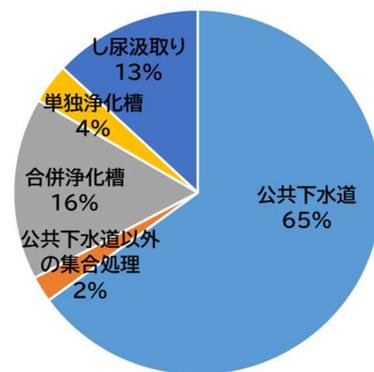
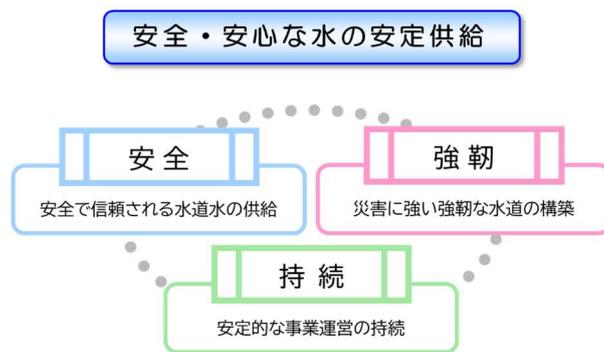
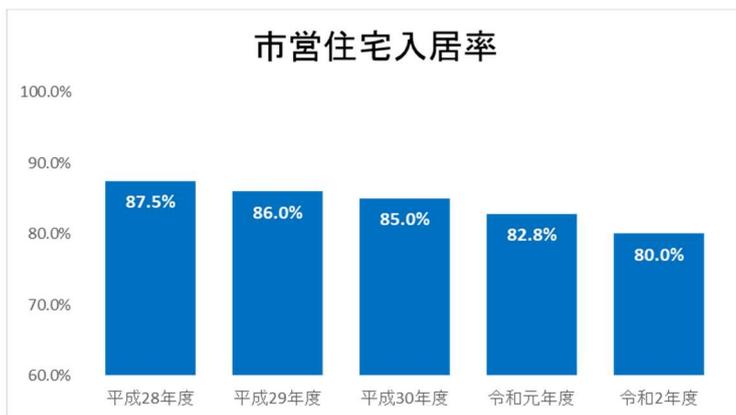


施策
目標

『快適な住環境の整備』

現状と課題

- ・市営住宅の入居率は、老朽化や地域のニーズの変化により、年々低下しており、利用促進や市営住宅のあり方の見直しが必要です。
- ・人口減少や核家族化の進展を背景に、市内の空き家は増加傾向にあり、これらの利活用や老朽化した空き家などへの対策が求められています。
- ・地震による住宅や建築物の倒壊などによる人的被害を軽減するため、耐震改修に取り組む市民に対する支援が必要です。
- ・分譲地の私有の道路、排水施設、公園等について、分譲地ごとの管理委員会を中心に、住民と行政が一体となって、公有化に取り組む必要があります。
- ・市民の生活を支えるため、上水道の適正な施設管理など、安全・安心な水の安定供給を維持する必要があります。
- ・快適な生活環境づくりや河川などの公共用水域の水質保全を進めていくため、下水道の計画的かつ効率的な施設整備・維持管理や、合併処理浄化槽の普及拡大を図る必要があります。



施策目標を達成するための方向性

- ・住宅のセーフティネットとしてニーズの高い市営住宅について、計画的・効率的な修繕等を行い、良質な住宅を確保するとともに、入居率の低い市営住宅について、利用形態の見直しや利用状況を踏まえた統廃合を進めます。
- ・市民一人ひとりが安全で安心に暮らすことができる生活環境を確保するため、空き家バンクにより利活用を推進するとともに、老朽化に応じた適正管理を促進するほか、特定空家等^{※1}の解体を支援します。
- ・市民が安全安心に暮らすため、未耐震の木造住宅や大規模建築物等の耐震診断や耐震改修工事などへの支援を行います。
- ・分譲地の住環境を改善するため、管理委員会の活動の充実を図り公有化を促進するとともに、分譲地内の機能が損なわれている道路や側溝などの補修や改修を支援します。
- ・水道水の安定供給を図るため、浄水場の統廃合や老朽化した水道施設について、計画的で効果的な施設の整備や維持管理を進めます。
- ・下水道施設の長寿命化や計画的な更新を実施するほか、適正な管理による施設機能の維持を図るとともに、浄化槽設置整備事業の充実を図るなど、合併処理浄化槽の普及を促進します。

4年間で進める重要施策

既存資源の有効活用による住環境づくり

《 施策の方向性 》

市営住宅については、老朽化や立地条件等により、入居率等が二極化する傾向にあり、地域や施設の特性などに応じた利用方法の検討が必要です。また、空き家については、防犯や倒壊など市民生活への安全性が危惧される中、増加傾向にあり、老朽化などの状況に応じた対応策の検討が必要です。

このため、市営住宅の修繕や利活用方法を見直すなど、入居率の向上に向けた取組を推進するとともに、空き家に関する情報を一元的に管理するなど、利活用に向けた支援策の拡充を図ります。

《 目指すべき姿 》

市営住宅の効率的な運営、空き家の有効活用

No.	事業名	事業内容	所管課
1	市営住宅の効率的な活用	ニーズの高い市営住宅について、空き部屋の計画的な修繕により入居可能な部屋の確保を進めるとともに、老朽化や空室が増加している入居率の低い市営住宅について、活用方法の見直しの検討、集約化や用途廃止を進めます。	建築住宅課
2	空き家利活用推進事業	年々増加していく空き家について、空き家バンク制度の拡充や空き店舗等に対する改装費の助成、空き店舗等を活用した事業への助成など、利活用の推進を図ります。	商工課 建築住宅課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
市営住宅入居率	80% (R2)	80%	80%	80%	80%
空き家バンク利活用件数 (年間)	10件 (R2)	12件	14件	16件	18件

※1 そのまま放置をすれば、衛生上や保安上、景観上など周囲の生活環境に著しく影響があると認められた空き家などのこと

④ 交通政策



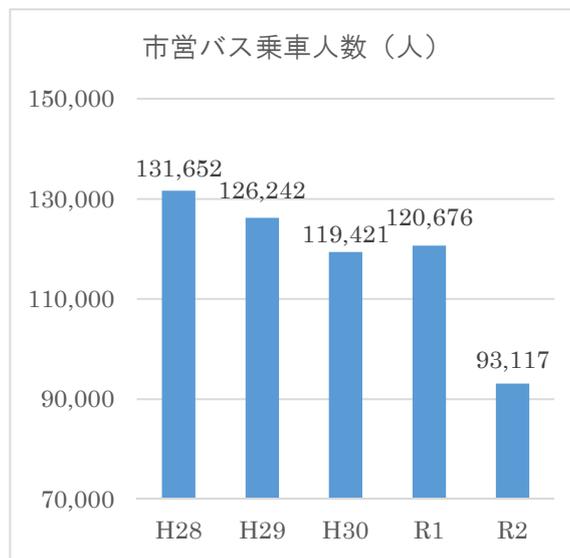
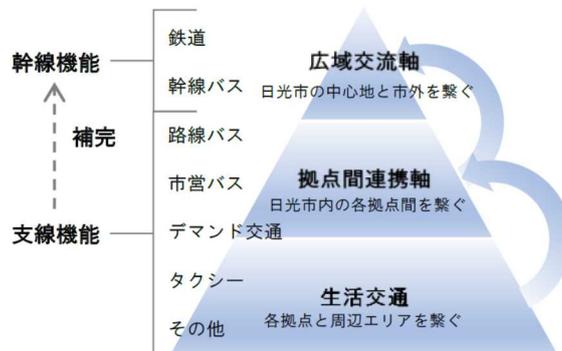
施策
目標

『利便性の向上を進める公共交通ネットワークの形成』

現状と課題

- ・市内を運行するバス路線の利用者は年々減少していますが、市民の生活路線はもとより、観光路線としても利用されているため、将来にわたり運行を維持していく必要があります。
- ・鉄道は、市民の通勤通学や観光客の移動手段として不可欠であり、特に第3セクターである野岩鉄道及びわたらせ渓谷鐵道については、利用者が減少傾向にあることから、経営の安定化を図る必要があります。
- ・広大な市域に様々な地域特性を持つ日光市においては、バスや鉄道だけでなく、福祉や教育施策などで実施している輸送手段などと連携し、利用者のニーズに応じた移動手段を確保する必要があります。
- ・日光地域では、特に行楽シーズンに交通渋滞が発生しており、観光客や地域住民への影響を軽減する必要があります。

地域公共交通ネットワーク全体像



施策目標を達成するための方向性

- ・バス路線の運行を確保するため、市営バスの運行形態やダイヤを見直すなど、利便性の向上を図るとともに、民間バス事業者との連携の強化や事業継続への支援を行います。
- ・鉄道駅のバリアフリー化などによる利便性の向上や、鉄道事業者、沿線自治体と連携した利用促進を図るとともに、野岩鉄道及びわたらせ渓谷鐵道の経営安定化のための支援を行います。
- ・鉄道をはじめ、路線バスやデマンド交通^{※1}など従来の公共交通に加え、福祉有償運送等の福祉輸送やスクールバスの送迎車両の活用など、様々な輸送手段を組み合わせた交通ネットワークの構築を図ります。
- ・観光客の利便性向上と地域住民の生活環境を改善するため、県や関係機関などと連携し、日光地域の交通渋滞の緩和、移動時間の短縮のための渋滞対策に取り組みます。

4年間で進める重要施策

効率的かつ効果的な公共交通の確保

《 施策の方向性 》

広大な面積かつ多様な地域特性を有する本市では、自家用車による移動が大半を占めており、公共交通の採算が成り立たない状況にあります。一方、公共交通は、高齢化が進む中、運転免許を返納した高齢者等の移動手段がない方には不可欠です。このため、費用対効果を踏まえバス運行路線や車両の種類を見直すとともに、利用促進の取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

日常生活の移動手段として利便性の高い公共交通の確保

No.	事業名	事業内容	所管課
1	生活路線バス利用促進事業	既存路線の検証に基づくダイヤや路線の見直しにより、利用促進を図るとともに、利用状況等を踏まえ車両の小型化を進めるなど、生活路線バスの適正かつ効率的な運行を維持します。	都市計画課
2	複合的な交通体系の構築	公共交通と福祉有償運送や移送サービスなどの輸送サービスを効果的に組み合わせるなど、地域特性に応じた多様な交通サービスの構築を推進します。	社会福祉課 高齢福祉課 都市計画課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
市営バス利用人数（年間）	120,676人（R1）	120,000人	120,000人	120,000人	120,000人

※1 経路やスケジュールを利用者の事前予約に合わせて運行する地域公共交通

第4章 まちづくりの基本施策

第5節 暮らしを支える、安全・安心のまちづくり

- ① 防災・危機管理
- ② 消防・救急
- ③ 防犯・交通安全・消費生活・生活環境

① 防災・危機管理

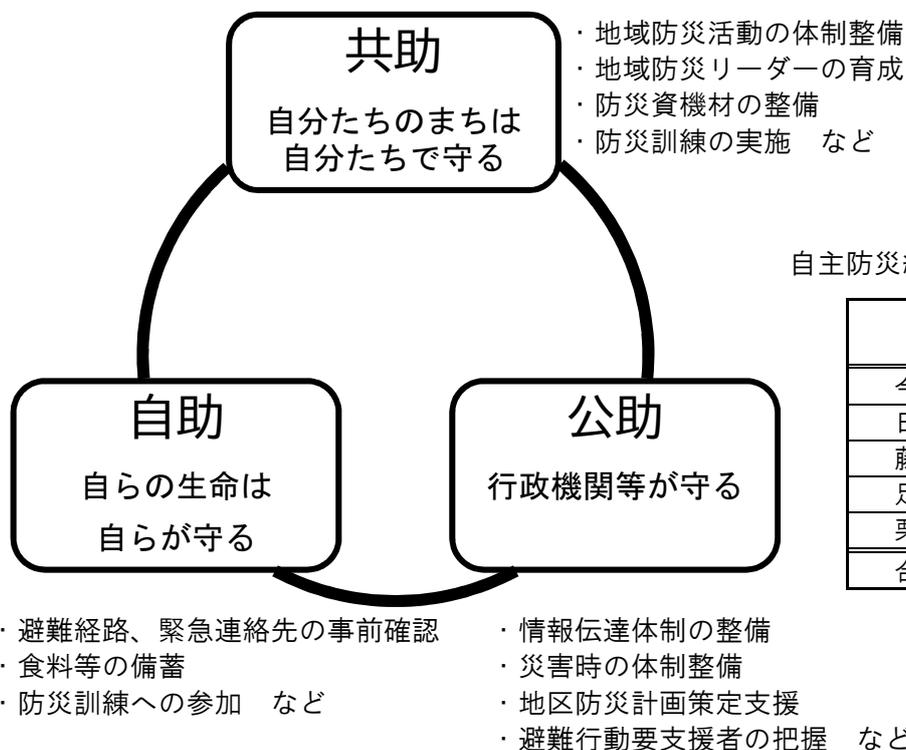


施策目標

『災害・危機に強いまちづくり』

現状と課題

- ・防災行政情報システム^{※1}や防災用屋外スピーカーなどの防災情報等の伝達体制の整備が進んだことから、これらを効果的に活用するとともに、市民が迅速に行動できる仕組みづくりに加え、自助、共助、公助の考え方を踏まえた防災に対する市民の理解や意識の向上が不可欠です。
- ・多発化、激甚化する災害に対応するため、新たなハザードマップの作成や既存のマップの見直しを進める必要があります。
- ・近年の国際情勢の変化に伴い、テロや武力攻撃などの事態を想定した対応やその周知を図る必要があります。
- ・市内には、常時観測が必要な火山が存在することから、災害に対する防災減災体制と地域住民の防災意識の向上を図る必要があります。
- ・様々な災害に対応できるよう、自主防災組織^{※2}の育成を図るとともに、地域特性や組織規模などに応じた効果的な連携体制の構築が求められています。
- ・自ら避難することが困難な避難行動要支援者が災害時に確実に避難できるよう、新たな対象者の把握や個別支援プランの作成を進めるとともに、確実に行動することができる地域の仕組みづくりが必要です。



自主防災組織等の現状（R3年4月1日現在）

地 域	自主防災組織	連合組織
今市地域	101	5
日光地域	49	
藤原地域	37	2
足尾地域	3	
栗山地域	17	
合 計	207	7

※1 地震や洪水などの災害情報や行政に関する情報を、防災ラジオや防災スピーカーで放送するためのシステム

※2 「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織

施策目標を達成するための方向性

- ・地域防災力の向上を図るため、災害時における自主防災組織の行動計画等の策定を促進するとともに、自らの命は自らが守るという意識の徹底や、災害リスクと市民の取るべき避難行動の理解促進を図ります。
- ・県による土砂災害警戒区域の追加など、危険箇所に関する情報等が拡充されていることから、河川の浸水想定図と土砂災害ハザードマップを統合した災害ハザードマップの整備や、危険箇所の周知を図るとともに、市民への防災意識の普及啓発を行います。
- ・テロや武力攻撃など有事の際に市民の避難や救援を迅速に行うことができるよう、関係機関等と連携した体制を確保します。
- ・近年の火山災害を踏まえ、登山者対策等の課題や避難計画について、関係機関との協議を進め、火山対策や体制の確立を図ります。
- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動や資機材の確保などへの支援を行うとともに、自主防災組織連合会の結成を促進します。
- ・災害に備え、避難行動要支援者の個別支援プランを活用した平常時の見守り活動や、避難訓練時に実演訓練を実施するなど、地域の共助力の向上を支援します。

4年間で進める重要施策

地域における防災・減災対策の推進

《 施策の方向性 》

避難行動支援システム^{※1}や防災行政情報システムの導入等により、防災基盤の整備が進みました。また、すべての自治会に自主防災組織が結成されるとともに、防災士の養成も進み、防災体制も強化されました。このため、これからは、それらを有効に機能させる取組を強化します。

《 目指すべき姿 》

防災・減災に対する、自助・共助・公助の確立

No.	事業名	事業内容	所管課
1	地区防災計画策定推進事業	市内の各地区における、防災活動に必要な物資や資材の備蓄、災害発生時の対応など、防災活動に関する事項を定める地区防災計画について、自主防災組織を中心に計画の策定を進めます。	総務課
2	地域防災力強化事業	地域の防災力を強化するため、自治会が行う地域防災を推進する活動への支援や自主防災組織の連合化の促進など、地域の自助・共助の取組を推進します。	地域振興課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
地区防災計画策定数（累計）	1件（R2）	3件	7件	20件	50件
地域防災力向上に係る自治会まちづくり活動支援事業実績（累計）	—	50件	70件	90件	110件

※1 避難指示を発令するために必要な情報を集約し、速やかな危険箇所の絞り込みと避難情報の配信を行うためのシステム

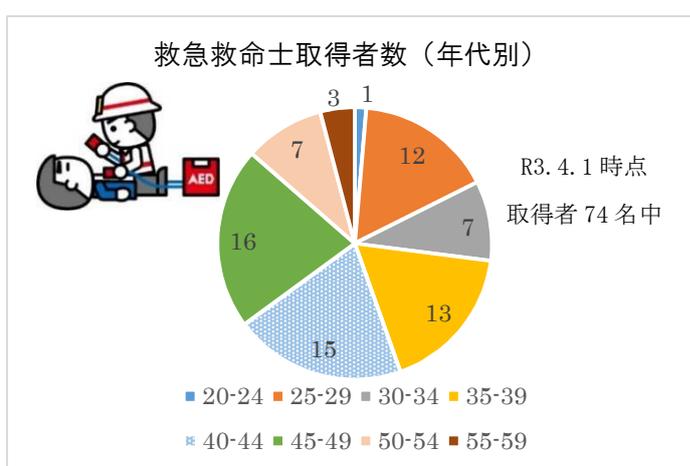
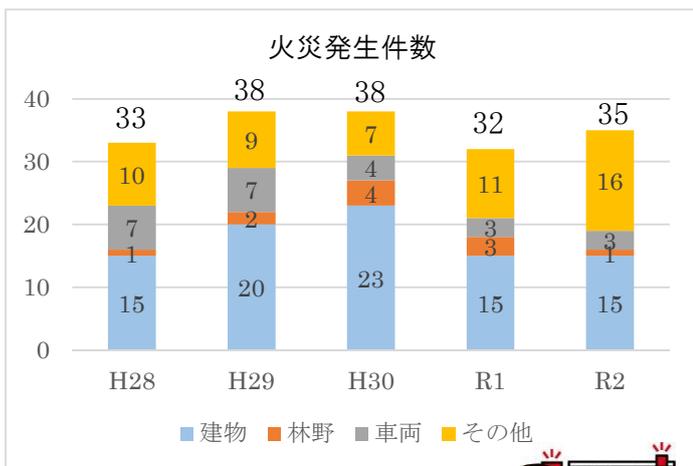
② 消防・救急

施策 目標

『安全・安心な暮らしを支える消防・救急体制の強化』

現状と課題

- ・市民の安全安心な暮らしを確保するとともに、多発化、激甚化している災害に対応するため、引き続き消防力を維持する必要があります。
- ・救急事案が多様化する中、救急救命率を向上させるため、救急救助体制の充実を図る必要があります。
- ・防火対象物及び危険物施設の安全管理対策を徹底するため、立入査察を強化する必要があります。
- ・住宅火災による被害を軽減するため、早期発見等に有効な設備の設置などを推進する必要があります。
- ・人口減少や少子高齢化が進む中、地域の消防防災において重要な役割を担っている消防団員の確保が難しくなっています。



救急車出動状況

	火災	交通	運動競技	負傷	急病	転院搬送	その他	総数
H28	16	364	21	713	2,820	481	112	4,527
H29	25	312	26	741	2,786	443	101	4,434
H30	26	369	27	743	2,955	426	122	4,668
R1	19	331	25	780	2,925	407	111	4,598
R2	18	257	15	657	2,460	395	95	3,903



施策目標を達成するための方向性

- ・ 消防施設や設備等を適切に維持・管理するとともに、車両・資機材を計画的に更新することで、市民が安全安心に暮らすことができるよう消防・救急体制の充実を図ります。
- ・ 重症傷病者に対する高度な救命処置を行うため、先を見据えた救急救命士の養成と継続した研修を行い、救急現場対応力を強化します。
- ・ 火災や危険物による事故などを未然に防止するため、予防査察員^{※1}を計画的に育成し、適切な指導や違反の是正を行います。
- ・ 住宅防火を強化するため、住宅用火災警報器の設置率の低い地域への設置を促進するとともに、家庭での初期消火に有効な消火器などの普及啓発を図ります。
- ・ 消防団員の確保が困難になっている中、地域消防力を維持していくため、各地域の分団や部の再編や詰所などの更新を含めた消防団体制の充実・強化を進めます。

4年間で進める重要施策

地域消防力の維持・強化と救急体制の確保

《 施策の方向性 》

安全で安心した暮らしを確保するとともに、多発化、激甚化している災害に対応していくため、人口減少が進む中においても、将来にわたり消防・救急体制を維持していかなければなりません。また、限られた人員で、広大な市域における、火災や事故等に対応していくため、各地域において必要な施設の検討を進め、計画的に更新していくとともに、より高度な救急救命処置に対応できる体制を確保していく必要があります。このため、消防施設等の適正配置を進める取組を強化するとともに、計画的な救急救命士の養成を進めます。

《 目指すべき姿 》

安定的な消防・救急体制の構築

No.	事業名	事業内容	所管課
1	地域消防力維持強化事業	多発化、激甚化する災害に備え消防力の維持強化を図るため、消防団の分団や部の再編を踏まえ、老朽化した消防団詰所を計画的に更新するなど、地域消防力の維持・強化を図ります。	消防本部総務課
2	救急体制充実推進事業	救急救命士の計画的な養成を図るなど、将来にわたり継続的な救急業務体制を確保します。	消防本部警防課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
消防団詰所更新数（年間）	1施設（R2）	1施設	1施設	1施設	1施設
救急救命士資格取得者数（年間）	2人（R2）	2人	2人	2人	2人

※1 防火対象物や危険物施設等が法令に基づく基準に適合しているか否かを査察する立入検査員のこと

③ 防犯・交通安全・消費生活・生活環境

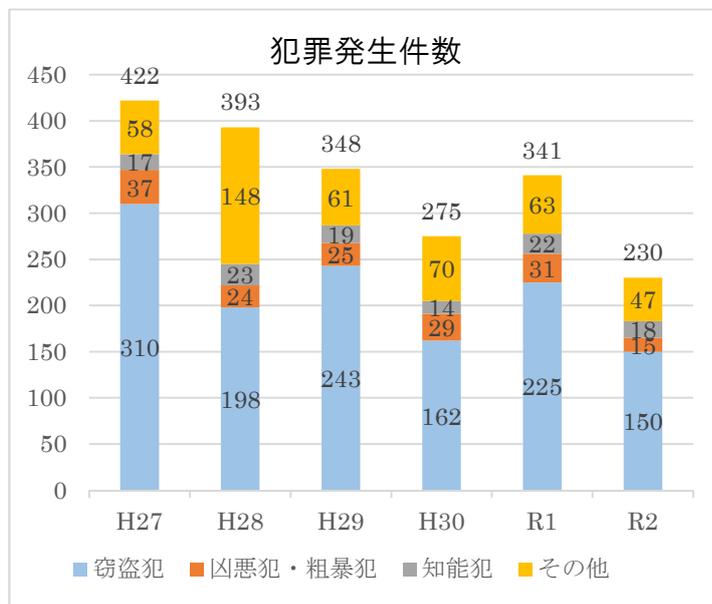
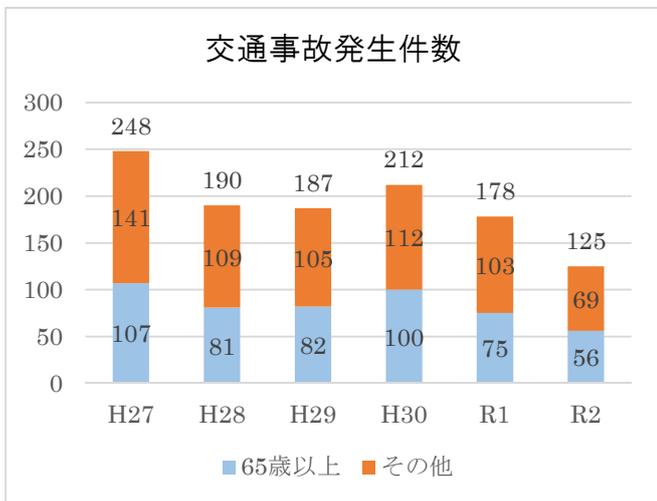
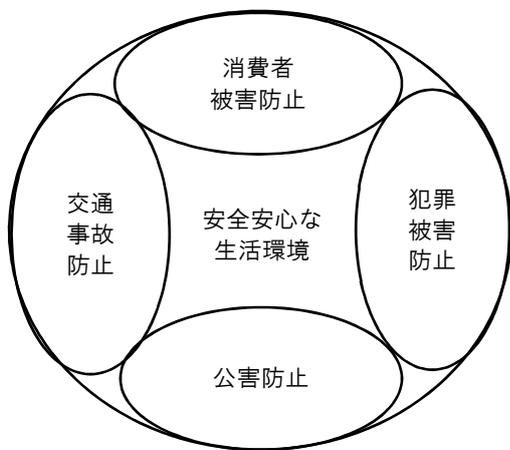


施策
目標

『安全で安心な生活環境の確保』

現状と課題

- ・日光市における犯罪発生件数は、年々減少傾向にありますが、子どもや女性に対する声掛け事案等は依然として発生していることから、犯罪が起きにくい生活環境づくりをさらに進めていく必要があります。
- ・高齢者に起因する交通事故や、死亡事故の発生件数は依然として多い状況にあることから、市民や警察をはじめとした関係機関と連携し、さらなる事故の抑制を図っていく必要があります。
- ・インターネット上の取引や契約に関するトラブル、高齢者が狙われやすい特殊詐欺被害など、消費者を取り巻く環境は複雑・多様化しているため、消費生活センターの機能を高め、情報提供や相談体制の充実を図る必要があります。
- ・都市化、工業化の進展や技術革新に伴い、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、市民生活への影響が懸念されることから、これらの問題に適切に対処し、安心して暮らせる環境を確保していく必要があります。



施策目標を達成するための方向性

- ・犯罪のないまちづくりを推進するため、自主防犯団体を支援するなど、市民の防犯意識の向上を図るとともに、自治会等と協力し、防犯灯のより適正な設置を促進します。
- ・交通事故を防止するため、関係機関と連携し、交通安全教室などを実施することで、市民の意識の高揚を図るとともに、高齢者の運転免許証の自主返納を促進します。
- ・消費者被害の未然防止や拡大・再発防止を図るため、消費者団体と連携し高齢者等への啓発活動を行うほか、消費者からの相談に適切、迅速に対応できるよう、消費生活相談員※¹の資質向上を図ります。
- ・安全で安心して暮らせる快適な生活環境を確保していくため、法令等に基づく調査や指導の実施、関係機関と連携した取組を進めることで、公害等の未然防止を図ります。

4年間で進める重要施策

消費者・交通安全教育の推進

《 施策の方向性 》

高齢者は、特殊詐欺の被害者や交通事故の起因となる可能性が高い状況にあります。今後、更なる高齢化が進行する中、これらを未然に防ぐための取組を強化する必要があります。このため、高齢者を中心とした「消費者・交通安全教育」を推進します。

《 目指すべき姿 》

消費者被害の防止、交通安全意識の醸成

No.	事業名	事業内容	所管課
1	特殊詐欺等被害防止事業	特殊詐欺の被害者となる可能性が高い高齢者等を対象に、専門的知識を有する消費生活センターの相談員による特殊詐欺や悪徳商法等の講座を実施するなど、被害防止のための取組を推進する。	環境生活課
2	交通安全啓発事業	交通安全意識の向上を図るため、高齢者を対象にした、交通安全に関する教室の開催を拡充する。	環境生活課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
消費生活相談員による講座の受講者数（年間）	162人（R1）	180人	190人	200人	210人
交通安全教室の参加人数（年間）	588人（R1）	610人	640人	670人	700人

※1 消費生活全般に関する相談や問合せ等に対応する専門職のこと

第4章 まちづくりの基本施策

第6節 自然と共生する、環境のまちづくり

- ① 環境保全
- ② 資源循環

① 環境保全



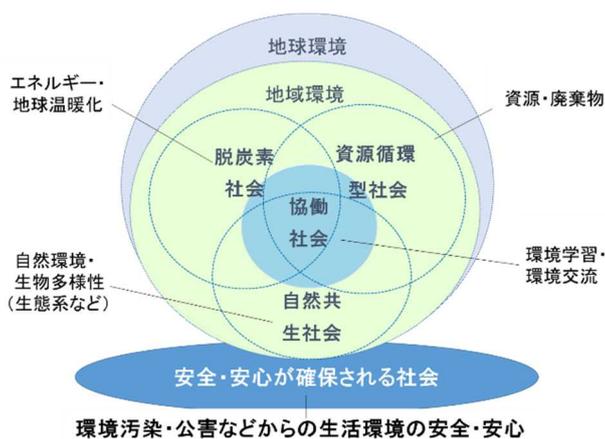
施策目標

『自然共生社会、脱炭素社会の構築と環境学習・環境交流の推進』

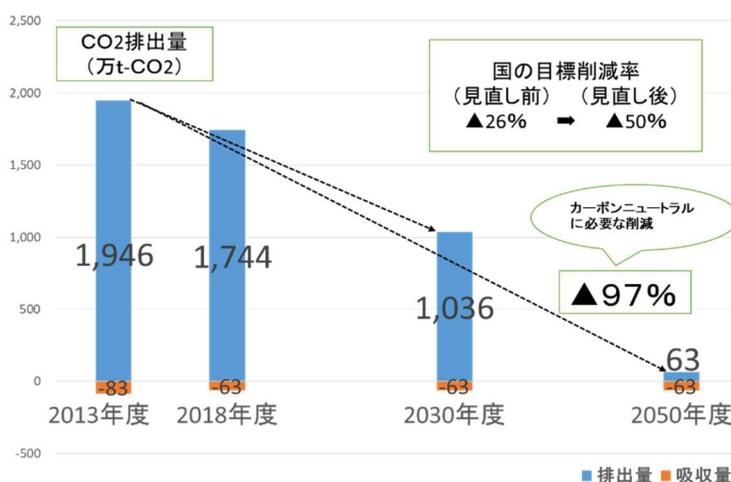
現状と課題

- ・日光市は、多様な水や森林、生態系、生物などの豊かな環境資源や良好で優れた景観に恵まれており、これらの環境をより良好な状態で未来に引き継いでいくため、自然と共生するまちづくりを進める必要があります。
- ・当市の優れた環境資源を活かし、市民・事業者・滞在者・市が相互に連携・協力し、様々な場で環境学習や自然とのふれあいを深めるなど、多彩な環境交流の実現に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・深刻化する地球温暖化は、世界共通の重要な環境問題であることから、温室効果ガスを削減し、地球平均気温の上昇を抑えることが求められています。
- ・脱炭素社会^{※1}の実現に向けて、国が宣言した「2050カーボンニュートラル」においては、温暖化対策を「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策と位置付けたことから、地域脱炭素を地域課題の解決や地域の魅力と質を向上させる取組として推進していく必要があります。

環境保全に関するイメージ



2050年栃木県のカーボンニュートラル実現のイメージ



出典：栃木県環境森林部資料を一部修正

※吸収量について、森林面積が大幅に増えない限り増加は見込めないため、皆伐再造林による森林の若返り、適正な間伐の実施などにより吸収量 63 万トンを維持する。

※1 地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会

施策目標を達成するための方向性

- ・日光市の優れた自然環境や景観、生物多様性などを次世代に継承するため、これらが果たしている役割等を学ぶなど、環境学習を充実させるとともに、水源かん養機能の向上、森林・里地里山の多面的な機能の保全・再生に向けた取組を進めます。
- ・地域からの温室効果ガスの排出抑制に向けて、エネルギーが効率的に利用される環境負荷の少ないまちづくりを推進するとともに、森林などの保全・育成・活用によりCO₂吸収源としての機能の向上を図ります。
- ・脱炭素社会づくりに向けて、太陽光や太陽熱をはじめ、当市の豊かな環境資源などを活かした中小水力発電、温泉熱などの再生可能エネルギー活用に向けた取組を促進します。
- ・「COOL CHOICE^{※1}」の普及啓発を図り、市民・事業者・滞在者・市が連携した取組を進めることにより、環境にやさしい暮らしや事業活動を促進します。

4年間で進める重要施策

脱炭素社会づくりの推進と環境教育の充実

《 施策の方向性 》

脱炭素社会の実現に向けて、国の2050カーボンニュートラルに伴う成長戦略に沿った取組が必要となってきました。これらに向けて、当市の自然環境について学び、知り、考え、行動することや、市民、事業者、滞在者、市が相互に連携、協力して、環境学習や自然とのふれ合いを深めていくことが必要です。このため、市が自ら脱炭素社会の実現に向けて取り組むとともに、環境教育や環境学習の充実を図ります。

《 目指すべき姿 》

協働により脱炭素社会づくりを進める取組の強化

No.	事業名	事業内容	所管課
1	環境教育・環境学習事業	日光市の多彩で豊かな環境資源を活かし、自然とのふれあい体験や環境保全活動を実施するなど、環境教育・環境学習の充実を図ります。	環境生活課
2	温室効果ガス排出量削減事業	温室効果ガス排出量を削減することを目的に、エネルギー使用量の削減や資源の有効利用などについて、市が積極的に取り組むことにより、脱炭素社会づくりに対する意識の向上を図ります。	環境生活課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
環境保全に関する学習やイベントの参加人数	811人 (R1)	827人	843人	857人	875人
市役所全体の温室効果ガス排出量 ※クリーンセンターを除く	16,589,847 kg-CO ₂ (R1)	15,400,000 kg-CO ₂	15,000,000 kg-CO ₂	14,600,000 kg-CO ₂	14,140,000 kg-CO ₂

※1 脱炭素社会づくりに貢献する製品、サービスなど、日常生活の中で、CO₂などの温室効果ガス排出量削減に向けた賢い選択をしようという取組

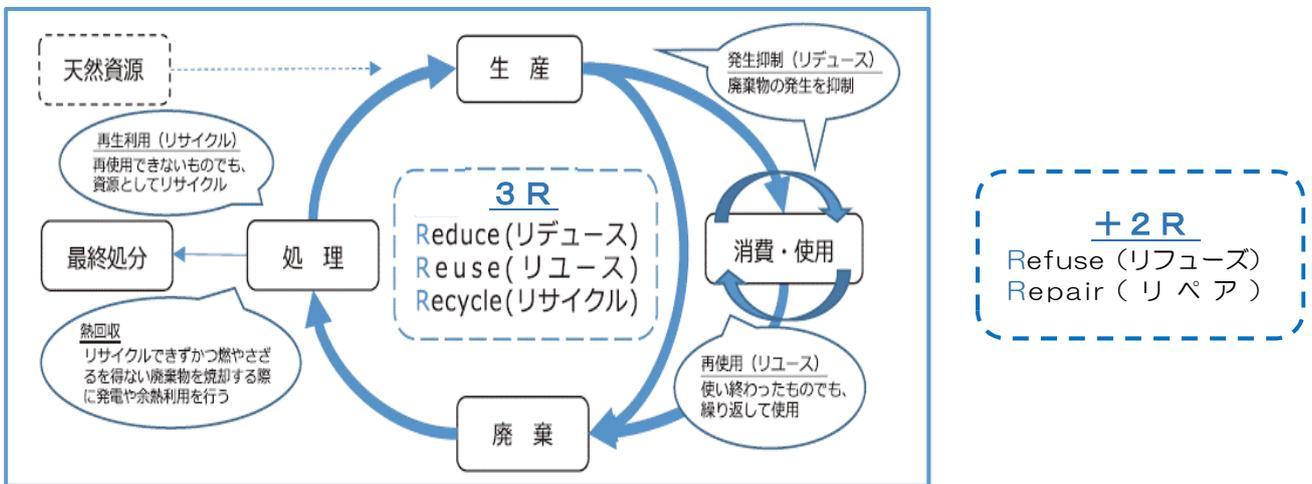
② 資源循環

施策 目標

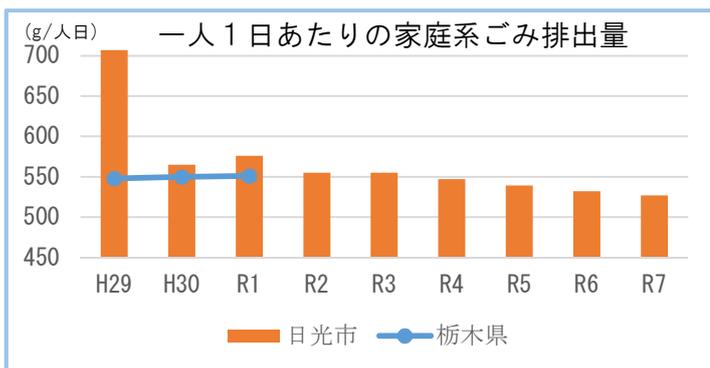
『資源循環型社会の構築』

現状と課題

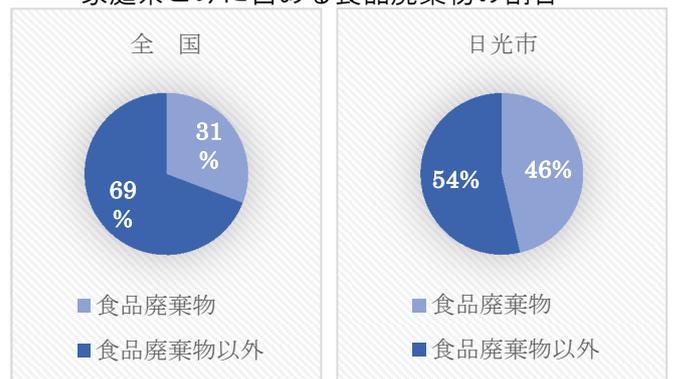
- ・資源循環型社会づくりを進めるため、これまで進めてきた3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））に2つのR（リフューズ（断る）、リペア（修理））を加えた5つのRの取組を促進する必要があります。
- ・家庭からのごみの減量化、資源化に向けて、市民、事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、効率的な資源物回収を進めるなど、ごみの適正処理に向けた取組が必要です。
- ・市民生活を支えるクリーンセンターやリサイクルセンターについては、将来にわたり安定した施設の運営が必要です。
- ・市民が清潔で快適な環境で暮らし、滞在者にも心地よい環境を提供するために、ごみが散乱しない美しいまちづくりが求められています。



出典：栃木県資源循環推進計画



家庭系ごみに占める食品廃棄物の割合



施策目標を達成するための方向性

- ・資源循環型社会を構築するため、食品ロス※¹の削減をはじめ、さらなるごみの減量化、資源化を進めるとともに、SNS（アプリ）を活用するなど5Rの取組と普及啓発を促進します。
- ・ごみの適正処理を推進するため、分別の徹底をはじめ、効率的で効果的な資源物回収やごみ収集体制の構築を図るとともに、資源物回収団体の活動支援やごみ出し困難世帯へのふれあい収集などを推進します。
- ・クリーンセンターやリサイクルセンターなどの廃棄物処理施設を適切に維持管理するとともに、施設の長寿命化に向けた取組を進めます。
- ・清潔で快適なまちづくりを進めるため、廃棄物の不法投棄や空き缶などのポイ捨て防止、市民・事業者との協働による環境美化・清掃活動を推進します。

4年間で進める重要施策

ごみの減量化と資源循環の推進

《 施策の方向性 》

家庭ごみ処理手数料の有料化などの取組により、ごみの減量化に一定の効果があったものの、県内他市に比べ、排出量が多い状況にあります。また、資源循環型社会づくりに向けて、物の生産、流通、消費の流れの中で、市民、事業者、滞在者などがごみ発生各段階から減量化、資源化などの取組を協働で進めていくことが必要です。

このようなことから、ごみの減量化を進めるため、資源化の取組を強化するとともに、「食品ロス」の削減に向けた取組を推進します。

《 目指すべき姿 》

資源循環型社会の構築に向けたごみの減量化の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ごみ減量化推進事業	持続可能な資源循環型社会の形成を推進するため、さらなる資源化を進め、ごみ減量化を図るとともに、ごみ処理手数料を財源とした安定的なごみ処理体制を維持します。	資源循環推進課
2	食品ロス削減推進事業	食品ロスに係る環境負荷や経済的損失、飽食と飢餓という食の不均衡などについて、関係機関と連携して周知啓発を行うことで、市民の意識改革を促すなど、食品ロス削減に向けた取組を拡充します。	資源循環推進課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
一人1日あたり家庭系ごみ排出量	576g/人日 (R1)	547g/人日	539g/人日	532g/人日	527g/人日
資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」登録者数	5,576人 (R2)	6,500人	7,500人	8,300人	9,000人

※1 本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品

第5章 まちづくり推進の視点

第1節 ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点

○シティプロモーション

第2節 市民と行政が共にあゆむ、協働の視点

○市民との協働

第3節 地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点

○地域づくり

第4節 互いが尊重し合い、認め合う社会づくりの視点

○人権尊重・男女共同参画社会

第5節 世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点

○国際化

第6節 健全な行政経営を確立する、行政改革の視点

○行政経営

第7節 柔軟で迅速な感染症への対応の視点

○感染症対策

第8節 総合計画の着実な推進の視点

○総合計画の着実な推進

○ シティプロモーション

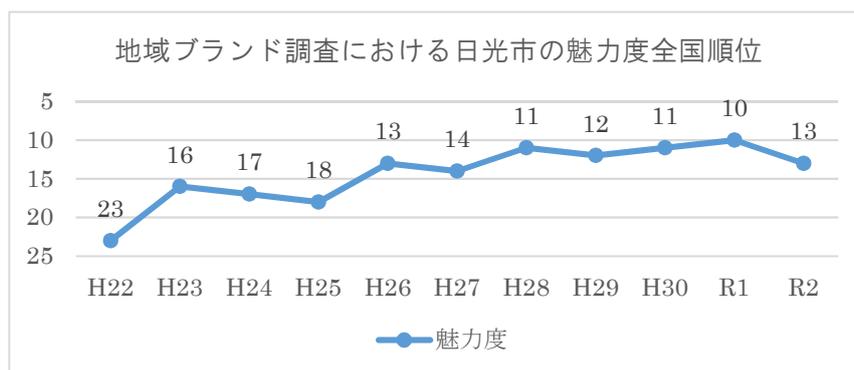


施策 目標

『愛着・誇り「日光プライド」の醸成』

現状と課題

- ・人口減少、少子高齢化の進展などによる社会構造の変化や、インターネット、SNSなどの普及により社会全体に情報があふれ、消費者の選択肢が多様化していることから、都市間競争は激しさを増しており、これまで以上に選ばれる日光市となる必要があります。
- ・日光市には、すでに豊かな産業、観光地、名産品があり、これらを、日光ブランドとして認定し、広く発信してきましたが、日光市の魅力をさらに高めるためには、これまで築き上げてきた都市イメージをさらにブラッシュアップする必要があります。
- ・日光市は高い知名度を誇り、多くの観光客が訪れていますが、地域資源をはじめとする固定的なイメージが定着していることから、更なる交流人口の拡大を図るためには、新たな魅力の創出や効果的な情報発信が求められています。
- ・憧れを生む魅力的な日光市にしていくためには、自らの地域の歴史、文化、自然を再認識し、その価値を市と地域が一体となって発信していく必要があります。



施策目標を達成するための方向性

- ・ 今後も選ばれる「日光市」であるため、日光市の独自性や付加価値を活かしたブランディングを展開することにより、他の地域との差別化を図ります。
- ・ 日光市の更なる魅力向上を図るため、新しい日光を示すブランディングコンセプトを定め、これをプロモーションの軸とし、多様な施策を展開するとともに、コンセプトの浸透や理解を深める取組を推進します。
- ・ これまで培ってきた日光市の知名度を活かしつつ、情報発信力の強い年齢層をターゲットにしたプロモーションを展開するなど、新たな観光客の誘致や話題性のある魅力の伝達につなげる取組を推進します。
- ・ 様々な資源や機会を捉え、市内外に日光市の魅力を発信する取組を継続することで、市民が自らの暮らすまちに、自信や誇り、愛着を持ち、これらを高めていくことにより、日光プライドの醸成を図ります。

4年間で進める重要施策

戦略的プロモーションの推進

《 施策の方向性 》

日光は、知名度はあるが、世界遺産や修学旅行先などの固定的な都市イメージが強い。また、都市間競争に打ち勝つためには、あらゆる資源、素材を活かし、日光の魅力を高める新たな取組が重要です。このため、「NEW DAY, NEW LIGHT. 日光」をブランディングコンセプトとした、戦略的なプロモーションの展開を図ります。

《 目指すべき姿 》

新たなブランドイメージの確立による魅力度向上

No.	事業名	事業内容	所管課
1	統一的・戦略的なプロモーションの展開	「NEW DAY, NEW LIGHT. 日光」を統一的なコンセプトと位置付け、観光、商工、農林などそれぞれの分野において、地域の特性を活かした様々なプロジェクトを効果的に展開します。	秘書広報課 観光課 商工課 農林課
2	「NEW DAY, NEW LIGHT. 日光」理解促進事業	ブランディングコンセプトやそのロゴマークについて、市民による活用を促進することで、市民と一体となった情報発信を行うとともに、WebやSNSを活用した認知度の向上を図り、日光市のブランドイメージを確立します。	秘書広報課
3	新たなコンテンツによる魅力創出事業	ブランディングコンセプトと連動した、付加価値の高い、新たなコンテンツを開発し、これを活用した事業を展開することで、更なる魅力の創出を図ります。	秘書広報課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
「地域ブランド調査」市町村の魅力度全国順位	13位 (R2)	10位以内	10位以内	10位以内	10位以内

○ 市民との協働

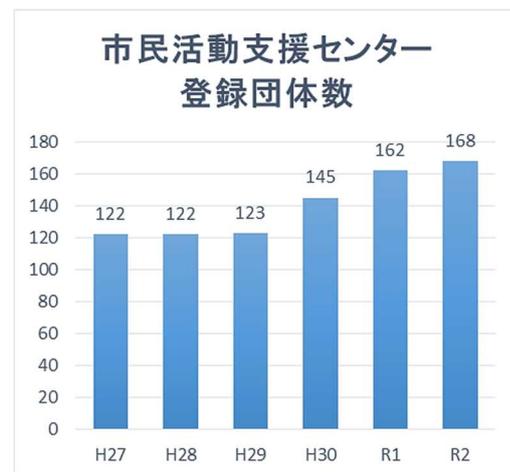
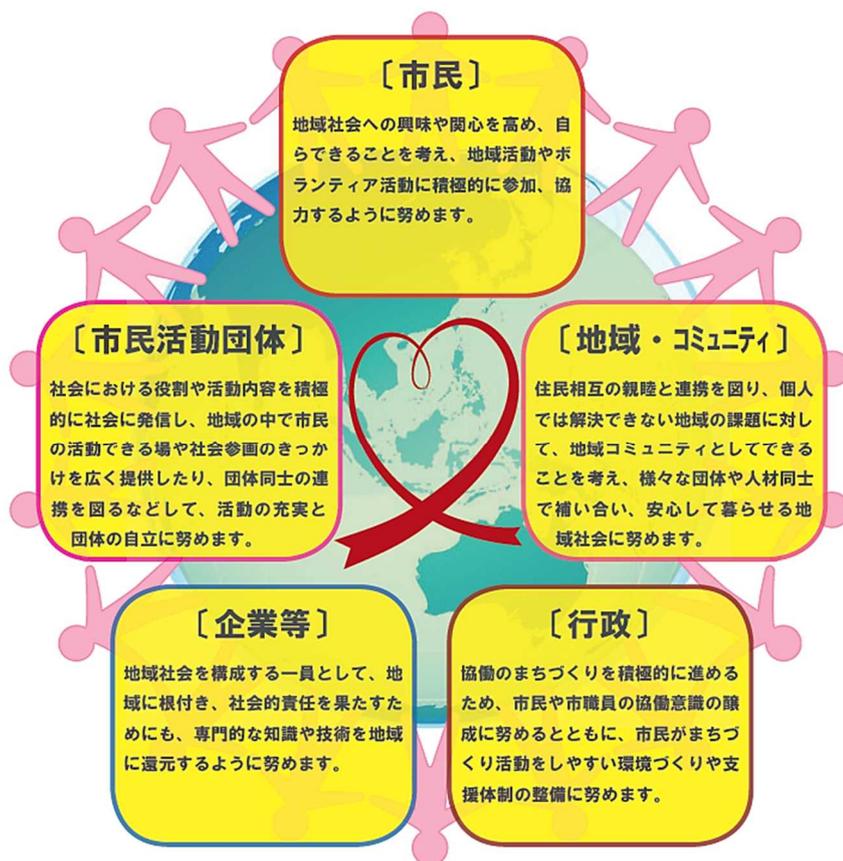


施策
目標

『市民が主役のまちづくり』

現状と課題

- ・市民ニーズや個人のライフスタイル、価値観の多様化、複雑化により、市民だけ、行政だけでは対応できない様々な課題が生じており、その解決のため、市民と行政がともに協力・連携していくことが求められています。
- ・ボランティアやNPO法人などによる市民活動の更なる活性化のため、活動への支援や情報発信、団体間の相互交流などを行っていく必要があります。
- ・市民活動団体の会員の減少、高齢化等により、活動が困難となっている団体が増えてきていることから、熱意ある次世代のリーダーやまちづくりに興味を持つ人材を育成することが必要です。
- ・市と市民が、同じ目的や目標などに向かって、協働していくためには、市政に関する情報を共有し、市民ニーズを的確に把握することが求められます。



施策目標を達成するための方向性

- ・ 市民との協働のもと、様々な課題に対応していくため、市民や自治会、市民活動団体、行政などが適切な役割分担のもと、相互に補完・協力することで、市民参加によるまちづくりを推進します。
- ・ 市民活動団体の活性化のため、市民活動支援センターを中心に、団体間のネットワークの拡充・強化を図るとともに、経営相談などの支援や活動内容の周知啓発を推進します。
- ・ 次世代のリーダーやまちづくりの人材育成に向け、市民活動団体の活動の運営や資質向上・新たな担い手の育成につながる各種研修を展開します。
- ・ 市民ニーズを捉えた施策を効果的に展開していくため、SNSをはじめとした、様々な媒体を積極的に活用することにより、市民への適切な情報発信にあわせ、市民が意見を提案しやすい新たな仕組みづくりを進めます。

4年間で進める重要施策

市民参画の推進

《 施策の方向性 》

市民との協働には、市民との連携強化が求められます。また、協働をより効果的なものとするためには、様々な分野において、市民が積極的に「参画」することが重要です。このため、施策の目的や目標などの意識を市民と共有するとともに、参画機会の充実を図ります。

《 目指すべき姿 》

様々な施策への市民参画を推進する環境づくり

No.	事業名	事業内容	所管課
1	協働活動支援事業	市民の参画機会の充実に向け、市民活動支援センターを中心に市民活動団体の育成や情報発信を進めるとともに、市民活動団体の運営や資質向上・新たな担い手の育成につながる各種研修を展開するほか、市民活動団体の活動事例をもとにした、市民を含めた意見交換の機会を創出します。	地域振興課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
市民活動支援センター登録団体数	168 団体 (R2)	171 団体	174 団体	179 団体	185 団体

○ 地域づくり

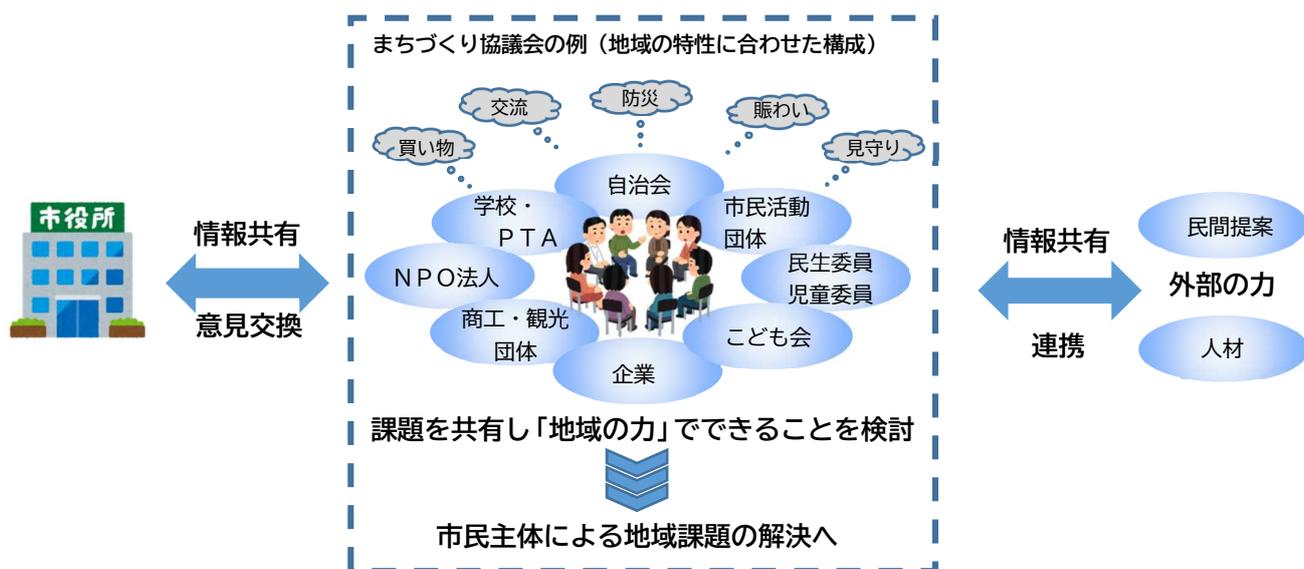


施策
目標

『地域の特性を活かしたまちづくり』

現状と課題

- ・ 地方での暮らしに対する意識の変容が進んでおり、人口減少が進む日光市においては、移住定住や二地域居住の促進など、定住人口の増加につながる取組を推進する必要があります。
- ・ 人口減少による過疎化や高齢化が進み、自治会をはじめとする地域コミュニティの活力や機能の低下が危惧されています。
- ・ 地域における課題が多様化していることから、それぞれの課題や状況を把握し、総合的な視点で支援することが必要となっています。
- ・ 地域コミュニティの維持・活性化や、きめ細かな日常生活支援等を実現するためには、地域の特性に応じ、市民が主体となって課題を解決する取組が必要となっています。
- ・ 生活基盤が脆弱な地域においては、人口減少や高齢化も著しいため、日常生活における交通の整備、保健の向上、医療の確保、災害時の対応等に支障を来すなど、将来の集落の維持が懸念されています。
- ・ 個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心や連帯感の希薄化が進行していることから、地域活動における担い手の育成が求められています。



施策目標を達成するための方向性

- ・地域の活力を維持していくため、日光市の暮らしの魅力向上を図り、積極的に情報を発信するとともに、企業の多様な働き方に対応した取組を進めるなど、移住定住や二地域居住を促進する取組を進めます。
- ・地域づくりの基盤となる自治会の活動の活性化や、災害時における相互の協力体制を確保するため、自治会の活動内容や加入のメリットなどを周知し、自治会への加入促進を図ります。
- ・地域住民の交流促進、地域福祉の向上、地域防災力の推進など、自治会が自主的に行う活動や、活動の拠点となる自治会施設などの環境づくりを支援します。
- ・市民と行政が地域課題や地域活性化について情報共有を図ることで、それぞれの地域の特性に合わせた取組を推進します。
- ・住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らせるよう、地域の実情を市民と共有しながら、互助活動をはじめ、多様な地域人材が主体的に地域づくりに参画できる仕組みの構築を促進します。
- ・集落の維持や活性化を図るため、地域資源の利活用や、外部の人材の配置、民間企業との連携など、地域特性を踏まえ、災害時の見守りや日常生活の支援に取り組みます。
- ・まちづくりの担い手の育成を図るため、各種講座等の開催やスポーツ大会の情報提供を行うなど、市民の地域づくりへの意欲を高める取組を推進します。

4年間で進める重要施策

市民主体による地域づくりの推進

《 施策の方向性 》

人口減少や少子高齢化の進展により、地域のコミュニティ機能の維持が課題となっています。また、地域コミュニティの活性化のためには、地域の特性に応じた互助の取組や生きがいくりの創出が必要です。このため、地域の資源や人材を活かすとともに、市民が主体的に活動する地域づくりを進めます。

《 目指すべき姿 》

市民自らが主体的に地域課題を解決する地域づくり

No.	事業名	事業内容	所管課
1	市民主体による地域まちづくり協議会設立促進事業	市民が主体となり、地域資源や情報を共有し、課題を解決するため、地域で活動する各種団体が構成する協議会の設立を支援します。	地域振興課 各行政センター
2	自治会が行うまちづくり活動支援事業	市民による地域づくりを推進するため、地域福祉や環境整備など、自治会が主体的に行う活動を支援します。	地域振興課 各行政センター

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
自治会によるまちづくり活動支援事業補助金の未利用自治会数	37自治会 (R2)	30自治会	20自治会	10自治会	0

○ 人権尊重・男女共同参画社会

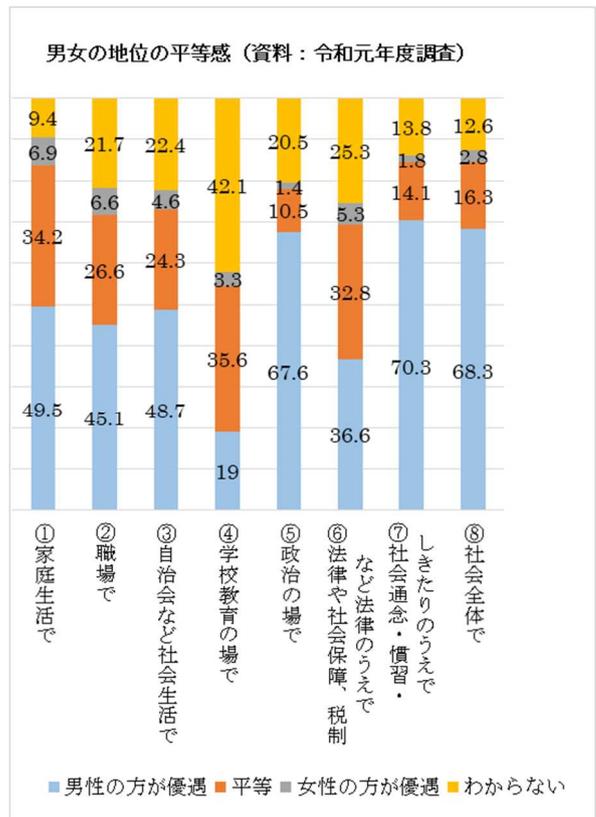


施策目標

『すべての人の人権が尊重される社会の実現』

現状と課題

- ・ 偏見から生まれる不当な差別や虐待などの人権問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係機関や専門の知識を有する相談員などによる支援体制の充実を図る必要があります。
- ・ インターネットやSNSにより特定個人を誹謗中傷するなどの様々な人権問題を解消するためには、子どもの頃からの人権教育や人権啓発に取り組む必要があります。
- ・ 一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うことで、差別なく生活できる環境が求められています。
- ・ 家庭や地域、職場などにおいて、男女がお互いに多様な生き方への理解を深め、協力していく環境づくりや、意識を改革するための啓発を図っていく必要があります。
- ・ 女性労働力の活用やワーク・ライフ・バランスを促進することで、安心して妊娠、出産、子育て、介護のできる環境づくりや性別にとらわれず職場で活躍できる雇用環境の整備が求められています。
- ・ 女性が社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していけるよう、事業所をはじめ、様々な分野で女性の積極的な登用を推進していく必要があります。



施策目標を達成するための方向性

- ・ 不当な差別や虐待、心身の障がいに対する偏見など、様々な問題を抱えた人たちの権利を擁護するため、国や県、他自治体、NPO法人などと連携し、多様な人権相談の内容に応じた、適切な情報の提供や助言を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 様々な人権問題の解決に向けて、学校教育において、人権感覚を磨くための学習や指導を行うとともに、様々な場と機会を捉え、子どもの権利が尊重され、健やかな成長を図るための効果的かつ継続的な人権啓発を推進します。
- ・ 多様性を認め合う環境づくりを進めるため、LGBTQへの理解を深めるとともに、お互いがパートナーとして、差別なく快適に暮らすための支援に取り組みます。
- ・ 男女がお互いの多様性を認め、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画への取組の周知・啓発を推進します。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの必要性や効果について積極的に情報提供・啓発を行い、だれもが安心して子育て・介護をしながら、仕事と両立しやすい職場環境を推進し、働きやすさの向上を図ります。
- ・ 男女の平等意識を深め、女性がその能力を十分に発揮できるよう、起業支援や再就職支援、女性のキャリア形成を支援します。

4年間で進める重要施策

多様な価値観の共有、差別解消に向けた人権教育の推進

《 施策の方向性 》

グローバル化が進む中、性別や信条、国籍などにとらわれず、個性と能力を発揮できる社会づくりが重要です。そのためには、全ての人々が、多様な価値観を共有し、差別のない社会づくりを進める必要があります。このようなことから、家庭、学校、地域、職場等あらゆる分野において、人権教育を強化するとともに、多様な生き方を認め合い、快適に暮らすための取組を支援します。

《 目指すべき姿 》

一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる環境づくり

No.	事業名	事業内容	所管課
1	人権教育推進事業	市民一人ひとりが、人権問題を自分の問題として捉えられることができるよう、学校において、教育と様々な分野が連携するなど、効果的な人権教育を展開します。	総務課 学校教育課 生涯学習課
2	LGBTQ理解促進事業	LGBTQの方々が差別を受けずに暮らせるよう、市民や事業者への周知啓発を充実するなど、多様な性のあり方についての理解促進を図ります。	総務課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
人権教室実施件数（年間）	5件（R2）	5件	7件	7件	7件

○ 国際化

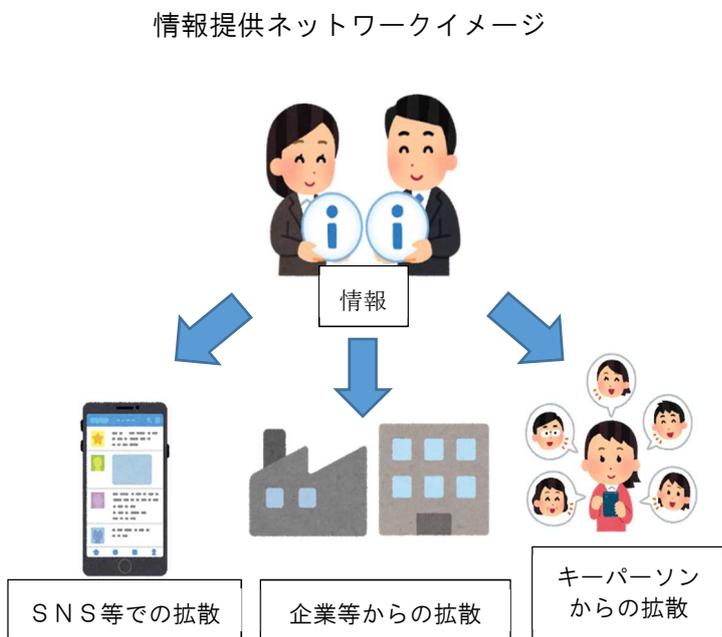
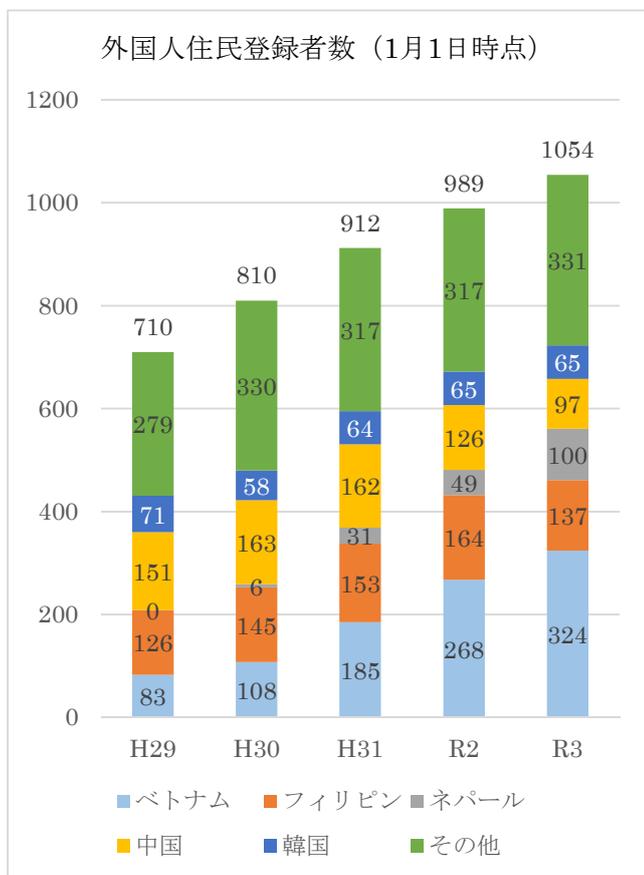


施策
目標

『国際化、多文化共生社会の推進』

現状と課題

- ・インターネットやSNSの普及により、グローバル化が一層身近なものとなっており、国際交流や多文化共生社会への更なる理解促進が求められています。
- ・国際観光文化都市として、外国人観光客の受入態勢の整備や、国際感覚が豊かな人材の育成が求められています。
- ・市内の企業に従事する外国人をはじめ、市内に居住する外国人が増加傾向にあることから、国籍や言語にとらわれず誰もが市民として暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。



施策目標を達成するための方向性

- ・国際交流の機会の創出や多文化共生社会に向けた啓発活動などにより、外国人市民と地域住民との相互理解を深めることで、国際化を推進します。
- ・外国人観光客が安心・快適に市内を回遊できるよう、受入環境の整備を進めるとともに、国際感覚豊かな人材の育成に向け、国際理解のための学習機会の拡充を図ります。
- ・外国人市民が快適に安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携を図り、外国人市民の生活を支援する取組を推進します。

4年間で進める重要施策

外国人市民とのコミュニティの構築、国際交流の推進

《 施策の方向性 》

インバウンドによる外国人観光客や外国人市民が増加傾向にあり、国際化の推進が重要です。このような中、他国の文化に対する理解や外国人のニーズの把握を進める必要があります。このため、国際交流協会と連携し、外国人市民の生活に関する相談体制を充実させるとともに、外国人が多く働く市内の企業との連携体制を構築することで、外国人市民の生活環境等への支援を推進します。

《 目指すべき姿 》

豊かな国際感覚の醸成と外国人市民が暮らしやすいまちづくり

No.	事業名	事業内容	所管課
1	国際理解促進事業	国際理解のための学習機会の創出などにより、国際感覚豊かな人材の育成を図るとともに、国際交流協会と連携し、国際理解講座の開催など国際交流の機会を創出します。	観光課
2	外国人市民生活支援事業	外国人市民の生活を支援するため、地域や関係機関との連携を強化するとともに、行政情報などを的確に提供するためのネットワークの構築を推進します。	観光課 市民課

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
国際理解推進員 ^{※1} 派遣回数	23回 (R2)	23回	27回	31回	35回
日本語教室受講者数	17人 (R2)	20人	30人	40人	50人

※1 市民の国際理解を推進するために、海外の文化、生活、料理等の紹介などの業務を行う専門員のこと

○ 行政経営

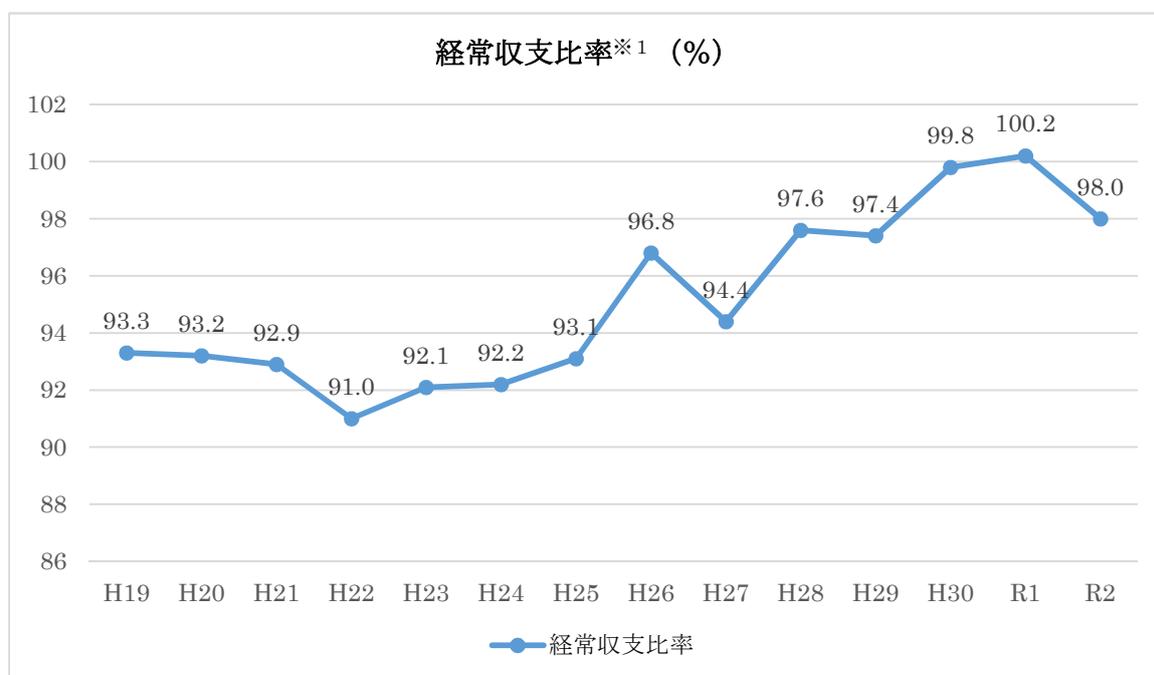


施策 目標

『持続可能なまちづくりに向けた行財政基盤の確立』

現状と課題

- ・ 予想を上回る人口減少や厳しい財政状況の中、複雑化、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行財政改革を徹底することで、人材、財源、資産、情報等の限られた経営資源を有効に活用した、健全で持続可能な行政経営が求められています。
- ・ 市民生活の利便性や質の向上を図るため、近年急速に進展するデジタル社会への対応が求められています。
- ・ 持続可能な行政経営を支える体制を確立するため、職員の質と能力の向上や、適正な人員配置を進めることで、強い職員集団づくりを推進する必要があります。
- ・ これまでも、公共施設の適正化を進めてきましたが、老朽化が進み対策が必要な施設を多く抱える日光市においては、公共施設マネジメントを加速させる必要があります。



※1 地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を表す

施策目標を達成するための方向性

- ・ 厳しい財政状況の中、これまで以上に効率的で、効果的な行政サービスを実現していくため、事務事業の抜本的な見直しを進めるとともに、民間活力の積極的な活用を図ります。
- ・ 持続可能な行政経営の礎となる安定した財政基盤を確立するため、人件費や物件費をはじめ、歳出の削減を徹底するとともに、使用料等を見直すなど、受益者負担の適正化を図るほか、あらゆる可能性を追求し、財源の確保に取り組みます。
- ・ デジタル社会に対応し、便利で、快適な暮らしを支えるため、光ファイバー網の安定的な運用を確保するとともに、デジタル技術を活用した行政事務の見直しを進めます。
- ・ 強い職員集団づくりを進めるため、管理職のマネジメント力の更なる向上を図るとともに、人的資源を最適化するなど、組織力の強化に取り組むことで、持続可能な行政経営を支える体制づくりを推進します。
- ・ 次の世代に過度な負担を残さないよう、将来を見据えた公共施設の適正配置を進めるため、統廃合をはじめ、民間企業等による有効活用を促進するなど、更なる公共施設マネジメントの推進を図ります。

4年間で進める重要施策

行財政改革の推進

行政事務の効率化

《 施策の方向性 》

最少の経費で最大の行政サービスを提供していくためには、限られた財源の中、行政事務を見直し、効率化を図ることが不可欠です。見直しに当たっては、事務事業の目的と効果について検証を行い、抜本的な改革を進めるとともに、市民との協働、民間企業等との連携、民間活力の導入を積極的に推進します。加えて、多額の一般財源を投入している事業として選定する削減対象事業をはじめ、分野ごとに定めた重要施策以外の全ての事業の見直しを行うとともに、行政手続のデジタル化などによる事務の合理化や、デジタル技術の導入による市民サービスの拡充を図ります。

《 目指すべき姿 》

協働と質を重視した行政サービスの提供

人件費・物件費の削減

《 施策の方向性 》

県内他市に比べ人件費・物件費の歳出に占める割合が高く、行政経費の削減は不可欠です。このため、行政事務の効率化や組織の最適化、職員数や時間外勤務の適正化を進めることで、人件費の削減を図ります。加えて、公共施設の運営、維持に係る経費が多い施設の統廃合を進めるとともに、指定管理者や第三セクター等の運営の適正化を図ることで、物件費の削減を図ります。

《 目指すべき姿 》

経常収支比率の改善

使用料等の見直し

《 施策の方向性 》

使用料については、平成22年3月に策定した「使用料見直し指針」に基づき金額の設定等を行っていますが、特別会計、指定管理施設の使用料等も含め、現状を踏まえ改定する必要があります。また、手数料については、近隣自治体に比べ、安価となっている事案も見受けられることから、全庁的な調査を行い、現状を分析することで見直しを行う必要があります。その他、受益者が負担する費用についても、その在り方を検討する必要があります。

このため、「受益者負担の適正化に向けた基準」を策定し、段階的に使用料、手数料をはじめとした市税以外の収入について見直しを行います。

《 目指すべき姿 》

受益者負担の適正化

新たな財源の創出

《 施策の方向性 》

人口減少や少子高齢化が進む中、市税をはじめとした自主財源の減少は避けられない状況にあります。また、経常収支比率は依然として高い状況にあり、新たな施策展開も困難となっていることから、その財源の確保が不可欠です。このため、ふるさと納税の拡充などにより歳入の確保を図るほか、新税の創設や施設のネーミングライツ、クラウドファンディングなど、様々な視点による新たな財源の創出を進めます。

《 目指すべき姿 》

新規施策展開のための収入の確保

公共施設マネジメントの推進

《 施策の方向性 》

保有する公共施設の数が多く、かつ、老朽化の進行や厳しい財政状況などにより、全ての施設を維持更新していくことが不可能な状況にあります。このため、公共施設が持つ行政機能の有効性や利用状況などを踏まえ、ライフサイクルコスト^{※1}を重視した施設の最適化を図るとともに、廃止した施設の計画的な解体を進めます。加えて、市が保有する資産の有効利用の観点から、公募型プロポーザルや随意契約保証型民間提案制度を活用し、民間の発想や技術などを取り入れるとともに、未利用財産の売却を積極的に進めます。

《 目指すべき姿 》

公共施設の最適化と公有財産の有効活用の促進

重要施策の進捗を測定するための成果指標

	基準値	R4	R5	R6	R7
経常収支比率	98% (R2)				96%
財政調整基金残高	26.5 億円 (R2)	毎年度 15 億円以上を確保			

※1 計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと

○ 感染症対策



施策 目標

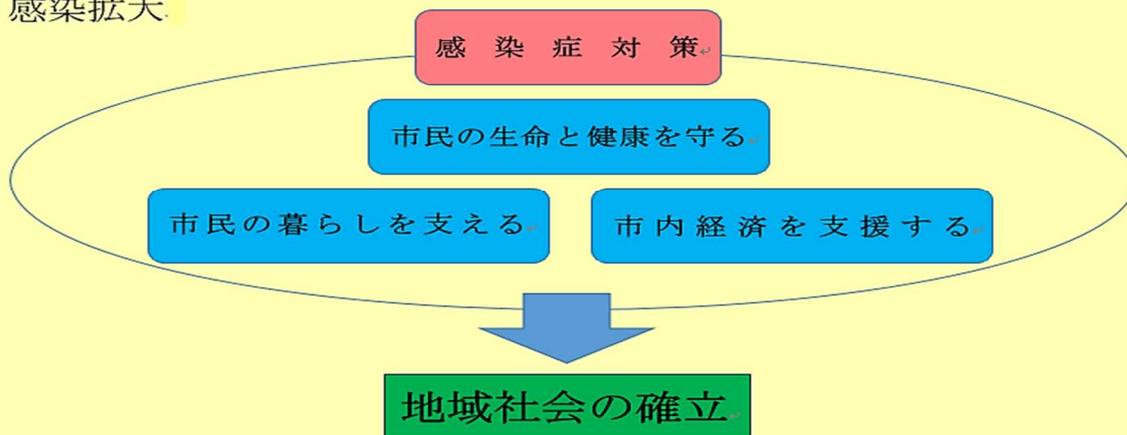
『柔軟で迅速な感染症への対応』

現状と課題

- ・全ての市民が健やかに安心して暮らしを続けていくためには、急速にまん延する感染症に対する、感染予防、感染拡大防止の取組が不可欠です。
- ・市内の経済活動の停滞による収入の減少や外出自粛要請等による市民生活の閉塞感など、感染拡大により影響を受けた市民の暮らしを支えるための取組が重要です。
- ・市民の暮らしと健康を守る取組を実践しながら、持続可能な社会経済活動を確立するためには、市内経済を支援していく必要があります。
- ・感染症の急速なまん延等による不安や恐怖から生じる、誤解や根拠のない情報が流布することにより、人権侵害や風評被害をもたらすことが危惧されています。

<感染症対策における日光市の考え方>

感染拡大



施策目標を達成するための方向性

- ・市民をはじめ、日光市に関係する方など、全ての方々が感染予防、感染拡大防止に向けた行動を実践できるよう、感染状況等に応じ、必要な施策を展開するとともに、国や県、事業者、関係団体と連携した取組を推進します。
- ・感染予防、感染拡大防止の取組を実践しながら、市民の暮らしを支えるため、感染症の影響による生活環境の変化に対応した効果的な支援を展開するとともに、人と人とのつながりを大切に、温もりのある地域社会を守るための取組を推進します。
- ・市内の経済活動を持続していくため、商店や企業に対し、国や県と連携した支援策を実施するとともに、観光業を基幹産業とする当市の特徴を踏まえた効果的な施策を展開します。
- ・噂や不確かな情報による、感染者やその家族、医療従事者などへの差別や偏見、誹謗中傷を防ぐため、迅速かつ正確な情報を収集するとともに、随時、適切な情報を発信します。

4年間で進める重要施策

感染症に対応した施策の変容

《 施策の方向性 》

新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響は多大であり、新たな日常の確立が求められました。また、市民の生命と健康を守るため、柔軟かつ迅速な施策を展開することが重要です。このようなことから、必要に応じて専門の部署を組織するなど体制を整え、対応を進めるとともに、様々な機会を捉えた情報提供など、市民の暮らしを支える取組を推進します。

《 目指すべき姿 》

感染予防、感染拡大防止と持続可能な社会経済活動の両立

No.	事業名	事業内容	所管課
1	市民の生命と健康を守る	市民一人ひとりの感染予防対策等の徹底、子どもたちへの対応、人権等への配慮など、市民の生命と健康を守るために必要な施策を推進します。	新型コロナウイルス対策センター
2	市民の暮らしを支える	市民が安心して安全に暮らすために必要な施策を推進するとともに、物理的距離を保ちつつ社会的距離を強く大切に、地域社会、地域づくりの構築に向けた市民活動を支える基盤づくりを促進します。	新型コロナウイルス対策センター
3	市内経済を支援する	国や県の緊急経済対策を効果的に実施するとともに、市独自の経済対策を展開するなど、市民や観光客等の消費喚起を含めた市内経済活動の回復に向けた施策を推進します。	新型コロナウイルス対策センター

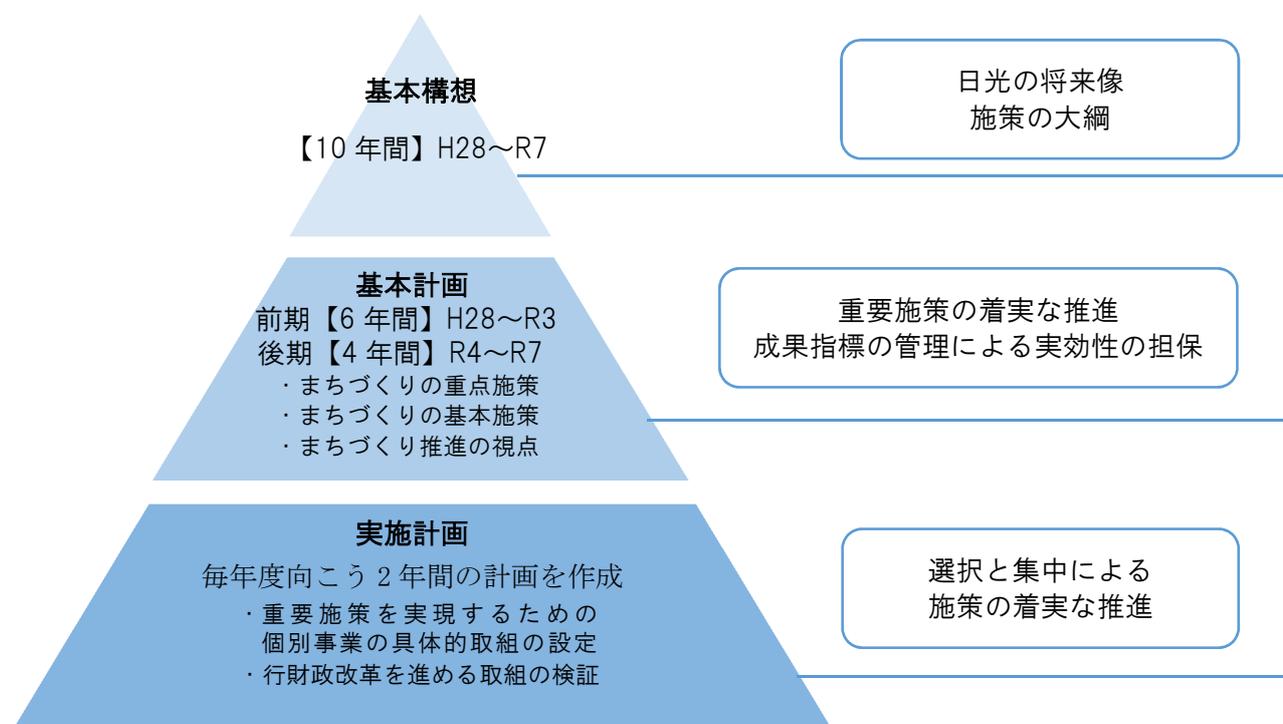
○ 総合計画の着実な推進

施策 目標

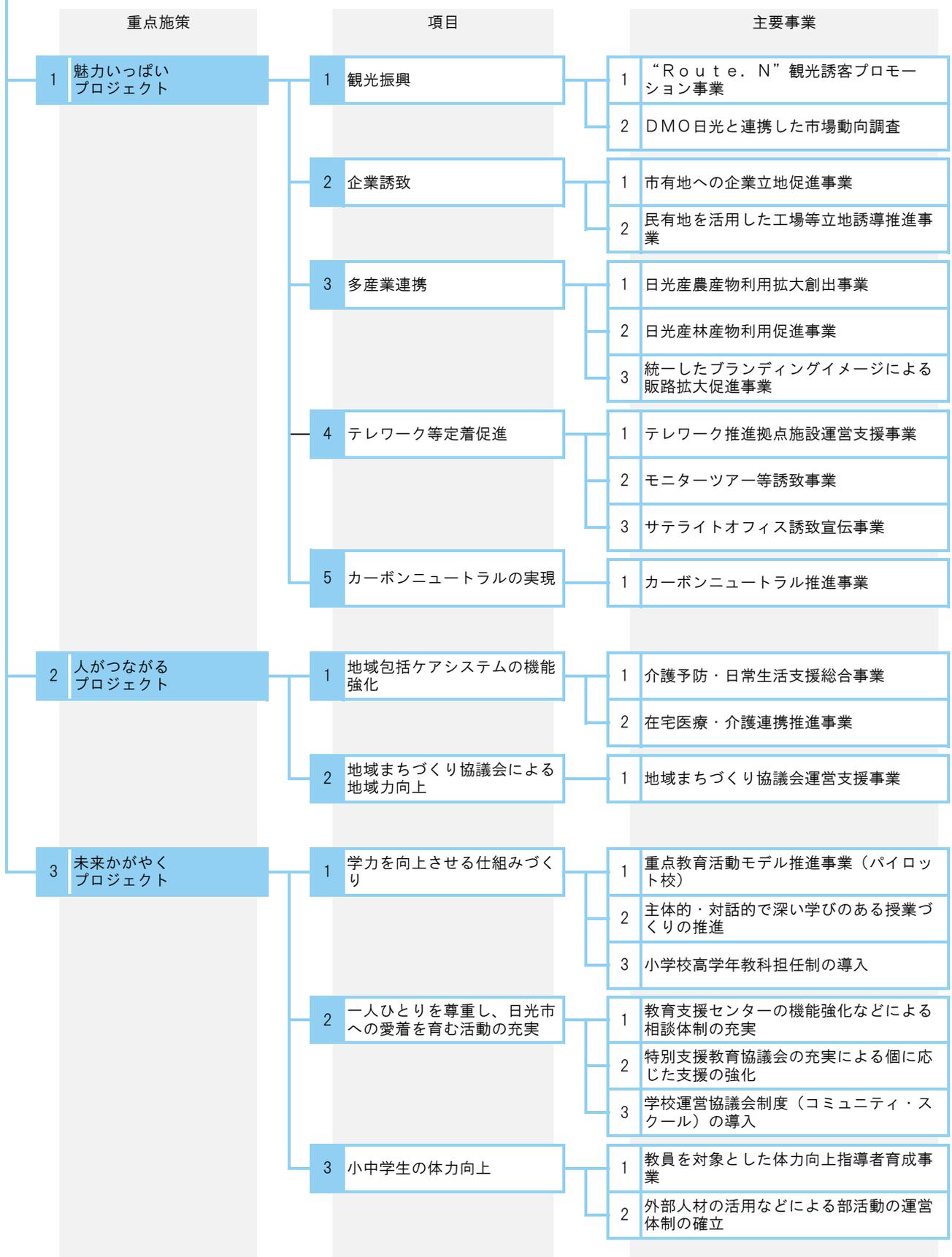
『総合計画を着実に推進するための仕組みの確立』

現状と課題

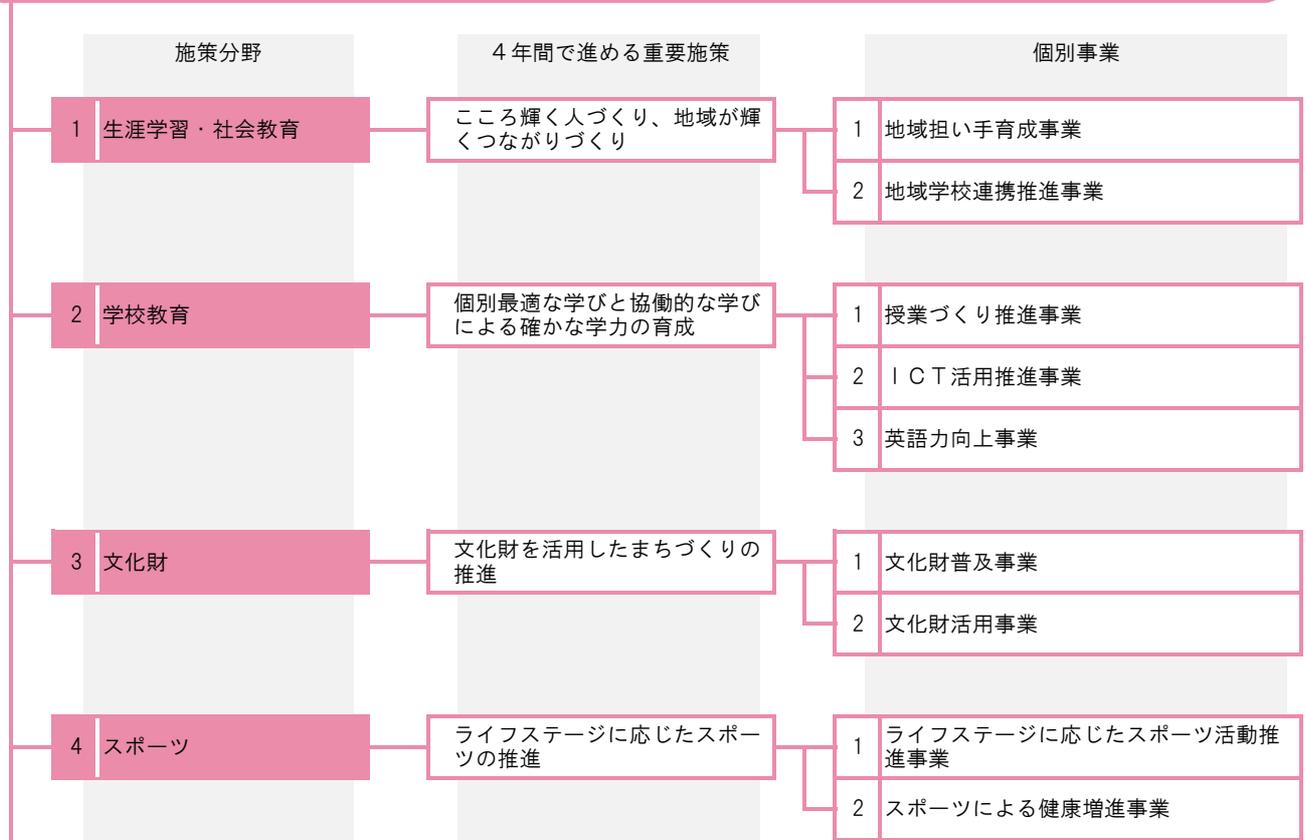
- ① 日光市の都市像の実現に向け、まちづくりの重点施策、まちづくりの基本施策、まちづくり推進の視点に掲げる重要施策を着実に推進する必要があります。
- ② 重要施策の実効性を担保するため、設定した成果指標の管理を行うとともに、個別事業の具体的な取組を、向こう2年間の実施計画に定めます。
- ③ 財政基盤の確立に向けた行財政改革を進める取組については、削減内容、削減効果などを明らかにし、実施計画を策定する中で検証を行います。
- ④ 後期基本計画に掲げた成果指標の進捗状況の管理を行い、これを公表し、施策の計画期間内の着実な推進を図ります。



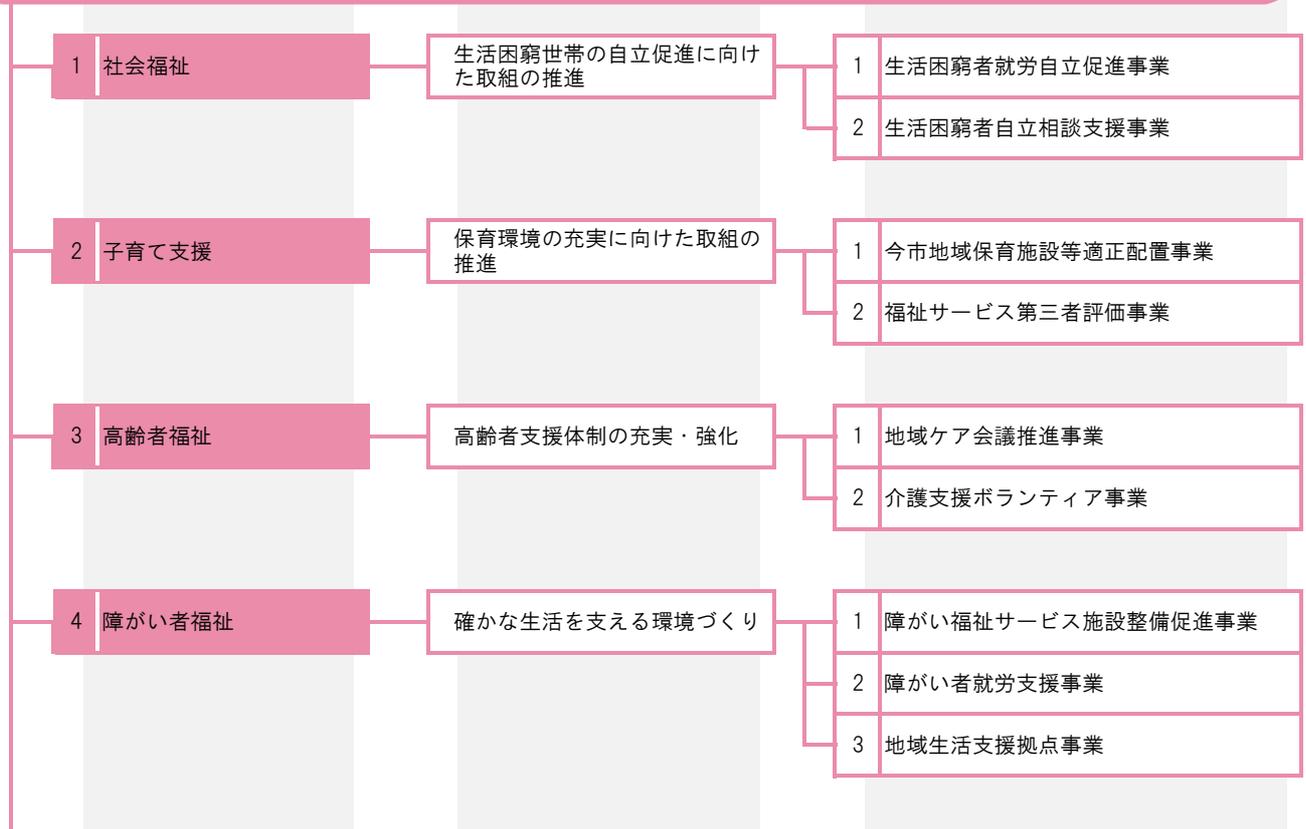
第2節 まちづくりの重点施策の内容

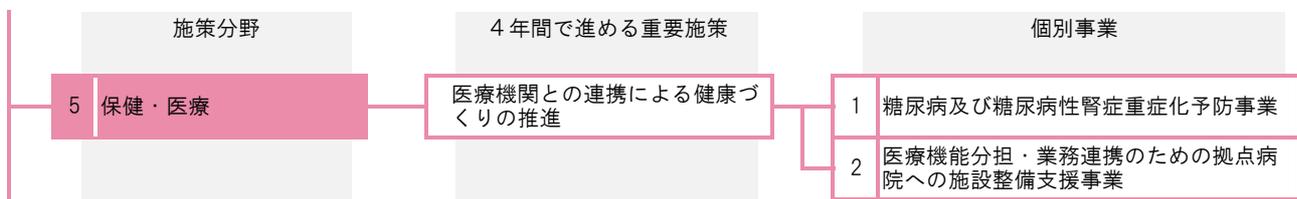


第1節 未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり

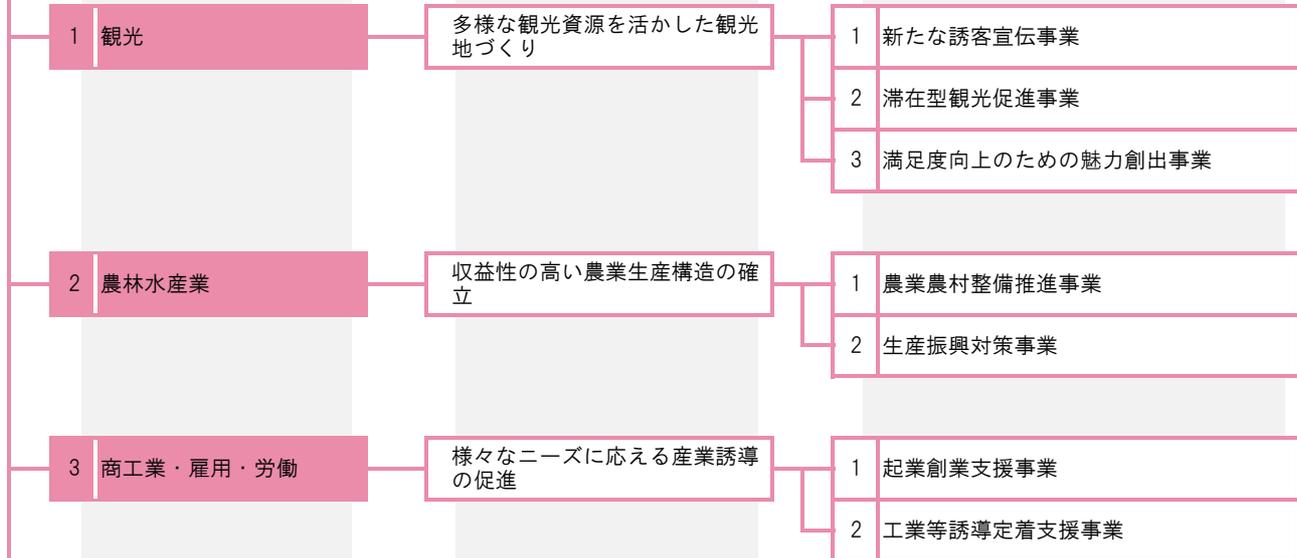


第2節 健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり

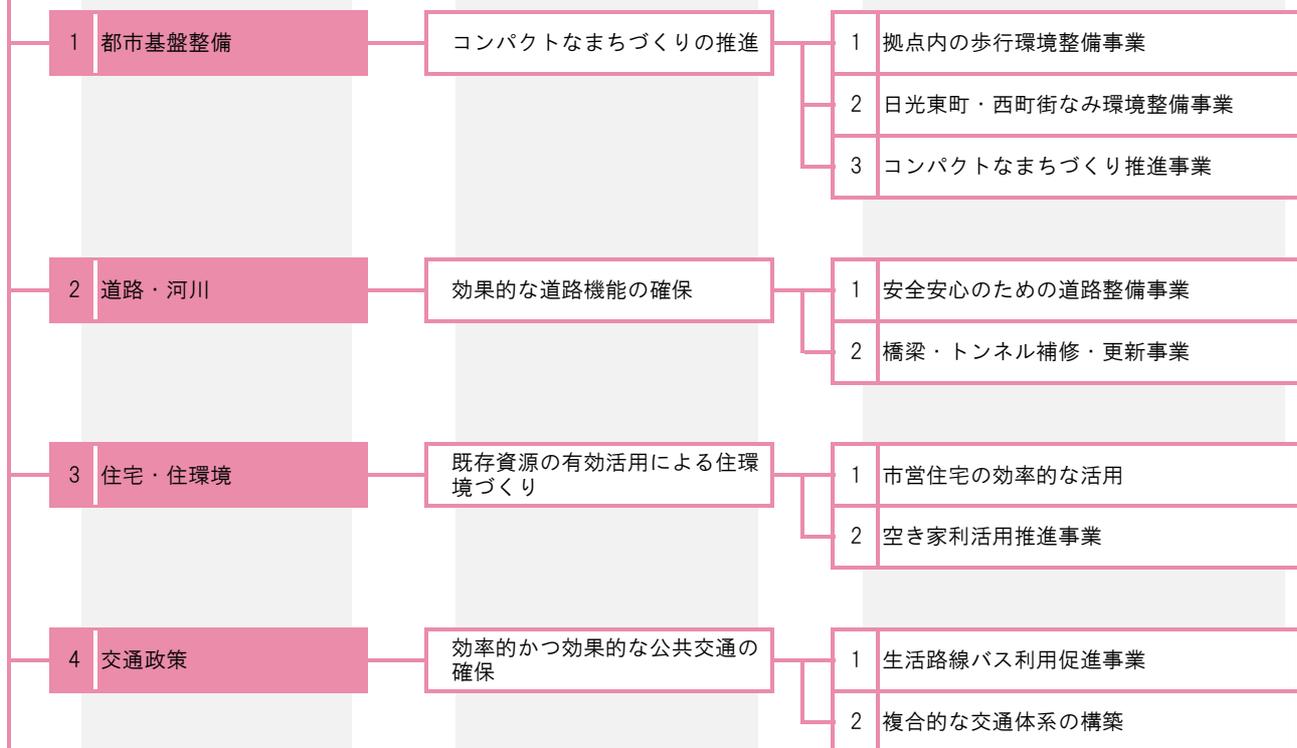




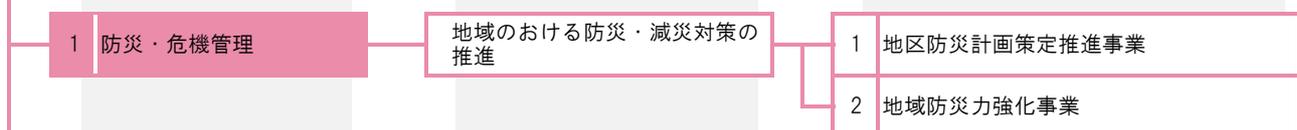
第3節 魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり

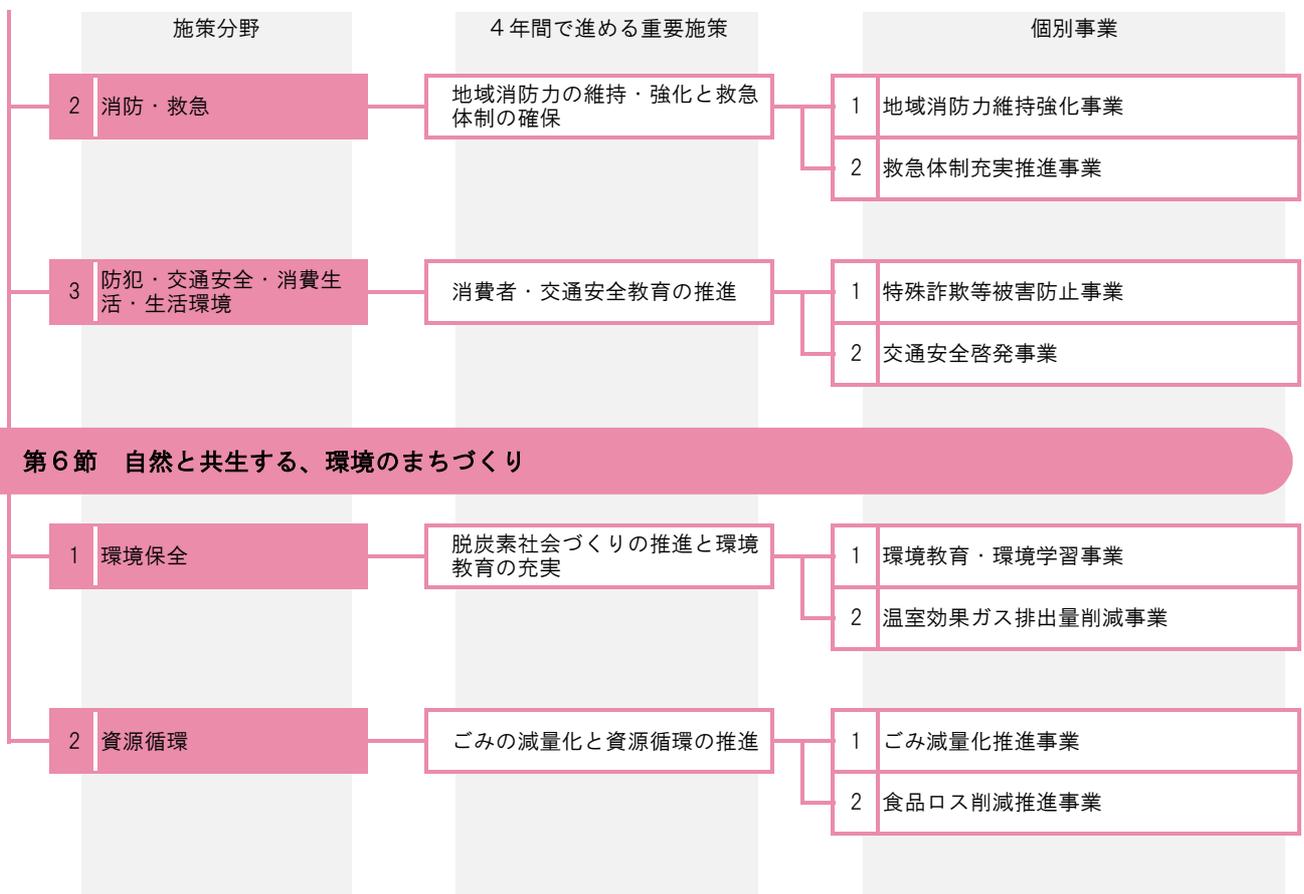


第4節 快適で住みよい、居住環境のまちづくり

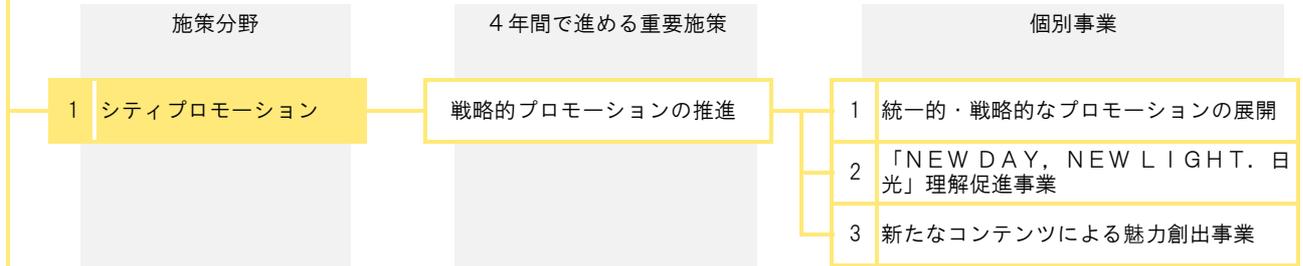


第5節 暮らしを支える、安全・安心のまちづくり





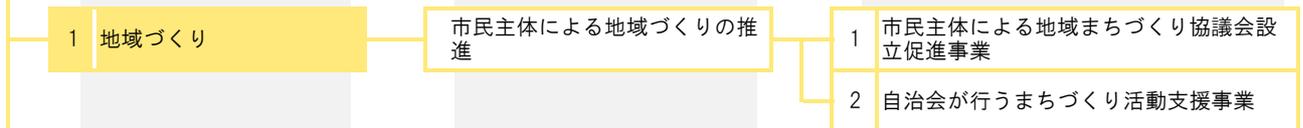
第1節 ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点



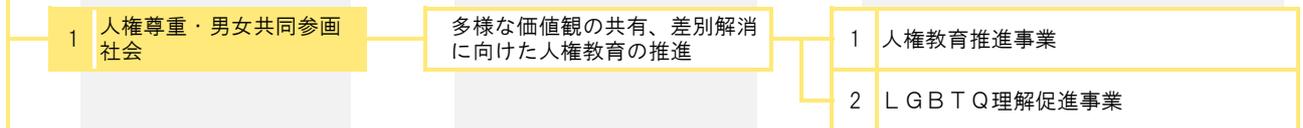
第2節 市民と行政が共にあゆむ、協働の視点



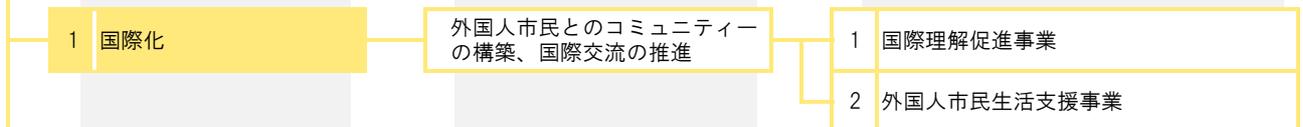
第3節 地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点



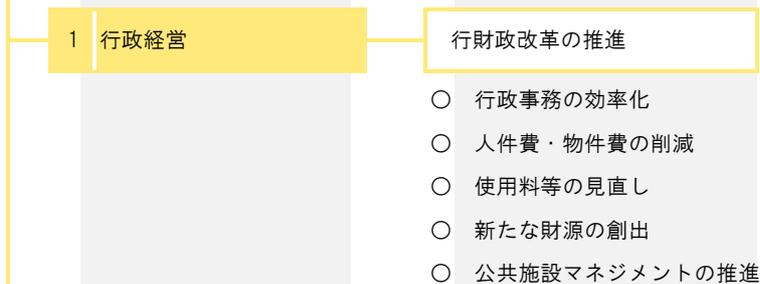
第4節 互いが尊重し合い、認め合う社会づくりの視点



第5節 世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点



第6節 健全な行政経営を確立する、行政改革の視点



第7節 柔軟で迅速な感染症への対応の視点



第2次日光市総合計画後期基本計画の策定経過

令和2年（2020年）

2月 12日	議員全員協議会（総合計画の概要、策定体制報告）
4月 1日	第2次総合計画庁内策定組織設置要領決定
4月 24日	総合計画策定委員会①（後期基本計画骨子協議） 後期基本計画骨子決定
7月 14日	議員全員協議会（前期基本計画の計画期間延長報告）
8月 18日	後期基本計画策定に向けた基本方針決定
8月 31日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画策定に向けた基本方針報告）
10月 23日	総合計画策定委員会②（基本構想の変更協議）
11月 5日	日光市議会総務常任委員会（基本構想の変更報告）
11月 10日	議員全員協議会（基本構想の変更報告）
11月 26日	議員全員協議会（基本構想の変更、前期基本計画の計画期間延長議案協議）
12月 16日	基本構想の変更、前期基本計画の計画期間延長決定

令和3年（2021年）

1月 22日	総合計画策定委員会③（後期基本計画の施策分野別素案協議）
~ 4月 25日 5月 21日	総合計画策定審議会委員募集
7月 1日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画骨子報告）
~ 7月 6日 11月 16日	総合計画部門別分科会（後期基本計画の施策分野別素案協議）…19回開催
7月 16日	議員全員協議会（後期基本計画骨子報告）
~ 7月 21日 12月 10日	総合計画策定委員会④~⑩（後期基本計画素案協議）…7回開催
9月 6日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画素案協議）
9月 14日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画素案協議）
10月 7日	総合計画策定審議会①（後期基本計画素案を総合計画策定審議会へ諮問、 後期基本計画素案説明）
10月 12日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画素案協議）
10月 27日	総合計画策定審議会②（後期基本計画素案協議）
11月 9日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画素案協議）
11月 26日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画素案協議）
12月 3日	総合計画策定審議会③（後期基本計画素案協議）
12月 9日	総合計画策定審議会から後期基本計画素案に対する答申
12月 10日	後期基本計画原案決定
12月 22日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画原案報告）
~ 12月 27日 1月 26日	後期基本計画原案に係るパブリックコメント実施

令和4年（2022年）

1月 27日	総合計画策定委員会⑪（後期基本計画原案修正報告）
2月 1日	日光市議会総務常任委員会（後期基本計画原案修正協議）
2月 4日	議員全員協議会（後期基本計画最終案最終案議案協議）
3月 9日	後期基本計画の計画決定

日光市総合計画策定審議会委員（20名）

氏名	推薦団体等	備考
中村 祐司	宇都宮大学	会長
長島 重夫	文星芸術大学	副会長
高橋 務	日光市自治会連合会	～令和3年10月27日
高橋 満	日光市自治会連合会	令和3年10月28日～
五味渕 一友	日光商工会議所	
大嶋 美智夫	上都賀農業協同組合	
八木澤 哲男	日光市観光協会	
渡邊 直美	日光市女性団体連絡協議会	
堀川 照子	日光市民生委員児童委員協議会連合会	
狐塚 崇宏	日光市青年会議所	
前野 芳子	日光市文化協会	
齋藤 智明	日光市スポーツ協会	
齋藤 亜也	日光市PTA連絡協議会	
佐藤 庄平	日光市社会福祉協議会	
馬場 和子	日光市国際交流協会	
手塚 良子	日光市福祉ボランティア団体協議会	
山田 功	日光市協働のまちづくり推進協議会	
大島 一比古	公募委員	
宮脇 強志	公募委員	
吉澤 將	公募委員	
吉新 信男	公募委員	